

訪 問 看 護

活用ガイド

2020 年度版



一般社団法人 静岡県訪問看護ステーション協議会

目 次

I	訪問看護とは	1
II	訪問看護のしくみ	4
III	訪問看護指示書について	9
IV	費用	13
V	資料	21
VI	県内の訪問看護ステーション紹介	30

I 訪問看護とは…

1. 訪問看護とは？

病気や障害があっても、住み慣れたご自宅で自由に生活したい。そんな皆様の思いを、看護の側面から支援するサービスが訪問看護です。

ご本人とご家族が、安心して毎日をご過ごしていただくために、医師との連携・健康状態の管理とサポート、在宅療養をより快適にするためのアドバイス・緊急時の対応・看取りの支援など、さまざまな支援を致します。歯科医師や薬剤師、理学療法士、ケアマネジャーなどの他職種とも連携し、状況に応じて他の在宅サービスとの連携・状況に応じた各種サービスの提案を致します。

2. 訪問看護を実施しているところは？

- ★ 訪問看護ステーションが行う訪問看護
- ★ 医療機関（病院・診療所）が行う訪問看護
- ★ 民間企業が行う訪問看護



3. 訪問看護は保険の種類によって利用方法が違うの？

- ★ 介護保険による訪問看護

介護保険で、要介護・要支援と認定された方は介護保険で利用できます。

- ★ 医療保険による訪問看護

病気やけが等により、居宅で継続して療養をされる方（要介護者等以外）は医療保険で利用できます。

4. どんな人が訪問看護を受けられるの？

主治医（かかりつけ医）が訪問看護が必要であると認めた乳幼児、妊産婦、褥婦から高齢者まで、全ての人が訪問看護を受けることができます。

病気の再発防止やリハビリなど第三次予防が必要な人から、在宅療養する障がい者と生活自立困難者とその家族、在宅で医療機器を使っている人、末期状態にある人など、看護と介護を必要とする人全ての人が対象になります。

5. 訪問看護にはどんなサービスがあるの？

訪問看護ステーションでは主に次のようなサービスを提供します。

① 病状や健康状態の管理と看護

- ★定期的な病状観察により、健康管理と共に変化を早期に発見できます。
- ★主治医との連携により、病状変化に速やかに対応でき重症化を予防できます。

② 医療処置・治療上の看護

- ★退院直後に利用することで、介護者が行う医療処置の手技や管理方法の確認ができ、安全に生活するための医療環境を整えることができます。
- ★必要な医療処置・医療的管理・セルフケアの指導を実施できます。
- ★人工呼吸器・在宅酸素・IVH など複雑な機器を定期的に管理し、医師や医療機関との連携により異常時や緊急時の対応が可能です。

③ リハビリテーション看護

- ★運動機能回復の可能性を判断しつつ、日常生活が自立するためのケアを提供します。
- ★リハビリテーション導入の提案と共に、PT・OT・ST と協働連携し、リハビリテーションを継続的に実施できます。
- ★福祉用具導入の判断・利用効果を見極め・評価ができます。

④ 家族の相談と支援

- ★家族の介護状況や健康状態にも配慮し、生活全体を考えた介護指導、精神的な支援ができます。
- ★初めて介護を担う方でも、上手に介護できるように支援します。
- ★24 時間対応体制の届出をしている訪問看護ステーションでは、夜間休日でも電話での相談や必要に応じて訪問看護の実施ができ、利用者や介護者を支援します。
- ★看護師の視点から利用者の状況変化を把握し、ケアマネジャーへ報告できるので、サービス見直しの時期を逃さず、再アセスメントの時期を掴みやすくなります。

⑤ 療養環境の調整と支援

- ★心疾患・呼吸器疾患の入浴介助など、全身状態の変化に応じた清潔ケアができます。
- ★便秘や下痢の時の処置や指導により、排便コントロールの支援ができます。
- ★糖尿病、心・腎障害、低栄養状態など、栄養管理が必要な利用者への指導により、悪化

や合併症の予防ができます。

- ★薬の飲みすぎ・間違いなどを早期発見すると共に、自己管理できるように工夫し、病気の悪化を予防し病状の安定が得られます。

⑥ 認知症と精神障害の看護

- ★認知症の利用者家族が病気を理解し適切に介護できるよう、指導・支援することで、安定したケア体制を築くことができます。
- ★認知症等により薬が正しく服用できない利用者に対して服薬管理を行うことで、病気の悪化を予防し、病状の安定が得られます。

⑦ ターミナルケア

- ★利用者や家族が望む生き方を全うできるように支援します。
- ★医療ニーズが高くなると共に介護者へのサポートが重要になる終末期において、主治医を中心としたケアチームの中で看護の専門性を発揮できます。
 - ⇒予後予測に基づいて、段階的に利用者や家族に看取りの準備教育をします。
 - ⇒苦痛を最小限にするケアを提供します。
(痛みの緩和・便秘対応・褥瘡予防・経口摂取困難への対応・安楽な介護方法等)
 - ⇒家族への精神的支援やグリーフケア(看取りから看取り後のケア)
- ★主治医と病状に合わせた連絡調整を行い、痛みなどの症状緩和や麻薬等の調整、必要時の医療処置への対応が速やかにできます。
- ★24 時間連絡体制の届出をしている訪問看護ステーションでは、緊急時の電話相談や必要に応じた訪問看護の実施ができるので、利用者や介護者の安心につながります。

⑧ 在宅移行支援

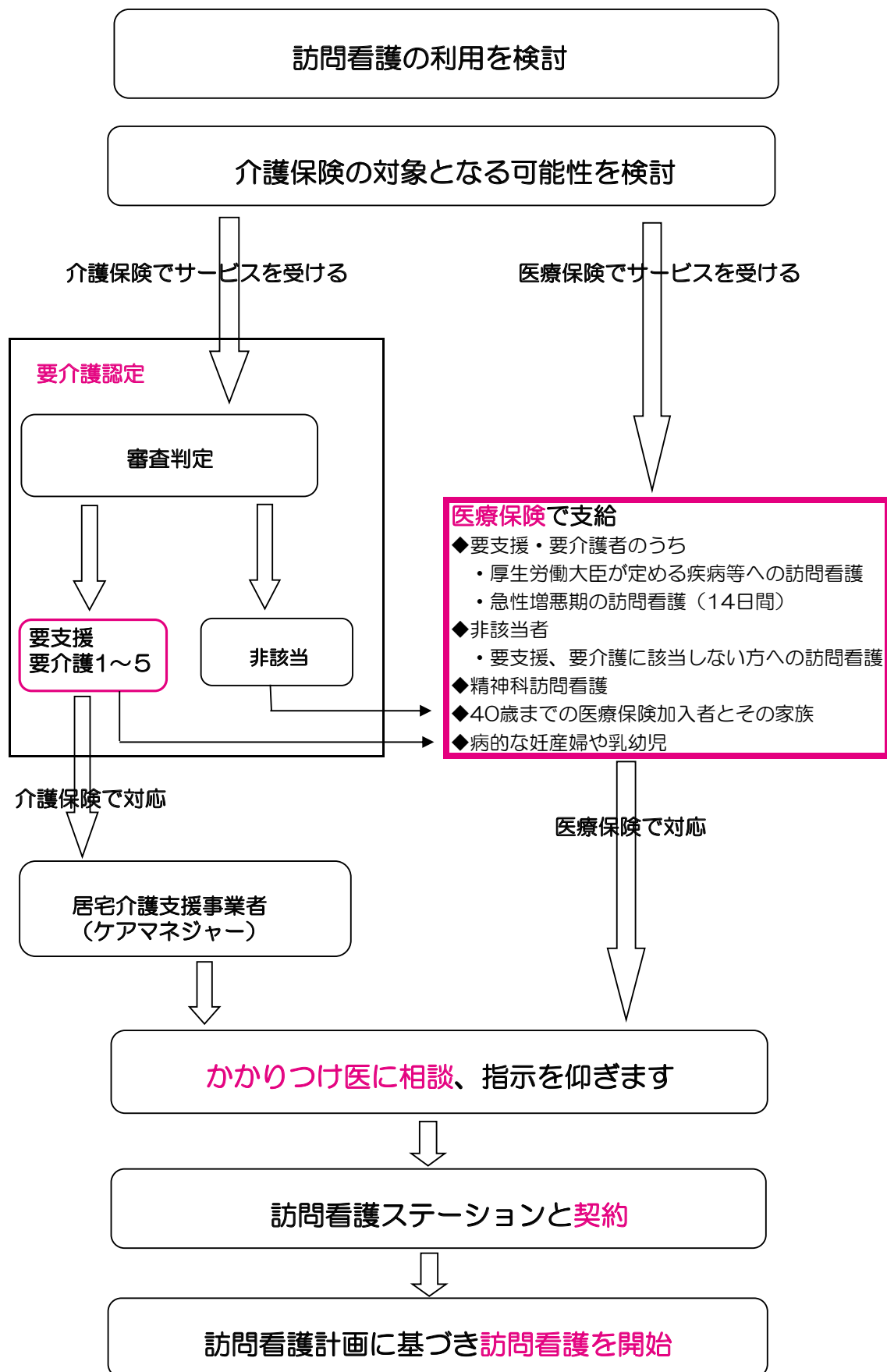
- ★入院中に医療機関で行った療養指導、生活指導を在宅で継続できます。

⑨ 地域の社会資源の活用

- ★ケアマネジャーへ、福祉用具導入の判断・利用効果などを評価・提案し、再アセスメントやサービスの見直しができます。

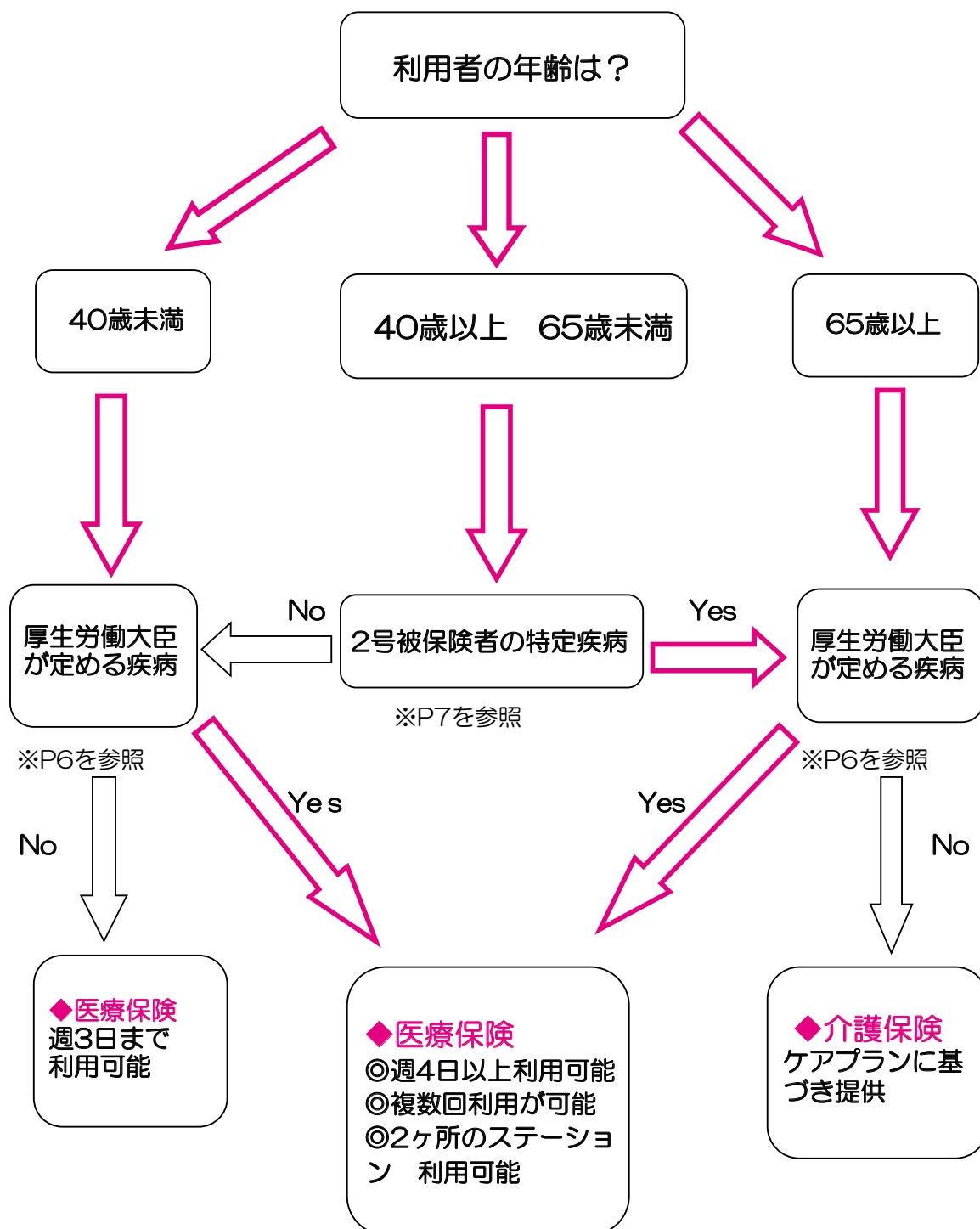


Ⅱ 訪問看護のしくみ



介護保険と医療保険どちらを使うの？

※ 矢印に沿って確認して下さい。



要介護者等の場合で、訪問看護が医療保険の扱いになるのは？

- ★介護保険の要支援や要介護者でも下記の場合は、訪問看護は医療保険での扱いになります。
- ★訪問看護指示書に、下記の疾病や状態が記載されている必要があります。
- ★通常、医療保険による訪問看護は週３日ですが、下記の場合には、週４日以上訪問や２か所の訪問看護ステーションの利用が可能です。１日の回数制限はありませんが加算費用が異なります。週７日の計画の場合は、３か所の訪問看護ステーションからの利用が可能です。

(特掲診療料の施設基準等 別表七)	
要介護者等の場合でも、訪問看護が医療保険の扱いになる疾病等	
※１．末期の悪性腫瘍	
※２．多発性硬化症	
※３．重症筋無力症	
※４．スモン	
※５．筋萎縮性側索硬化症	
※６．脊髄小脳変性症	
※７．ハンチントン舞蹈病	
※８．進行性筋ジストロフィー症	
※９．パーキンソン病関連疾患	
進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症、パーキンソン病（ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ３以上であって生活機能障害度がⅡ度またはⅢ度のものに限る）	
※１０．多系統萎縮症	
（線条体黒質変性症、オリブ橋小脳萎縮症、シャイ・ドレーガー症候群）	
※１１．プリオン病	
※１２．亜急性硬化性全脳炎	
※１３．ライソゾーム病	
※１４．副腎白質ジストロフィー	
※１５．脊髄性筋萎縮症	
※１６．球脊髄性筋萎縮症	
※１７．慢性炎症性脱髄性多発神経炎	
※１８．後天性免疫不全症候群	
※１９．頸髄損傷	
※２０．人工呼吸器を使用している状態	
２１．急性増悪等により頻回の訪問看護を行う必要がある旨の	<u>特別訪問看護指示の日から 14 日間以内</u>
２２．精神障害者の場合（精神科訪問看護基本療養費を算定）	認知症は除く
２３．入院中の一時的な外泊時	

上記の※１～２０は、厚生労働大臣が定める疾病等です。

(特掲診療料の施設基準等 別表八)

要介護者等の場合には、訪問看護は介護保険が優先される疾病等

1. 在宅悪性腫瘍患者若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態にある者
または気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態にある者
2. 以下のいずれかを受けている状態にある者
在宅自己腹膜灌流指導管理
在宅血液透析指導管理
在宅酸素療法指導管理
在宅中心静脈栄養法指導管理
在宅成分栄養経管栄養法指導管理
在宅自己導尿指導管理
在宅人工呼吸指導管理
在宅持続陽圧呼吸療法指導管理
在宅自己疼痛管理指導管理
在宅肺高血圧症患者指導管理
3. 人工肛門又は人工膀胱を設置している状態にある者
4. 真皮を越える褥瘡の状態にある者
5. 在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している者

※上記は特別管理加算の対象者です。

特定疾病（介護保険法施行令第2条）

40歳以上65歳未満（第2号被保険者）でも要介護認定によって介護保険が利用できる疾患

1. がん（末期）
2. 関節リウマチ
3. 筋萎縮性側索硬化症
4. 後縦靱帯骨化症
5. 骨折を伴う骨粗鬆症
6. 初老期における認知症
7. 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病
8. 脊髄小脳変性症
9. 脊柱管狭窄症
10. 早老症
11. 多系統萎縮症
12. 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症
13. 脳血管疾患
14. 閉塞性動脈硬化症
15. 慢性閉塞性肺疾患
16. 両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

施設と訪問看護利用適応

高齢者入所施設種類		入所対象者と施設の概要			訪問看護利用			備考
					利用可否	保険	契約	
介護保険施設	指定介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	在宅生活が困難な要介護3以上の要介護者を対象に療養上のケアやリハビリを受け、自立を目指す施設。 入所期間：無制限			△	医療	個人	末期の悪性腫瘍のみ
	介護老人保健施設	病状の安定した状態で、常勤医の医学的管理のもと機能訓練や介護を受け、在宅への復帰を目指す施設。 入所期間：3ヶ月			×			
	指定介護療養型医療施設	入院治療は必要としないが継続的に医療サービスを受ける必要のある高齢者が対象で、介護に重点を置いた施設。 通常入所期間：6ヶ月			×			
	介護医療院	長期的な医療と介護のニーズを併せ持つ要介護1以上の高齢者を対象とし、「日常的な医学管理」や「看取りやターミナルケア」等の医療機関と「生活施設」としての機能を兼ね備えた施設。介護療養病床等からの転換施設。			×			
軽費老人ホーム	A型	身寄りのない、あるいは家族との生活が困難な60歳以上の高齢者が対象で、食事の提供がある。			○	介護医療	個人	
	B型	A型と同様で、自炊できる状態の人が対象			○	介護医療	個人	
	ケアハウス	家庭環境、住宅事情などの理由により、在宅生活困難な高齢者が対象で、居住機能と福祉機能を併せ持った施設。	特定施設指定	あり	△	医療	個人	特別指示書または、厚生労働大臣が定める疾病等
				なし	○	介護医療	個人	
有料老人ホーム	健康型	介護不要の自立生活者のみを対象とした施設			○	介護医療	個人	
	住宅型	生活支援等のサービスが付いた高齢者向けの居住施設で外部サービスが受けられる。			○	介護医療	個人	
	介護付	都道府県から『特定施設入居者生活介護』に指定された高齢者向けの居住施設。24時間体制で介護スタッフが常駐し、サービスを受けることができる。	一般型		△	医療	個人	特別指示書または、厚生労働大臣が定める疾病等
			外部サービス利用型		○	介護	施設	
						医療	個人	特別指示書または、厚生労働大臣が定める疾病等
	養護老人ホーム	身の回りのことができる65歳以上の高齢者で在宅生活困難者が対象である。			○	介護医療	個人	
	サービス付高齢者向住宅	高齢者が安心・円滑に入居できる賃貸住宅で安否確認や生活支援サービスを受けることができる。	特定施設指定	あり	△	医療	個人	特別指示書または、厚生労働大臣が定める疾病等
				なし	○	介護医療	個人	
	認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	5～9人の1ユニットとし（最大2ユニットまで）要支援2以上の認知症高齢者がスタッフの介護の下共同生活を行う地域密着型の介護施設。			△	介護	施設	施設が医療連携体制加算を算定
						医療	個人	特別指示書または、厚生労働大臣が定める疾病等
	小規模多機能型居宅介護	利用者の選択に応じて、施設への「通い」や短期間の「宿泊」「訪問」を組み合わせ、自立した生活を目指す。			△ (宿泊時)	介護	施設	
						医療	個人	特別指示書または、厚生労働大臣が定める疾病等
	短期入所生活介護施設	併設型と単独型があり、介護者の疾病や冠婚葬祭、旅行などの理由で一時的入所させるショートステイ施設。			△	介護	施設	施設が在宅中重度者受け入れ加算を算定
						医療	個人	末期の悪性腫瘍のみ
	生活支援ハウス (高齢者生活福祉センター)	介護支援機能、居住機能及び地域住民との交流機能等を提供する施設。			○	介護医療	個人	

Ⅲ 訪問看護指示書について

訪問看護指示書の種類と留意点

1. 訪問看護指示書（P11 参照）

- ★通常使用される訪問看護指示書です。
- ★主治医は訪問看護ステーションに、訪問看護指示書の原本を交付します。
- ★指示期間は、最長 6 ヶ月までです。記載がない場合の指示期間は 1 ヶ月です。
- ★訪問看護指示書交付の際、月 1 回主治医は 300 点を算定できます。
- ★2 ヶ所以上の訪問看護ステーションから訪問看護を提供する場合は、それぞれの訪問看護ステーションに指示書を交付することになっています。（算定は 1 回のみ）

2. 特別訪問看護指示書（P12 参照）

- ★利用者の急性増悪などにより、頻回の訪問看護が必要になった場合に交付します。
⇒ 介護保険対象の利用者の場合、医療保険による訪問看護に切り替わります。
- ★特別訪問看護指示書による訪問看護は、上記の「訪問看護指示書」が交付されていることが前提条件となります。
- ★特別訪問看護指示書の交付は原則月 1 回で、主治医は 100 点を算定できます。但し、「気管カニューレを使用している状態にある者」「真皮を越える褥瘡の状態にある者」については、月 2 回まで交付できます。
- ★指示期間は、14 日までです。月をまたいてもかまいません。
- ★急性増悪の症状が改善し、指示期間を訂正して頂いた場合、訪問看護は介護保険対応に戻ります。

3. 在宅患者訪問点滴注射指示書

- ★週 3 回以上の点滴注射を行う必要を認め、訪問看護ステーションに対して指示を行う場合に交付します。
- ★患者 1 人につき週 1 回（指示期間 7 日以内）に限り、月に何回でも交付できます。
- ★週 3 回以上の点滴を実施した場合、在宅患者訪問点滴注射管理料として主治医は 100 点を、3 日目の日に算定できます。
- ★持続点滴の場合、指示書は不要です。

4. 精神科訪問看護指示書

- ★精神科を標榜する保険医療機関の精神科を担当する主治医が交付でき、月 1 回主治医は 300 点を算定できます。
- ★精神訪問看護指示書を交付した場合は、訪問看護指示書は必要ありません。

訪問看護指示書を交付するにあたっての連携上の留意点

1. ケアマネジャーとの連携

介護保険における居宅サービス計画（ケアプラン）の中に医療系サービス（訪問看護、訪問リハビリ）を位置づける場合には、ケアマネジャーは利用者・家族の同意を得て、主治医に意見を求めることになっています。

2. 入院中から医療機関と連携する場合の訪問看護指示書

入院中または介護老人保健施設に入所中で、退院・退所後に訪問看護を受けようとする利用者・家族と入院施設の医師等が退院後の在宅療養についての指導を入院（入所）施設で行った場合に「退院時共同指導加算」の算定ができます。その際にも訪問看護指示書が必要です。

3. 外泊中の入院患者に対する訪問看護

退院後に訪問看護を受けようとする入院患者が、在宅療養に備えて一時的に外泊する際、訪問看護の利用が可能です。要支援・要介護者であっても、入院期間の外泊中の訪問看護は医療保険での算定です。

入院中 1 回限りの利用ですが、がんの末期・神経難病等、厚生労働大臣の定める疾患や特別管理加算の対象者は、入院中 2 回まで利用できます。

4. 複数の医療機関を受診している場合

- ★利用者が複数の医療機関を受診している場合、利用者に対して主として診療を行う医師が「主治医」として訪問看護指示書を交付するのが原則です。
※訪問看護指示書を交付する医師は 1 人です。
- ★複数の医療機関を受診している場合には、主治医である医師が他の医師の指示を集約して訪問看護指示書に記載します。 ※診療情報提供書の活用が推奨されています。
- ★特別訪問看護指示書は、通常の訪問看護指示書を交付している医師が交付します。

5. 主治医の皆様へ

- ★在宅で医療機器の管理をする場合には、主治医が「該当する指導管理料」を算定できます。
- ★必要な衛生材料および保険医療材料を提供した場合、訪問看護指示料を算定した月のみ、衛生材料等提供加算として 80 点を加算することができます。
- ★患者の入院入所時に診療情報提供書に訪問看護ステーションからの情報提供書を添付すると 50 点を加算することができます。

訪問看護指示書を記入する際の注意点

訪問看護指示書
在宅患者訪問点滴注射指示書

表示期間:1ヶ月～6ヶ月
未記入の場合:1ヶ月と判断
点滴の指示期間:1週間

※該当する指示書を○で囲むこと

訪問看護指示期間(令和 2年 4月 1日～ 令和 2年9月30日) ←
点滴注射指示期間(令和 2年 4月 1日～ 令和 2年4月 8日) ←

患者氏名	○○○○○		生年月日	明・大・昭・平 ○年○月○日 (○○歳)	
患者住所	○○○ ○○○ ○○○○		電話	(○○○)○○○-○○○○	
主たる傷病名	ここに書かれる傷病名により、介護保険の対象か医療保険の対象かの判断基準になります。				
現在の状況(該当項目に○等)	病状・治療状態				
	投与中の薬剤の用量・用法	1. 2. 3. 4. 5. 6.			
	日常生活自立度	寝たきり度	J1・J2・A1・A2・B1・B2・C1・C2		
		認知症の状況	I・IIa・IIb・IIIa・IIIb・IV・M		
	要介護認定の状況	要支援(12) 要介護(12345)			
	褥瘡の深さ	NPUAP分類 III度 IV度 DESIGN分類 D3 D4 D5			
装着・使用医療機器等	1. 自動腹膜灌流装置 2. 透析液供給装置 3. 酸素療法(/min) 4. 吸引器 5. 中心静脈栄養 6. 輸液ポンプ 7. 経管栄養(経鼻・胃瘻: サイズ、日に1回交換) 8. 留置カテーテル(サイズ、日に1回交換) 9. 人工呼吸器(陽圧式・陰圧式: 設定 ○をつけた時には()内は必ず記入して下さい。) 10. 気管カニューレ(サイズ) 11. ドレーン(部位:) 12. 人工肛門 13. 人工膀胱 14. その他()				
留意事項及び指示事項					
I 療養生活指導上の留意事項					
II 1. リハビリテーション 2. 褥瘡の処置等 3. 装着・使用医療機器等の操作援助・管理 4. その他					
在宅患者訪問点滴注射に関する指示(投与薬剤・投与量・投与方法等)					
緊急時の連絡先 不在時の対応法					
特記すべき留意事項 (注:薬の相互作用・副作用についての留意点、薬物アレルギーの既往、定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び複合型サービス利用時の留意事項等があれば記載して下さい。)					
他の訪問看護ステーションへの指示 複数の訪問看護ステーションに訪問看護指示書を交付している場合に(無 有:指定訪問看護ステーション名 記入して下さい。)					
たんの吸引等実施のための訪問介護事業所への指示(無 有:訪問介護事業所名)					

①看護師が行う「診療の補助」行為については、具体的な指示を記載して下さい。
②褥瘡処置の場合は、深さの分類に○を付けて下さい。

上記のとおり、指示いたします。

指示期間開始より以前の日付を記入して下さい。

令和 2年 3月 30日

医療機関名
住所
電話
(FAX)
医師氏名

印

指定訪問看護ステーション

殿

特別訪問看護指示書・在宅患者訪問点滴注射指示書

※該当する指示書を○で囲むこと

特別指示期間:2週間

点滴の指示期間:1週間

特別看護指示期間（令和 2 年 7 月 1 日～令和 2 年 7 月 14 日）

点滴注射指示期間（令和 2 年 7 月 1 日～令和 2 年 7 月 7 日）

患者氏名	〇〇〇〇〇	生年月日		明・大・昭・平	〇 年
				〇 月	〇 日（〇 歳）
症状・主訴 特別訪問看護指示書を発行する理由（症状等）を記載して下さい。 一時的に訪問看護が頻回に必要な理由： 例：〇月〇日より 39 度台の発熱。湿性咳嗽、痰がらみ出現。 脳梗塞後遺症にて、麻痺・拘縮あり、痰の自力喀出できないため、頻回の痰の吸引が必要になっています。					
留意事項及び指示事項 （注：点滴注射薬の相互作用・副作用についての留意点があれば記載してください。） 訪問看護への指示等を記載してください。 例：頻回の訪問看護が必要です。急変時にはご連絡下さい。					
点滴注射指示内容（投与薬剤・投与量・投与方法等） 抗生剤〇〇〇 〇 g + 生食 100ml / 日					
緊急時の連絡先等 090-〇×▲△-〇×××					

上記のとおり指示いたします。

令和 2 年 7 月 1 日

医療機関名

住所

電話・FAX

医師氏名

印

訪問看護ステーション▲▲ 殿

IV 費 用

- ① 訪問看護費 (介護保険) P13
- ② 訪問看護療養費 (医療保険) P15
- ③ 在宅医療における診療報酬 P17
- ④ 在宅療養指導管理料 一覧 P19
- ⑤ 在宅療養指導管理材料加算一覧 P20

Ⅳ 費用

① 訪問看護費 介護保険

令和元年10月1日改定

介護保険			サービス内容略称	単位数（ ）内は 予防訪問看護
訪問看護費	20分未満 ※1		訪問看護 I 1	312（301）
	30分未満		訪問看護 I 2	469（449）
	30分以上1時間未満		訪問看護 I 3	819（790）
	1時間以上1時間半未満		訪問看護 I 4	1,122（1,084）
	理学療法士	一回（20分）につき	訪問看護 I 5	297（287）
	作業療法士	1日に2回を超えて実施する場合90/100 ※2	訪問看護 I 5・2超	267（258）
	言語療法士			
★早朝（午前6時～午前8時）・夜間（午後6時～午後10時）は25%増 深夜（午後10時～午前6時）は50%増 但し、緊急訪問の場合は2回目以降加算される。 ★准看護師の訪問の場合、所定単位数の90%で算定 ★以下の利用者の場合は所定単位数の90%で算定する ①指定訪問看護事業所の所在する建物と同一敷地内、又は隣接する敷地内の建物に居住する利用者で、1か月あたりの利用者が20人以上50人未満の場合 ②同一建物内に居住する利用者の人数が1日当たり20人以上の場合 ★以下の利用者の場合は所定単位数の85%で算定する ・指定訪問看護事業所と同一敷地内、又は隣接する敷地内の建物に居住する利用者で、1か月あたりの利用者が50人以上の場合				
加算	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携して訪問看護を行った場合（1月につき）※3			2,945
	緊急時訪問看護加算（月1回）	区分支給限度基準額の算定対象外	緊急時訪問看護加算 1	574
	特別管理加算（月1回） ※4		特別管理加算 I	500
			特別管理加算 II	250
	ターミナルケア加算（適応時）※5			ターミナルケア加算
	長時間訪問看護加算（1回につき） ※6		長時間訪問看護加算	300
	複数名訪問加算Ⅰ（1回につき） ※7（2人の看護師等）	30分未満	複数名訪問加算Ⅰ	254
		30分以上		402
	複数名訪問加算Ⅱ（1回につき） ※7（看護師と看護補助者）	30分未満	複数名訪問加算Ⅱ	201
		30分以上		317
	サービス提供体制強化加算（1回につき） ※8		サービス提供体制強化加算	6
	サービス提供体制強化加算（1月につき） ※8 ＊定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携して訪問看護を行った場合		サービス提供体制強化加算	50
	看護体制強化加算Ⅰ（1月につき） ※9		看護体制強化加算Ⅰ	600
	看護体制強化加算Ⅱ（1月につき） ※9		看護体制強化加算Ⅱ	300
	退院時共同指導加算 ※10 初回訪問時1回 特別な管理を要する者である場合2回まで		退院時共同指導加算	600
	初回加算 ※11		初回加算	300
	特別地域訪問看護加算 ※12			単位数の15%
中山間地域等にある小規模事業所の加算 ※13			単位数の10%	
中山間地域等への訪問看護提供加算 ※14			単位数の5%	
看護・介護職員連携強化加算 ※15		介護連携強化加算	250	

※1 利用者に対し週に1回以上20分以上の訪問看護を実施し、かつ、必要に応じ24時間訪問看護できる体制を整備している

※2 1日に2回を超えて訪問看護を行う場合、1回につき所定単位数に90/100を乗じた単位数を算定する
1週間に6回を限度に算定する

- ※3 ・緊急時訪問看護加算の要件を満たしていること
 - ・准看護師が訪問看護を行った場合は所定点数100分の98の相当する単位数を算定する
 - ・要介護5の利用者に対しては1月に800単位を所定点数に加算する
 - ・1人の利用者に対し、1つの指定訪問看護事業所が訪問看護費を算定している場合は別の指定訪問看護事業所は当該訪問看護費は算定しない
 - ・月の途中で特別指示書が交付された場合や末期の悪性腫瘍または厚生労働大臣が定める疾患となった場合はその日数に応じて減算となる
- ※4 特別な管理を必要とする利用者（P21参照）に計画的な管理を行った場合で、状態により区分する
 - ・特別管理加算Ⅰ：在宅悪性腫瘍患者指導管理等を受けている状態や留置カテーテル等を使用している状態
 - ・特別管理加算Ⅱ：在宅酸素療法指導管理等を受けている状態や真皮を越える褥瘡の状態
- ※5 在宅で死亡した利用者について、下記の基準に適合し、死亡日及び死亡前14日以内に2日以上（同期間医療保険による訪問看護の提供を受けている場合は、1日以上）ターミナルケアを行った場合（ターミナルケアを行った後、24時間以内に在宅以外で死亡した場合を含む）
 - ・24時間連絡が取れる体制を確保し、かつ、必要に応じて訪問看護を行う体制を整備している
 - ・主治医との連携の下にターミナルケアに係る計画及び支援体制について「人生の最終段階における医療の決定プロセスにおけるガイドライン」等の内容を踏まえ、利用者及び家族に説明・同意を得てターミナルケアを行っている
 - ・ターミナルケアの提供について利用者の身体状況の変化等必要な事項が適切に記録されている
- ※6 訪問看護に際し特別な管理を必要とする利用者（P21参照）に対して、1時間～1時間30分未満の訪問看護を行った後に引き続き訪問看護を行った場合
- ※7 下記の基準を満たし、利用者や家族の同意を得て、同時に複数の看護師等が1人の利用者に訪問看護を行った場合
 - ①利用者の身体的理由により1人の看護師等による訪問看護が困難と認められる場合
 - ②暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合
 - ③その他利用者の状況から判断して、上記①②に準ずると認められる場合
- ※8 下記の基準に適合し、都道府県知事に届け出た指定訪問看護事業所が、利用者に対し訪問看護を行った場合
 - ・当該訪問看護事業所の全ての看護師等に対し、看護師等ごとの研修計画を作成し、計画に従い研修（外部を含む）を実施又は実施を予定している
 - ・利用に関する情報やサービス提供にあたって、留意事項の伝達又は看護師等の技術指導を目的とした会議を定期的に開催する
 - ・当該訪問看護事業所の全ての看護師等に対し、健康診断を定期的に実施する
- ※9 下記のいずれの基準にも適合し、都道府県知事に届け出た指定訪問看護事業所が訪問看護の提供体制を強化した場合
 - ・算定日が属する月の前6か月において指定訪問看護事業所における利用者の総数のうち緊急時訪問看護加算を算定した利用者の占める割合が50%以上であること
 - ・算定日が属する月の前6か月において、指定訪問看護事業所の利用者の総数のうち特別管理加算を算定した利用者の占める割合が30%以上であること
 - ・算定日が属する月の前12か月において、指定訪問看護事業所におけるターミナルケア加算を算定した利用者が1名以上5名未満はⅠ、5名以上あればⅡを算定する（介護予防は除く）
- ※10 病院、診療所又は介護老人保健施設に入院中もしくは入所中のものに対して、主治医等と連携して在宅生活における必要な指導を行い、その内容を文書により提供した場合
- ※11 新規に訪問看護計画を作成した利用者に対し訪問看護を行った場合（利用者が過去2月間（暦月）において当該訪問看護事業所から訪問看護の提供を受けていない場合で新たに看護計画を作成した場合に算定）ただし、退院時共同指導加算を算定した時は算定できない
- ※12 過疎地等に所在する訪問看護ステーションは、所定単位数の15%を加算する（P28～29参照）
- ※13 小規模事業者が要件を満たす場合所定単位数の10%の加算を行う（P29参照）
- ※14 中山間地域等の一定の地域に居住する者に対し、通常の実施地域を越えて訪問看護を行った場合所定単位数の5%の加算を行う（P28参照）
- ※15 介護事業所と連携し、痰吸引等が必要な利用者の計画作成や介護職員に対し助言等の支援を行った場合

②訪問看護療養費 医療保険

令和2年4月1日改定
(単位：円)

医療保険				料金	利用者負担額				
					1割	2割	3割		
基本療養費Ⅰ（1日につき）※1				週3日目まで	5,550	560	1,110	1,670	
				週4日目以降 保健師・助産師・看護師の場合	6,550	660	1,310	1,970	
				OT, PT, STの場合	5,550	560	1,110	1,670	
基本療養費Ⅱ（1日につき）※2				週3日目まで	5,550	560	1,110	1,670	
				週4日目以降 保健師・助産師・看護師の場合	6,550	660	1,310	1,970	
				OT, PT, STの場合	5,550	560	1,110	1,670	
				週3日目まで	2,780	280	560	830	
				週4日目以降 保健師・助産師・看護師の場合	3,280	330	660	990	
				OT, PT, STの場合	2,780	280	560	830	
基本療養費Ⅲ（1日につき）※3				入院中1～2回	8,500	850	1,700	2,550	
精神科訪問看護基本療養費Ⅰ※4				週3日目まで30分未満	4,250	430	850	1,280	
				週3日目まで30分以上	5,550	560	1,110	1,670	
				週4日目以降30分未満	5,100	510	1,020	1,530	
				週4日目以降30分以上	6,550	660	1,310	1,970	
精神科訪問看護基本療養費Ⅲ※4				週3日目まで30分未満	4,250	430	850	1,280	
				週3日目まで30分以上	5,550	555	1,110	1,665	
				週4日目以降30分未満	5,100	510	1,020	1,530	
				週4日目以降30分以上	6,550	660	1,310	1,970	
				週3日目まで30分未満	2,130	210	430	640	
				週3日目まで30分以上	2,780	280	560	830	
				週4日目以降30分未満	2,550	260	510	770	
				週4日目以降30分以上	3,280	330	660	980	
訪問看護療養費（Ⅰ・Ⅱ）				月1回限り ※5	12,850	1,290	2,570	3,860	
がん・褥瘡又は人工肛門・人工膀胱ケアの専門訪問看護料									
管理療養費（1日につき）				イ機能強化型訪問看護管理療養費1 ★1	12,530	1,250	2,510	3,760	
				ロ機能強化型訪問看護管理療養費2 ★2	9,500	950	1,900	2,850	
				ハ機能強化型訪問看護管理療養費3 ★3	8,470	850	1,700	2,540	
				機能強化型以外	7,440	740	1,490	2,230	
				2日目以降 訪問1日につき	3,000	300	600	900	
加算	難病等複数回訪問加算			1日2回	同一建物内2人まで	4,500	450	900	1,350
				同一建物内3人以上	4,000	400	800	1,200	
				1日3回以上	同一建物内2人まで	8,000	800	1,600	2,400
				同一建物内3人以上	7,200	720	1,440	2,160	
	精神科複数回訪問加算			1日2回		4,500	450	900	1,350
	精神科複数回訪問加算			1日3回以上		8,000	800	1,600	2,400
	緊急訪問看護加算（1日につき） ※6					2,650	270	530	800
	長時間訪問看護加算（週1回まで） ※7					5,200	520	1,040	1,560
	24時間対応体制加算（月1回） ※8					6,400	640	1,280	1,920
	特別管理加算（月1回） ※9			Ⅰ		5,000	500	1,000	1,500
				Ⅱ		2,500	250	500	750
	退院時共同指導加算 ※10					8,000	800	1,600	2,400
	特別管理指導加算（特別管理加算の対象者の場合退院時共同指導加算に上乗せ）					2,000	200	400	600
	退院支援指導加算 ※11					6,000	600	1,200	1,800
	在宅患者連携指導加算 ※12					3,000	300	600	900
	在宅患者緊急時等カンファレンス加算 ※13					2,000	200	400	600
	複数名訪問看護加算（1日につき）※14			看護師、療法士等	同一建物内2人まで	4,500	450	900	1,350
				同一建物内3人以上	4,000	400	800	1,200	
				准看護師	同一建物内2人まで	3,800	380	760	1,140
				同一建物内3人以上	3,400	340	680	1,020	
				看護補助者	同一建物内2人まで	3,000	300	600	900
				同一建物内3人以上	2700	270	540	810	
	看護・介護職員連携強化加算（月1回） ※15					2,500	250	500	750
加算	早朝・夜間加算（1日につき）					2,100	210	420	630
	深夜加算（1日につき） ※16					4,200	420	840	1,260
	乳幼児加算（1日につき） ※17					1,500	150	300	450
	精神科重症患者支援管理連携加算	イ精神科在宅患者支援管理料2のイを算定する利用者 ★4			8,400	840	1,680	2,520	
		ロ精神科在宅患者支援管理料2のロを算定する利用者 ★5			5,800	580	1,160	1,740	
情報提供療養費1・2・3 ※18					1,500	150	300	450	
ターミナルケア療養費1 ※19					25,000	2,500	5,000	7,500	
ターミナルケア療養費2 ※19					10,000	1,000	2,000	3,000	
差額費用	長時間（90分）以上の超過料金、休日料金							ステーションの自由設定	
実費費用	交通費、日常生活に必要な物品、指定訪問看護と連続して行われる死後の処置								

- ※1：一般の在宅療養者への訪問看護に対する療養費、基準告示第2の1に規定する疾病の利用者は週4日以上算定可
- ※2：同一建物居住者への訪問看護に対する療養費、基準告示第2の1に規定する疾病の利用者は週4日以上算定可
- ※3：基準告示第2の2に規定する者などが、入院中試験外泊時の訪問が必要と認められた場合
- ※4：訪問看護記録書、訪問看護報告書及び訪問看護療養費に、月の初日の訪問看護時におけるGAF尺度により判定した値を記載する。訪問看護計画書及び訪問看護報告書について、訪問する又は訪問した職種を記載する
- ※5：一定要件を満たした悪性腫瘍・褥瘡または人工肛門もしくは人工膀胱を造設している利用者に対し、専門性の高い看護師と同一日に訪問した場合算定可 訪問看護管理療養費は算定不可
- ※6：主治医の指示により、定期訪問看護以外に訪問看護を実施した場合 算定要件詳細にあり、確認要
- ※7：週1回を限度 15歳未満の超・準重症児、15歳未満の小児であって、特掲診療料の施設基準等別表八に掲げるものは週3回まで算定可
- ※8：必要に応じ緊急時訪問看護を実施できる体制を届け出て利用者家族に同意を得ている場合
- ※9：特別な管理を必要とする利用者（P21参照）に常時対応できる体制を届け出て、計画的な管理を行う場合
- ※10：退院後訪問看護を受けようとする患者に対し、入院中に退院後の療養上必要な指導を行い、その文書を提供した場合に退院日の翌日以降の初日に算定。特別な関係にある医療機関とも算定可
- ※11 基準告示第2の1に該当、又は退院当日の訪問看護が必要であると認められた利用者に対し、退院日に当該保険医療機関以外に必要な指導をした場合で実施日1回に限り算定可
- ※12：利用者又は家族の同意を得て、月2回以上医療関係職種間で文書等で共有された情報を踏まえ指導した場合、月1回に限り算定できる。特別の関係にある医療機関とでも算定できる
- ※13：利用者の急変や診療方針の変更等の際、関係する医療関係職種等が原則患家で一堂に会しカンファレンスを行った場合で月2回まで算定できる。連携している複数の訪問看護ステーションそれぞれで算定可。特別な関係にある医療機関との連携の場合も算定可。複数の訪問看護ステーションのみでは算定不可
- ※14：看護職員が他の職員と同時に訪問看護を行った場合
- ※15：訪問看護ステーションが喀痰吸引等の業務を行う介護職員等の支援を行った場合
- ※16：早朝（6時～8時）夜間（18時～22時）深夜（22時～6時）とする
- ※17：6歳未満の利用者に対し訪問看護を実施した場合
- ※18：1の場合 厚生労働大臣が定める疾病等の利用者のうち、当該市町からの求めに応じて情報を提供した場合、月に1回算定
2の場合 厚生労働大臣が定める疾病等の利用者のうち、保育所等へ通園または通学する利用者について当該保育所等からの求めに応じて情報提供した場合、各年度1回限り算定。ただし、入転園又は入転学についてはこの限りでない
3の場合 保険医療機関等に入院し、又は入所する利用者について、利用者の診療を行っている保険医療機関が診療状況を添えて紹介に行うにあたって、訪問看護ステーションが当該医療機関に情報を提供した場合、月に1回算定
- ※19：1の場合 在宅、特別養護老人ホーム等で死亡した利用者（ターミナルケアを行った後、24時間以内に在宅以外で死亡した者を含む）に対して、主治医の指示により、死亡及び死亡前14日以内に、2回以上訪問看護を実施し、かつ訪問看護におけるターミナルケアに係る支援体制について利用者及びその家族等に対して説明をした上で同ケアを行った場合
2の場合 特別養護老人ホーム等で死亡した利用者（ターミナルケアを行った後、24時間以内に特別養護老人ホーム等以外で死亡した者を含む、看取り介護加算等を算定している利用者に限る）に対して、主治医の指示により死亡及び死亡前14日以内に、2回以上訪問看護を実施し、かつ訪問看護におけるターミナルケアに係る支援体制について利用者及びその家族等に対して 説明をした上で同ケアを行った場合
・他のステーションがターミナルケア療養費を算定している場合、医療機関で在宅患者訪問看護・指導料及び同一建物居住者訪問看護・指導料を算定している場合は算定不可
- ★1：機能強化型訪問看護管理療養費1の算定要件を満たしている場合
- ★2：機能強化型訪問看護管理療養費2の算定要件を満たしている場合
- ★3：機能強化型訪問看護管理療養費3の算定要件を満たしている場合
- ★4：精神科在宅患者支援管理料2のイを算定する利用者に定期的な訪問看護を行う場合
- ★5：精神科在宅患者支援管理料2のロを算定する利用者に定期的な訪問看護を行う場合

③ 在宅医療における診療報酬

令和2年4月1日改定

注 在宅療養支援診療所＝在宅診療 在宅療養支援病院＝在宅病 (P25参照)

(単位：点)

診療報酬項目					医療機関 種別	機能強化型（P25参照）		現行	在宅支援以外 の 医療機関	
						在支診・在支病 （有床）	在支診・在支病 （無床）	在支診・在支病		
診療 ・ 指導料	往診料	基本料				720	720	720	720	
		緊急往診加算※1				850	750	650	325	
		夜間又は休日往診加算※2				1,700	1,500	1,300	650	
		深夜往診加算※3				2,700	2,500	2,300	1,300	
		患家診療時間加算※4				100	100	100	100	
		在宅緩和ケア充実診療所・病院加算※5				100	100			
		在宅療養実績加算1※6						75		
		在宅療養実績加算2※6						50		
	在宅患者 訪問診療料 Ⅰ （1日につき）	基本診療料1 ※7	同一建物居住者以外			888	888	888	888	
			同一建物居住者			213	213	213	213	
		基本診療料2 ※7	同一建物居住者以外			884	884	884	884	
			同一建物居住者			187	187	187	187	
		乳幼児加算				400	400	400	400	
		患家診療時間加算※4				100	100	100	100	
		在宅ターミナルケア加算※8				6,500	5,500	4,500	3,500	
		在宅緩和ケア充実診療所・病院加算※5				1,000	1,000			
		在宅療養実績加算1※6						750		
		在宅療養実績加算2※6						500		
		在宅酸素療法加算※9				2,000	2,000	2,000	2,000	
		在宅看取り加算※10				3,000	3,000	3,000	3,000	
	在宅死亡診断加算※11				200	200	200	200		
	在宅患者 訪問診療料 Ⅱ （1日につき）	基本料※7				150	150	150	150	
		乳幼児加算				400	400	400	400	
		患家診療時間加算※4				100	100	100	100	
		在宅ターミナルケア加算※9				6,200	5,200	4,200	3,200	
		在宅緩和ケア充実診療所・病院加算※5				1,000	1,000			
		在宅療養実績加算1※6						750		
		在宅療養実績加算2※6						500		
		在宅酸素療法加算※9				2,000	2,000	2,000	2,000	
		在宅看取り加算※10				3,000	3,000	3,000	3,000	
		在宅死亡診断加算※11				200	200	200	200	
	在宅時医学 総合管理料 （月1回）	単一 建物 診療 患者 の 人 数	1人	2回以上	重症患者	5,400	5,000	4,600	3,450	
					上記以外	4,500	4,100	3,700	2,750	
			2～9人	1回		2,760	2,520	2,300	1,760	
				2回以上	重症患者	4,500	4,140	3,780	2,835	
			10人以上		上記以外	2,400	2,200	2,000	1,475	
				1回		1,500	1,380	1,280	995	
			2回以上	重症患者	2,880	2,640	2,400	1,800		
					上記以外	1,200	1,100	1,000	750	
			1回			780	720	680	560	
			在宅移行早期加算※12				100	100	100	100
			処方箋を交付しない場合の加算				300	300	300	300
			頻回訪問加算※13				600	600	600	600
			在宅緩和ケア充実診療所・病院加算※14							
			在宅療養実績加算1						※15	
			在宅療養実績加算2						※16	
			包括的支援加算 ※17				150	150	150	150
			オンライン在宅管理料 ※18				100	100	100	100
			継続診療加算 ※19							216
	在宅がん医 療総合診療 料 （1日につき）	院外処方せん				1,800	1,650	1,495		
		院内投与				2,000	1,850	1,685		
		在宅緩和ケア充実診療所・病院加算				150	150			
		在宅療養実績加算1						110		
在宅療養実績加算2						75				
救急搬送診療料※20					1,300	1,300	1,300	1,300		

診療・指導料	在宅患者訪問点滴注射管理指導料（週1回）※21		100	100	100	100
	在宅患者訪問リハビリテーション指導管理	同一建物居住者以外	300	300	300	300
		同一建物居住者	255	255	255	255
	訪問看護指示料（月1回）		300	300	300	300
	特別訪問看護指示加算		100	100	100	100
	衛生材料等提供加算※22		80	80	80	80
	介護職員等喀痰吸引等指示料（3月に1回）※23		240	240	240	240
	在宅患者緊急時カンファレンス料 ※24		200	200	200	200
在宅療養指導管理料（P19参照）						
在宅療養指導管理材料加算（P20参照）						
薬 材 料		初診、再診又は在宅医療において患者の診療を担う医師の指示に基づき当該医師の診療日以外の日、訪問看護ステーション等の看護師等が患者に対して点滴又は処置など実施した場合は、当該保険医療機関において、点滴又は処置に用いた薬剤および特定保険医療材料の費用を算定できる。				
特定保健医療材料料						
実費費用			交通費			

- ※1 緊急往診は概ね午前8時から午後18時までの標榜診療時間内に緊急に行う往診の際に算定
- ※2 夜間：概ね18時～22時、早朝6時～翌朝8時
- ※3 深夜：22時～翌朝6時まで
- ※4 患者における往診又は訪問診療が1時間を超えた場合、30分又はその端数を増すごとに加算できる
- ※5 機能強化型在支診・支病でターミナルケア加算や在宅時医学総合管理料等の該当する診療を行った際に加算
- ※6 機能強化型ではないものの在宅医療に十分な実績を有する要件をそれぞれにみたした支診・在支病
- ※7 在宅患者訪問診療料：通院困難な者に、週3回を限度に訪問診療した場合、1日につき1回算定
週4回以上の算定が可能な疾病等は、特掲診療科の施設基準等 別表七に規定（P6参照）
ほかの医療機関の依頼を受けて訪問診療を行った場合は、在宅患者訪問診療料Ⅰの2を算定
併設する有料老人ホーム等に入居している患者に訪問診療を行った場合は、在宅患者訪問診療料Ⅱを算定
- ※8 在宅での死亡日及び死亡日前14日以内に2回以上往診又は訪問診療を行った場合に加算
- ※9 がん患者に対して酸素療法を行っていた場合に加算
- ※10 往診又は訪問診療を伴う在宅での看取りに加算
- ※11 患者において死亡診断を行った場合加算できるが、看取り加算を算定する場合は算定できない
- ※12 退院後に在宅療養を始めた患者に対し、在宅時医学総合管理料の算定から3ヶ月間に限り月1回算定
退院後1年経過すると不可
- ※13 厚生労働大臣が別に定める重症患者および高度な指導管理を必要とする患者に月4回以上の往診又は訪問診療を行った場合に1回に限り加算
- ※14 基準を満たし届け出のある施設では1人:400点、2～9人:200点、10人以上100点の算定可
- ※15 基準を満たした届け出のある施設では1人:300点、2～9人:150点、10人以上75点の算定可
- ※16 基準を満たした届け出のある施設では1人:200点、2～9人:100点、10人以上50点の算定可
- ※17 別に厚生労働大臣が定める状態の患者に対して定期的に訪問診療をした場合、週3回を限度として算定可
- ※18 別に厚生労働大臣が定める患者に対して情報通信機器を用いた診察を行っている場合算定可。連続する3月は不可
- ※19 在支診以外の診療所が他の医療機関との連携により常時往診体制等を確保した場合に加算可
- ※20 患者を救急用の自動車等で保険医療機関に搬送する際、診療上の必要から、同乗して診療を行った場合、新生児1,500点、6歳未満の乳幼児700点、当該診療が30分を超えた場合は長時間加算として700点加算
- ※21 週3回以上の点滴注射の必要を認め、訪問する看護師又は准看護師に必要な管理指導を行った場合週1回算定
- ※22 訪問看護指示書又は精神科訪問看護指示書を交付した患者のうち、衛生材料及び保険医療材料が必要な者に対して、在宅医療において必要かつ十分な量の衛生材料及び保険医療材料を提供した場合。在宅療養指導管理料等を算定している場合は当該管理料に包括される
- ※23 行為の必要性を認め患者の同意を得て患者の選定する事業者、指示書を交付した場合
- ※24 医師・訪問看護師・ケアマネジャー等と共同で患者においてケアを行い、共同で指導を行った場合、月2回算定可

④ 在宅療養指導管理料 一覧

(令和2年度改定)

項 目			点 数	要 件
C100	退院前在宅療養指導管理料		120	入院患者の在宅療養に備えた一時的外泊に当たり指導管理を行った場合。 乳幼児加算（6歳未満）+200点
C101	在宅自己注射指導管理料	1 複雑な場合	1,230	間歇注入シリンジポンプを用いてる患者に確認・調整を行った場合
		2 1以外の場合 イ 月27回以下	650	1ヵ月以上の自己注射を行っている患者に対し指導管理を行った場合
		ロ 月28回以上	750	
		導入初期加算	580	初回指導を行った月から3カ月
C101-2	在宅小児低血糖症患者指導管理料		820	12歳未満の小児低血糖の患者に対して指導管理を行った場合
C101-3	在宅妊娠糖尿病患者指導管理料		150	妊娠中の糖尿病患者で外来患者に対して周産期における合併症軽減のための適切な指導管理を行った場合
C102	在宅自己腹腔灌流指導管理料		4,000	在宅自己連続携行式腹腔灌流の導入期にあるもの等、頻回に指導管理を行う必要がある場合
	同一月内2回目以降1回につき（月2回まで）		2,000	
C102-2	在宅血液透析指導管理料		8,000	施設基準適合保険医療機関において指導管理を行った場合
	同一月内2回目以降1回につき（月2回まで）		2,000	
C103	在宅酸素療法指導管理料	1 17ℓ以上型先天性心疾患の場合	520	在宅酸素に関する指導管理を行った場合（血中酸素濃度測定費用含む）
		2 その他の場合	2,400	
	遠隔モニタリング加算		150	2を算定する患者に、遠隔モニタリングを用いて指導を行った場合、150点に当該期間の月数を乗じて得た点数を加算
C104	在宅中心静脈栄養指導管理料		3,000	中心静脈栄養法に関する指導管理を行った場合
C105	在宅成分栄養経管栄養指導管理料		2,500	経口摂取不能又は困難な者に成分栄養経管栄養法に関する指導管理を行った場合、アミノ酸・ジペプチド・トリペプチドを主な蛋白源としたものを用いた場合。鼻腔栄養の費用は含まれない。
C105-2	在宅小児経管栄養指導管理料		1,050	別に厚生労働大臣の定める者に、在宅小児経管栄養法に関する指導管理を行った場合。鼻腔栄養の費用は算定できない。
C105-3	在宅半固形栄養経管栄養指導管理料		2,500	別に厚生労働大臣の定める者に、在宅半固形栄養経管栄養法に関する指導管理を行った場合。初回算定日から1年限度。鼻腔栄養の費用は算定できない。
C106	在宅自己導尿指導管理料		1,400	自然排尿困難な者に自己導尿に関する指導管理を行った場合（カテ費用はC163で所定点数を算定）
C107	在宅人工呼吸指導管理料		2,800	人工呼吸に関する管理指導を行った場合。装置は医療機関が貸与し、回路等の費用も含む。
C107-2	在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料 1		2,250	無呼吸症候群の患者に対し持続陽圧呼吸療法に関する指導管理を行った場合、装置は医療機関が貸与し、装置に係る費用は補所定点数に包括
	在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料 2		250	
	遠隔モニタリング加算		150	2を算定し、CPAPを用いる患者に、遠隔モニタリングを用いて指導を行った場合、150点に当該期間の月数を乗じて得た点数を加算
C108	在宅悪性腫瘍等患者指導管理料		1,500	鎮痛療法・化学療法を行っている末期悪性腫瘍若しくは筋ジストロフィー患者に対し当該療法に関する指導管理を行った場合（化学療法は末期でなくても可能）
C108-2	在宅悪性腫瘍等患者共同指導管理料		1,500	指導管理を受けている患者に対して、他の医療機関と連携して、同一日に鎮痛療法又は化学療法に関する指導管理を行った場合
C109	在宅寝たきり患者処置指導管理料		1,050	創傷処置を行っている寝たきりの患者が対象
C110	在宅自己疼痛管理指導管理料		1,300	疼痛除去のために埋込型脳・脊髄刺激装置装着の難治性慢性疼痛の患者に自己疼痛管理に関する指導管理を行った場合
C110-2	在宅振戦等刺激装置治療指導管理料※		810	振戦除去のために埋込型脳・脊髄刺激装置装着を行い、在宅振戦管理の指導管理を行った場合。術後3か月は導入期加算+140点
C110-3	在宅迷走神経電気刺激治療指導管理料※		810	てんかん治療のために埋込型迷走神経刺激装置を埋め込み、在宅でてんかんの指導管理を行った場合。術後3か月は導入期加算+140点
C110-4	在宅仙骨神経刺激療法指導管理料		810	便失禁・過活動膀胱のコントロールのために埋込型仙骨神経刺激装置を植え込んだ後、在宅で便失禁管理・過活動膀胱管理の指導管理を行った場合
C111	在宅肺高血圧症患者指導管理料		1,500	原発性肺高血圧症患者に対しレボプロサナール2製剤の投与等に関する医学管理等を行った場合
C112	在宅気管切開患者指導管理料		900	気管切開患者に対し気管切開に関する指導管理を行った場合
C114	在宅難治性皮膚疾患処置指導管理料		1,000	皮膚科又は形成外科を担当する医師が表皮水泡症又は水泡型先天性魚鱗癬様紅皮症患者に対し指導管理を行った場合
C116	在宅植込型補助人工心臓指導管理料（非拍動型）		45,000	施設基準適合保険医療機関において左記を使用している入院中以外の患者に対して、療養上必要な指導をした場合、月1回に限り算定（モニター・バッテリー・充電器等に係る費用含む）
C117	在宅経腸投薬指導管理料		1,500	レボドパ・カルビドパ水和物製剤の経腸投薬を行って患者へ、投薬に関する医学管理を行った場合
C118	在宅腫瘍治療電場療法指導管理料		2,800	在宅腫瘍治療電場療法を行っている患者へ、療養上必要な指導を行った場合
C119	在宅経肛門の自己洗腸指導管理料		800	経肛門的洗腸療法に関する指導管理を行った場合に算定。 当該初回の指導を行った月に限り、500点の導入初期加算を算定

⑤ 在宅療養指導管理材料加算一覧表

(令和2年度改定)

区 分				点 数	摘 要	
C150	血糖自己測定器加算 （3月に3回迄）	月20回以上測定		350	血糖自己測定器を使用した場合、 インスリン製剤等自己注射を1日1回以上行っているⅠ型糖尿病の患者、膵全摘後の患者、 12歳未満の小児低血糖症患者、 妊娠中の糖尿病患者又は妊娠糖尿病患者で周産期における合併症の危険が高い患者はすべての区分を算定可能。 それ以外の患者は20回以上～60回以上の区分のみ算定可能。	
		月30回以上測定		465		
		月40回以上測定		580		
		月60回以上測定		830		
		月90回以上測定		1,170		
		月120回以上測定		1,490		
		間歇スキャン式持続血糖測定器		1,250	強化インスリン療法を行っている者、又は強化インスリン療法を行った後に混合型インスリン製剤を1日2回以上使用している者に、間歇スキャン式持続血糖測定器を使用した場合算定。	
C151	注入器加算			300	厚生労働大臣が定める注射薬の自己注射を行っている患者に対して、注入器を処方した場合に加算 （特掲診療科の施設基準等を参照）	
C152	間歇注入シリンジポンプ加算 （2月に2回迄）	プログラム付き		2,500	厚生労働大臣が定める注射薬の自己注射を行っている患者に対して、間歇注入シリンジポンプを使用している場合 （特掲診療科の施設基準等を参照）	
		上記以外		1,500		
C152-2	持続血糖測定器加算 （2月に2回迄）	2個以下		1,320	厚生労働大臣が定める注射薬の自己注射を行っている患者に対して、持続血糖測定器を使用した場合に加算。プログラム付きシリンジポンプ又はそれ以外のシリンジポンプを用いて、トランスミッターを使用した場合は、それぞれ3,220点又は2,230点を加算。 ただしこの場合には間歇注入シリンジポンプ加算は算定できない。	
		4個以下		2,640		
		5個以上		3,300		
C152-3	経腸投薬用ポンプ加算（2月に2回迄）			2,500	厚生労働大臣の定める内服薬の経腸投薬を行っている患者に対して、傾聴投薬用ポンプを使用した場合に加算	
C153	注入器用注射針加算	Ⅰ型糖尿病、血友病患者等		200	厚生労働大臣が定める注射薬の自己注射を行っている患者に対して、注入器用の注射針を処方した場合に加算 （特掲診療科の施設基準等を参照）	
		上記以外		130		
C154	紫外線殺菌器加算			360	在宅自己連続携行式腹膜灌流を行っている患者に対して、紫外線殺菌器を使用した場合	
C155	自動腹膜灌流装置加算			2,500	在宅自己連続携行式腹膜灌流を行っている患者に対して、自動腹膜灌流装置を使用した場合	
C156	透析液供給装置			10,000	在宅血液透析を行っている患者に対して、透析液供給装置を使用した場合	
C157	酸素ボンベ加算 （3月に3回迄）	携帯用酸素ボンベ		880	在宅酸素療法を行っている患者（チアノーゼ型先天性心疾患の患者を除く）に対して、酸素ボンベを使用した場合	
		上記以外		3,950		
C158	酸素濃縮装置加算（3月に3回迄）			4,000	在宅酸素療法を行っている患者（チアノーゼ型先天性心疾患の患者を除く）に対して、酸素濃縮装置を使用した場合（この場合酸素ボンベ加算は取れない）	
C159	液化酸素装置加算 （3月に3回迄）	設置型液化酸素装置		3,970	在宅酸素療法を行っている患者（チアノーゼ型先天性心疾患の患者を除く）に対して、液化酸素装置を使用した場合	
		携帯型液化酸素装置		880		
C159-2	呼吸同調式デマンドバルブ加算（3月に3回迄）			300	呼吸同調式デマンドバルブを携帯用酸素供給装置と鼻カニューレとの間に装着して使用した場合に算定	
C160	在宅中心静脈栄養法用輸液セット加算			2,000	在宅中心静脈栄養法を行っている患者に対して、輸液セットを使用した場合	
C161	注入ポンプ加算			1,250	在宅で中心静脈栄養法、成分栄養経管栄養法若しくは小児経管栄養法、鎮痛療法若しくは悪性腫瘍の化学療法又は注射薬の精密自己注射を行うに当って用いる注入ポンプを使用している場合	
C162	在宅経管栄養法用栄養管セット加算			2,000	在宅成分栄養経管栄養法、在宅小児経管栄養法又は在宅半固形栄養経管栄養法（指導管理料を算定している場合に限る）を行っている患者に対して、栄養管セットを使用している場合	
C163	特殊カテーテル加算 （3月に3回迄）	再利用型カテーテル		400	在宅自己導尿を行っている患者に対して、再利用型カテーテル、間歇導尿ディスプレイカテーテル、又は間歇バルーンカテーテルを使用した場合に加算	
		間歇導尿用ディスプレイカテーテル	親水性コーティングを有するもの	60本以上		1,700
				90本以上		1,900
				120本以上		2,100
		上記以外		1,000		
		間歇バルーンカテーテル		1,000		
C164	人工呼吸器加算 （3月に3回迄）	陽圧式人工呼吸器		7,480	気管切開口を介した陽圧式人工呼吸器を使用した場合	
		人工呼吸器		6,480	鼻マスク・顔マスクを介した人工呼吸器を使用した場合	
		陰圧式呼吸器		7,480	陰圧式人工呼吸器を使用した場合	
C165	在宅持続陽圧呼吸療法用治療器加算（3月に3回迄）	ASV使用		3,750	在宅陽圧呼吸療法を行っている患者に対して加算	
		CPAP使用		1,000		
C166	携帯型ディスプレイ注入ポンプ加算			2,500	在宅における悪性腫瘍の鎮痛療法又は化学療法を行っている末期悪性腫瘍患者に対して、携帯型ディスプレイ注入ポンプを使用した場合	
C167	疼痛等管理用送信器加算			600	疼痛除去等のため植込型脳・脊髄刺激装置又は植込型迷走神経刺激装置を植込んだ後に在宅疼痛管理、在宅振戦管理又は在宅てんかん管理を行っている患者に対して、疼痛等管理用送信器を使用した場合	
C168	携帯型精密輸液ポンプ加算			10,000	肺高血圧症の患者に対して、携帯型精密輸液ポンプを使用した場合	
C168-2	携帯型精密ネブライザー加算			3,200	肺高血圧症の患者に対して、携帯型精密輸液ポンプを使用した場合	
C169	気管切開患者用人工鼻加算			1,500	気管切開を行っている患者に対して、人工鼻を使用した場合	
C170	排痰補助装置加算			1,800	人工呼吸を行っている神経筋疾患等の患者に対して、排痰補助装置を使用した場合	
C171	在宅酸素療法材料加算 （3月に3回迄）	チアノーゼ型先天性心疾患の場合		780	在宅酸素療法に係る機器を使用した場合	
		その他の場合		100		
C171-2	在宅持続陽圧呼吸療法材料加算（3月に3回迄）			100	在宅持続陽圧呼吸療法に係る機器を使用した場合	

V 資 料

- ① 特別管理加算・パーキンソン病の重症度 P21
- ② 認知症高齢者の日常生活自立度判定基準
障害老人の日常生活自立度（寝たきり度）判定基準 P22
- ③ 褥瘡の判定基準（NPUAP 分類・DESIGN 分類） P23
- ④ DESIGN-R（褥瘡経過評価用） P24
- ⑤ 『在宅療養支援診療所・在宅療養支援病院』施設基準
P25
- ⑥ 『在宅医療を専門に行う医療機関の開設』 P26
- ⑦ 『医行為』か否かの判断資料 P27
- ⑧ 通常の事業実施地域を越えて中山間地域に居住する者
に対するサービス提供に係る地域一覧 P28
- ⑨ 「特別地域加算対象区」「中山間地域等の小規模事業所サ
ービスに係る中山間地域等」の一覧 P29

特別管理加算

特別管理加算とは

都道府県知事に届け出て、特別な管理を必要とする利用者（下記参照）に計画的な管理を行った場合に加算できる

特別管理加算の対象（厚生労働大臣が定める状態）

	介護保険	医療保険
特別管理加算Ⅰ	在宅悪性腫瘍患者指導管理を受けている状態 在宅気管切開患者指導管理を受けている状態 気管カニューレを使用している状態 留置カテーテルを使用している状態	在宅悪性腫瘍患者指導管理を受けている状態にある者 在宅気管切開患者指導管理を受けている状態にある者 気管カニューレを使用している状態にある者 留置カテーテルを使用している状態にある者
特別管理加算Ⅱ	在宅自己腹膜灌流指導管理 在宅血液透析指導管理 在宅酸素療法指導管理 在宅中心静脈栄養法指導管理 在宅成分栄養経管栄養法指導管理 在宅自己導尿指導管理 在宅持続陽圧呼吸療法指導管理 在宅自己疼痛管理指導管理 在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態	在宅自己腹膜灌流指導管理 在宅血液透析指導管理 在宅酸素療法指導管理 在宅中心静脈栄養法指導管理 在宅成分栄養経管栄養法指導管理 在宅自己導尿指導管理 在宅持続陽圧呼吸療法指導管理 在宅自己疼痛管理指導管理 在宅肺高血圧症患者指導管理 在宅人工呼吸指導管理を受けている者
	※1 P19 在宅療養指導管理料一覧 参照	
	点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態 ※2	在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している者
	人工肛門又は人工膀胱を設置している状態	
	真皮を越える褥瘡の状態 《参考》 (1) NPUAP分類Ⅲ度、Ⅳ度 Ⅲ度：皮膚全層及び皮下組織に及ぶ損傷。筋膜には至らない。 Ⅳ度：筋肉・骨・支持組織に及ぶ損傷 (2) DESIGN分類D3、D4、D5 D3：皮下組織までの損傷 D4：皮下組織を越え、筋肉、腱等に至る損傷 D5：関節腔、体腔に至る損傷、又は、深さが判定できない場合	

※2 ① 主治医から3日以上点滴指示があり、訪問看護事業所の看護職員が3日以上点滴注射を実施している状態

② 加算を算定する場合は、速やかに主治医に点滴終了・状態の報告をすると共に、実施内容を記録する。

パキンソンの重症度

Hoehn/Yahr(ホーエン・ヤール)の重症度分類		生活機能障害度	
StageⅠ	一側性障害で片側だけの振戦、強剛を示す、軽症例である	Ⅰ度	日常生活、通院にほとんど介助を要さない
StageⅡ	両側性の障害で姿勢の変化がかなり明確となり、振戦、強剛、無動とも両側にあるため、日常生活がやや不便である		
StageⅢ	明らかな歩行障害がみられ、方向変換の不安定など、立ち直り反射障害がある	Ⅱ度	日常生活、通院に介助を要する
StageⅣ	起立や歩行など、日常生活動作の低下が著しく、労働能力は失われる		
StageⅤ	完全に動作不能状態で、介助による車椅子移動、または寝たきりになる	Ⅲ度	日常生活に全面的な介助を要し、起立不能

橋本信也（1991）エキスパートナースMOOK9 難病の事典 P45 照林社

認知症高齢者の日常生活自立度判定基準

(平成18年4月3日老健第135号厚生省老人保健福祉局長通知)

ランク	判 定 基 準	見られる症状・行動の例	判断にあたっての留意事項
I	何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している		在宅生活が基本であり、一人暮らしも可能である。相談、指導等を実施することにより、症状の改善や進行の阻止を図る。
II	日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる		
IIa	家庭外で上記IIの状態が見られる	たびたび道に迷うとか、買い物や事務、金銭管理などそれまでできたことにミスが目立つ等	在宅生活が基本であるが、一人暮らしは困難な場合もあるので、日中の居宅サービスを利用することにより、在宅生活の支障と症状の改善及び進行の阻止を図る。
IIb	家庭内で上記IIの状態が見られる	服薬管理ができない、電話の対応や訪問者との対応など一人で留守番ができない等	
III	日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが見られ、介護を必要とする		日常生活に支障を来たす様な症状・行動や意思疎通の困難さがランクIIより重度となり、介護が必要となる状態である。「ときどき」とはどのくらいの頻度を指すかについては、症状・行動の種類等により異なるので一概には決められないが、一時も目を離せない状態ではない。在宅生活が基本であるが、一人暮らしは困難であるので、夜間の利用も含めた居宅サービスを利用しこれらのサービスを組み合わせることによる在宅での対応を図る。
IIIa	日中を中心にして上記IIIの状態が見られる	着替え、食事、排便、排尿が上手にできない・時間がかかる。やたらに物を口に入れる、物を拾い集める、徘徊、失禁、大声、奇声をあげる。火の不始末、不潔行為、性的異常行動等	
IIIb	夜間を中心として上記IIIの状態が見られる	ランクIIIaに同じ	
IV	日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする	ランクIIIに同じ	常に目を離す事ができない状態である。症状・行動はランクIIIと同じであるが、頻度の違いにより区分される。家族の介護力等の在宅基盤の強弱により居宅サービスを利用しながら在宅生活を続けるか、または特別養護老人ホーム・老人保健施設等の施設サービスを利用するかを選択する。施設の特徴を踏まえた選択を行う。
M	著しい精神症状や周辺症状あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする	せん妄、妄想、興奮、自傷・他害等の精神症状や精神症状に起因する問題行動が継続する状態等	ランクI～IVと制定されていた高齢者が、精神病や認知症専門棟を有する老人保健施設等での治療が必要になったり、重篤な身体疾患が見られ老人病院等での治療が必要となった状態である。専門医療期間を受診するよう薦める必要がある。

障害老人の日常生活自立度（寝たきり度）判定基準

(平成9年高齢者介護サービス体制整備支援事業)

生活自立	ランク J	何らかの障害を有するが、日常生活はほぼ自立しており独力で外出する。
		(1) 交通機関等を利用して外出する。
		(2) 隣近所へなら外出する。
準寝たきり	ランク A	屋内での生活はおおむね自立しているが、介助なしには外出しない。
		(1) 介助により外出し、日中はほとんどベッドから離れて生活する。
		(2) 外出の頻度が少なく、日中もねたきりの生活をしている。
寝たきり	ランク B	屋内での生活は何らかの介助を要し、日中もベッド上での生活が主体であるが座位を保つ。
		(1) 車椅子に乗車し、食事、排泄はベッドから離れて行う
		(2) 介助により車椅子に乗車する
	ランク C	1日中ベッドで過ごし、排泄、食事、着替において介助を要する。
		(1) 自力で寝返りをうつ
		(2) 自力では寝返りもうたない

重度の褥瘡（真皮を越える褥瘡の状態）

①NPUAP分類 Ⅲ度又はⅣ度	Ⅲ度：皮膚全層及び皮下組織に及ぶ損傷、筋膜に至らない
	Ⅳ度：筋肉・骨・支持組織に及ぶ損傷
②DESIGN-R分類 D3・D4又はD5 （日本褥瘡学会による）	D3：皮下組織まで損傷
	D4：皮下組織を越え、筋肉、腱などにいたる損傷
	D5：関節腔、体腔にいたる損傷または、深さが判定できない場合

褥 瘡 判 定 基 準

①NPUAP分類 （National Pressure Ulcer Advisory Panel：米国褥瘡諮問委員会）

ステージ I	皮膚の損傷は無いが、紅斑が出てすぐに消えない。皮膚潰瘍の発生直前状態。 ただし、圧迫による一時的血流停止が回復した時に現れる反応性充血とは混同してはならない。この反応性充血現象は血流停止時間の1/2～3/4の時間で消える。
ステージ II	表皮及び／または真皮の皮膚上層の損傷・皮膚浅層の軽度の潰瘍状態。症状は擦りむけ、水疱、浅い潰瘍がみられる。
ステージ III	皮膚組織の障害、または壊死などの皮膚全層からそれ以上に及ぶ損傷。 その下の筋膜に達するほどではない。症状は深いクレーター上で、周囲の組織の深部にさらに広範囲な組織の欠損がみられることもある。
ステージ IV	皮膚深層の広範囲な組織破壊、壊死、さらに筋肉／骨／支持組織（腱や関節包）にまでおよぶ損傷。内部組織の空洞化なども、おそらく第4期褥瘡の症状の一つと考えられる。

痂皮ができてしまった場合は、痂皮が取れるまで、あるいは壊死組織の除去をしないと正確な判定はできない。

DESIGN-R (褥瘡経過評価用)

氏名				日時		/	/	/	/	/	
Depth 深さ 創内の一番深いところで評価する											
d	0	皮膚損傷・発赤なし		3	皮下組織までの損傷						
	1	持続する発赤		4	皮下組織を超える損傷						
	2	真皮までの損傷		5	関節腔、体腔に至る損傷						
				U	深さ判定が不能の場合						
Exudate 浸出液 ドレッシングの交換回数											
e	0	なし	E	6	多量：1日2回のドレッシング交換を要する						
	1	少量：毎日のドレッシング交換を要しない									
	3	中等量：1日1回のドレッシング交換を要する									
Size 大きさ 皮膚損傷範囲を測定〔長径(cm)×長径と直交する最大径(cm)〕											
s	0	皮膚損傷なし	S	15	100以上						
	3	4未満									
	6	4以上16未満									
	8	16以上36未満									
	9	36以上64未満									
	12	64以上100未満									
Inflammation/Infection 炎症/感染											
i	0	局所の炎症徴候なし	I	3	局所の明らかな感染徴候あり (炎症徴候・膿・悪臭など)						
	1	局所の炎症徴候あり (創周囲の発赤・腫脹・熱感・疼痛)		9	全身的影響あり (発熱など)						
Granulation 肉芽組織											
g	0	治療あるいは創が浅いため肉芽形成の評価ができない	G	4	良性肉芽が創面の10%以上50%未満を占める						
	1	良性肉芽が創面の90%以上を占める		5	良性肉芽が創面の10%未満を占める						
	3	良性肉芽が創面の50%以上90%未満を占める		6	良性肉芽が全く形成されていない						
Necrotic tissue 壊死組織 混在している場合は全体的に多い病態をもって評価する											
n	0	壊死組織なし	N	3	柔らかい壊死組織あり						
				6	硬く暑い密着した壊死組織あり						
Pocket ポケット 毎回同じ体位でポケット全周(潰瘍面も含め)〔長径(cm)×短径(cm)〕から潰瘍の大きさを差し引いたもの											
なし	0	ポケットなし	P	6	4未満						
				9	4以上16未満						
				12	16以上36未満						
				24	36以上						
部位〔仙骨部・坐骨部・大転子部・踵部・その他()〕 ※深さ (Depth: d、D) の得点は合計点には加えない。 (判定で迷ったら点数の高い方を選択する)						合計					

『在宅療養支援診療所・在宅療養支援病院』施設基準

平成30年4月改定

全ての在支診・在支病が満たすべき基準

- ① 24時間連絡を受ける体制の確保
- ② 24時間の往診体制
- ③ 24時間の訪問看護体制
- ④ 緊急時の入院体制
- ⑤ 連携する医療機関への情報提供
- ⑥ 年に1回、看取り数等を報告している

全ての在支病が満たすべき基準

「在宅療養支援病院」の施設基準は、上記に加え、以下の要件を満たすこと。

- (1) 許可病床200床未満[※]であること又は当該病院を中心とした半径4km以内に診療所が存在しないこと

[※]医療資源の少ない地域に存在する保険医療機関にあっては240床未満

- (2) 往診を担当する医師は、当該病院の当直体制を担う意志とは別であること

機能評価型在支診が満たすべき基準

単独型

- ⑦ 在宅医療を担当する常勤の医師3人以上
- ⑧ 過去1年間の緊急往診の実績10件以上
- ⑨ 過去1年間の看取りの実績又は超・準超重症児の医学管理の実績のいずれか4件以上

連携型

- ⑦ 在宅医療を担当する常勤の医師連携内で3人以上
- ⑧ 過去1年間の緊急往診の実績連携内で10件以上・各医療機関で4件以上
- ⑨ 過去1年間の看取りの実績が連携内で4件以上、
各医療機関において、看取りの実績又は超・準超重症児の医学管理の実績のいずれか
2件以上

在宅患者が95%以上の在支診が満たすべき基準

- ⑩ 5か所／年以上の医療機関からの新規患者紹介実績
- ⑪ 看取り実績が20件／年以上又は15歳未満の超・準超重症児の患者が10人以上
- ⑫ (施設総管の件数) / (在総管・施設総管の件数) ≤ 0.7
- ⑬ (要介護3以上の患者＋重症患者) / ≥ 0.5

『在宅医療を専門に行う医療機関の開設』

平成30年4月改定

[主な開設要件]

- ① 外来診療が必要な患者が訪れた場合に対応できるよう、診療地域内に2ヶ所以上の協力医療機関を確保していること
(地域医師会から協力の同意を得られている場合はこの限りではない)
- ② 在宅医療導入に係る相談に随時応じ、患者・家族からの相談に応じる設備・人員が整っていること
- ③ 往診や訪問診療を求められた場合、医学的に正当な理由等なく断ることがないこと
- ④ 緊急時を含め、随時連絡に応じる体制を整えていること 等

在宅医療専門の医療機関に関する評価

- ① 在宅医療専門の医療機関について、在支診の施設基準に加え、以下の実績等を満たしている場合には、それぞれ同様に評価を行う
 - イ 在宅患者の占める割合が95%以上
 - ロ 5カ所／年以上の医療機関からの新規患者紹介実績
 - ハ 看取り実績が20件／年以上又は15歳未満の超・準超重症児の患者が10人以上
 - ニ (施設総管の件数) / (在総管・施設総管の件数) ≤ 0.7
 - ホ (要介護3以上の患者＋重症患者) / ≥ 0.5
- ② 在宅医療専門の医療機関であって、上記の基準を満たさないものは、在総管・施設総管について、在支診でない場合の所定点数の80/100に相当する点数により算定する
- ③ 在宅患者の占める割合が95%未満である医療機関について、在支診の要件は現行通りとする

『医行為』か否かの判断資料

「厚生労働省医政局局長通知」 医政発第0726005号より

＜原則として医行為で無いと考えられるもの＞

行 為	適 応 ・ 詳 細	注意事項
体温測定	水銀体温計・電子体温計により腋下で体温を計測すること、及び耳式電子体温計により外耳道で測定すること	① 事前に示された数値の範囲外の異常値が測定された場合は医師又は看護職員に報告する
血圧測定	自動血圧測定器により血圧を測定すること	
動脈血酸素飽和度測定	新生児以外のものであって入院治療の必要がないものに対して、パルスオキシメーターを装着すること	
処 置	専門的な判断や技術を必要としない軽微な切り傷、擦り傷、やけど等の処置をすること	汚物で汚れたガーゼの交換を含む
医薬品使用の介助	・皮膚への軟膏塗布（褥瘡処置を除く） ・皮膚への湿布の貼付 ・点眼薬の点眼 ・一包化された内服薬の内服（舌下錠の使用も含む） ・肛門からの坐薬挿入 ・鼻腔粘膜への薬剤噴霧 ★以下の条件を医師又は看護師が確認している事 （１）入院・入所治療の必要がなく容態が安定している （２）副作用の危険性や投薬量の調整のため、医師又は看護職員による連続した容態の経過観察が必要でないこと （３）誤嚥（内服薬）、肛門からの出血（坐薬）の可能性など、当該医薬品の使用方法についても専門的配慮を要しないこと	① 医師や看護師等の免許を有しない者による医薬品使用の介助が出来ることを、本人又は家族に伝える ② 薬袋等により患者ごとに区分し授与された医薬品である ③ 薬剤師の服薬指導の上、看護職員の保健指導・助言を遵守し介助する

＜原則として規制の対象とする必要がないもの＞

行 為	適 応 ・ 詳 細	注意事項
爪きり及び爪のやすりがけ	爪及び周囲の皮膚にも化膿や炎症等異常がなく、かつ、糖尿病等の疾患に伴う専門的な管理が必要でない場合	
口腔内刷掃・清拭	重度の歯周病がない場合、歯ブラシや綿棒又はまき綿子などを用い、歯、口腔粘膜、舌に付着している汚れを取り除き、清潔にすること	
耳垢の除去	耳垢塞栓の除去を除く、耳垢を除去すること	
ストーマ装具交換	管理面で長期的に問題が起きず、安定しているストーマである場合。合併症がある場合でも、医療職の関与がある場合は、定期的に連携を図ることを条件に行える。	
パウチ内の排泄物の破棄	ストーマ装具のパウチに溜まった排泄物を捨てること	
自己導尿介助	自己導尿を補助する為、カテーテル準備、体位の保持等を行うこと	
グリセリン浣腸	市販のディスポーザブルグリセリン浣腸を用いて浣腸すること	挿入部の長さが5～6cm程度以内
		グリセリン濃度50%
		成人：容量40g程度以下
		6～12歳未満：容量20g程度以下 1～6歳未満：容量10g程度以下

①病状が不安定で専門的管理が必要な場合は、医行為であるとされる場合もある

②業として行なう場合は、一定の研修や訓練を実施する事が望ましく、事業者等は安全に実施されるよう監督する事が求められる

③病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、医師又は看護職員に連絡する等必要な措置を速やかに講じる必要がある

通常の事業実施地域を越えて中山間地域等に居住する者に対するサービス提供に係る地域一覧

●市町全域指定 ▲一部地域指定

令和2年4月1日現在

市町名	通常の事業実施地域を越えて中山間地域等に居住する者にサービス提供する場合の「中山間地域等」						
加算地域区分	離島振興	振興山村	過疎地域	豪雪地帯	半島振興	特定農山村	辺 地
下田市	全域						
東伊豆町							
河津町							
南伊豆町							
松崎町							
西伊豆町							
熱海市	▲初島						
伊東市	対象外						
沼津市	▲旧戸田村						
三島市	対象外						
伊豆市	全域						
伊豆の国市							▲旧大仁町（田中山）、旧菰山町（高原）、浮橋、田原野、長者原、みどり区・小松ヶ原
御殿場市						▲印野村	
裾野市	全域						
富士市	対象外						
富士宮市		▲旧芝川町（袖野村）				▲旧芝川町（袖野村）	▲旧芝川町（上稲子）
函南町	対象外						
清水町							
長泉町							
小山町	▲小山町（昭和30年3月31日時点の小山町）、足柄村						
静岡市		▲大河内村、梅ヶ島村、玉川村、井川村、清沢村、大川村		▲井川村		▲服織村、美和村、中薬科村、南薬科村、大河内村、梅ヶ島村、玉川村、井川村、清沢村、大川村	▲有東木、戸持、梅ヶ島温泉、田代、大沢、長妻田、鍵穴、坂本、黒俣、栃沢、諸子沢
焼津市	対象外						
藤枝市						▲瀬戸谷村、旧岡部町	▲蔵田・舟ヶ久保、市之瀬、滝ノ谷 旧岡部町（青羽根）
島田市		▲笹間村、伊久美村	▲旧川根町			▲伊久美村、笹間村 旧金谷町（日坂村） 旧川根町	▲大間、鍋島・丹原、白井・二俣、中平、安田 旧金谷町（庄司・栗島） 旧川根町（篠上、石上・出本、笹間下、一色・上河内、葛籠、石風呂）
牧之原市						▲旧榛原町	
吉田町	対象外						
川根本町	全域						
御前崎市	対象外						
菊川市						▲旧小笠町	
掛川市						▲西南郷村、原泉村、倉真村	▲黒俣、久居島、西之谷、居尻、萩間 旧大須賀町（本谷）
袋井市	対象外						
磐田市						▲敷地村	
浜松市		▲旧天竜市（上阿多古村、熊村、竜川村） 旧春野町 旧龍山村 旧佐久間町（浦川町、山香村、城西村） 旧水窪町 旧引佐町（伊平村、鎮玉村）	▲旧春野町 旧龍山村 旧佐久間町 旧水窪町	▲旧水窪町		▲旧天竜市 旧春野町 旧龍山村 旧佐久間町 旧水窪町 旧三ヶ日町 旧引佐町（伊平村、鎮玉村）	▲滝沢、富蔵 旧天竜市（大栗安、石打・柴・沢丸、大平、松間・唐井栗、大白木・大倉・笹敷、下百古里、大地野・坂野・寺平、長沢） 旧浜北市（堀谷） 旧春野町（砂川、花島、田河内、杉第二、杉第三、川上第一、川上第二） 旧龍山村（瀬尻、下平山、白倉、大嶺、戸倉） 旧佐久間町（川上、野田、横吹、相月） 旧水窪町（西浦北、西浦南） 旧引佐町（背山、日比平、大川代、東久留女木、兎荷、東久留女木新田、寺野、川名、本村、谷沢、狩宿） 旧三ヶ日町（平山）
湖西市	対象外						
森町		▲天方村、三倉村				▲天方村、三倉村、原泉村	▲大府川、橋・薄場、上野平、大久保、大河内、亀久保

備考

1. 利用者の住居が当該地域に該当するか否かの確認は、市町にて行うこと。
2. 各地域はそれぞれの法律によって定められており、対象地区の変更があるので留意すること。（例）辺地は、毎年度末に地区変更を行う予定
3. 事業所（施設）が複数の加算地域区分に該当する場合においても、加算は単一の区分において算定すること。
4. この加算を算定する利用者については、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第20条第3項に規定する交通費の支払を受けることはできない。（予防も同様）
5. ▲一部地域指定とは、現在の市町全域のうち上記一覧表に記載のある地区が該当する。
（例：過疎地域は、現在の浜松市のうち、旧春野町、旧龍山村、旧佐久間町、旧水窪町のみ該当）

「地域区分」、「特別地域加算対象地区」及び「中山間地域等の小規模事業所サービスに係る中山間地域等」の一覧

地域区分	市町名
6 級地	静岡市
7 級地	浜松市、沼津市、三島市、富士宮市、島田市、富士市、磐田市、焼津市、掛川市、藤枝市、御殿場市、袋井市、裾野市、函南町、清水町、長泉町、小山町、川根本町、森町
その他	上記以外の市町

●市町全域指定

▲一部地域指定

令和2年4月1日現在

市町名	特別地域加算対象地区	中山間地域等の小規模事業所がサービス提供する場合の「中山間地域等」 ※上記地域区分「6 級地」、「7 級地」及び左側「特別地域加算対象地区」に該当する場合は対象外！				
加算地域区分	基準第6号	離島振興	振興山村	過疎地域	豪雪地帯	半島振興
下田市			▲稲梓村			
東伊豆町			▲城東村			
河津町			▲上河津村			
南伊豆町			▲南上村、三坂村			
松崎町			▲中川村			
西伊豆町			▲仁科村 旧賀茂村（字久須村）			
熱海市		▲初島				
伊東市						
沼津市	▲井田、舟山					
三島市						
伊豆市	▲土肥（字平石の地域に限る。）及び小土肥（字石上の地域に限る。）		▲旧天城湯ヶ島町、旧中伊豆町			
伊豆の国市						▲旧大仁町（田中山）、旧菰山町（高原）、浮橋、田原野、長者原、みどり区・小松ヶ原
御殿場市						
裾野市						
富士市						
富士宮市			▲旧芝川町（柚野村）			
函南町						
清水町						
長泉町						
小山町						
静岡市			▲大河内村、梅ヶ島村、玉川村、井川村、清沢村、大川村			
焼津市						
藤枝市	▲岡部町野田沢、岡部町青羽根、岡部町玉取					
島田市	▲伊久身、千葉川根町家山、川根町披里、川根町葛籠		▲笹間村、伊久美村			
牧之原市						▲旧榛原町
吉田町						対象外
川根本町		●				対象外（7 級地であり、全域が特別地域加算対象地区のため）
御前崎市						対象外
菊川市						▲旧小笠町
掛川市						
袋井市						
磐田市						
浜松市	▲横川（968番地から1380番地までの地域に限る。） 佐久間町佐久間、佐久間町中部、佐久間町半場		▲旧天竜市（上阿多古村、熊村、竜川村） 旧春野町（大居町、気多村、熊切村） 旧龍山村 旧佐久間町（浦川町、山香村、城西村） 旧水窪町 旧引佐町（伊平村、鎮玉村）			
湖西市						対象外
森町			▲天方村、三倉村			対象外（7 級地のため）

備考

1. 事業所(施設)が当該地域に該当するか否かの確認は、市町にて行うこと。
2. 各地域はそれぞれの法律によって定められており、対象地区の変更があるので留意すること。(例)辺地は、毎年度末に地区変更を行う予定
3. 事業所(施設)が複数の加算地域区分に該当する場合においても、加算は単一の区分において算定すること。
4. 基準第6号は、告示にある地名で記載している。
5. ▲一部地域指定とは、現在の市町全域のうち上記一覧表に記載のある地区が該当する。
(例:過疎地域は、現在の浜松市のうち、旧春野町、旧龍山村、旧佐久間町、旧水窪町のみ該当)

Ⅵ 県内の訪問看護ステーション紹介

(令和2年6月現在)

- 東部地区
1. 田方郡・伊豆の国市・熱海市・伊豆市
伊東市・賀茂郡・下田市
 2. 沼津市・三島市・駿東郡
 3. 富士市・富士宮市・御殿場市・裾野市
駿東郡（小山町）

- 中部地区
1. 静岡市
 2. 焼津市・藤枝市・島田市・牧之原市
川根本町

- 西部地区
1. 磐田市・袋井市・掛川市・菊川市
御前崎市・周智郡
 2. 浜松市・湖西市

3 熱海市	医療法人新光会 あたま・かなみ訪問看護ステーション			緊急時対応	対応する
				ターミナルケア	対応する
	設置主体 医療法人新光会			訪問看護員 常勤換算	看護師3.4人 PT1.4人
	所在地 〒419-0107 田方郡函南町平井1690-13 伊豆平和病院内			サービス地域	函南町・熱海市・湯河原町・伊豆の国市・三島市
TEL		055-974-1359	FAX	055-974-1359	特色 看護師・リハビリスタッフと連携して、病気や障害のある方が 住み慣れた地域で安心して在宅療養ができるよう支援致しま す。同法人の精神科病院と連携し、精神科訪問看護も積極的 に対応します。
営業時間		月～土：9時～17時 休日：日曜日・祝祭日・年末年始			
4 伊豆の国市	長岡訪問看護ステーション			緊急時対応	対応する
				ターミナルケア	対応する
	設置主体 医療法人社団 一就会			訪問看護員 常勤換算	看護師3.0人
	所在地 〒410-2211 伊豆の国市長岡946			サービス地域	伊豆の国市・沼津市の一部（三浦地区）
TEL		055-948-0555	FAX	055-948-0918	特色 自宅で安心して過ごしていただけるよう、ご本人・ご 家族の意向と信頼関係・笑顔を大切にして、ご支援致 します。
営業時間		平日：8時30分～17時30分 休日：土曜・日曜・祝日・年末年始12/30～1/3			
5 伊豆の国市	訪問看護ステーションひまわり			緊急時対応	対応する
				ターミナルケア	対応する
	設置主体 公益財団法人 田方保健医療センター			訪問看護員 常勤換算	看護師4.5人 PT 2.0人
	所在地 〒410-2315 伊豆の国市田京270-1			サービス地域	伊豆の国市・伊豆市(土肥除く)・函南町
TEL		0558-76-9977	FAX	0558-76-1568	特色 看護師・理学療法士・ヘルパー・ケアマネなど、 多職種によるサービスの提供が可能であり、連携 が図れます。
営業時間		平日：8時30分～17時 土曜：8時30分～12時			
6 伊豆の国市	ラポールあい訪問看護ステーション			緊急時対応	対応する
				ターミナルケア	対応する
	設置主体 ラポールあい株式会社			訪問看護員 常勤換算	看護師6.0人
	所在地 〒410-2123 伊豆の国市四日町378-2			サービス地域	伊豆の国市・函南町
TEL		055-944-6634	FAX	055-944-6614	特色 年齢や障害の有無にかかわらず、地域に根ざした支援を行っ ています。1人1人に寄り添う気持ちを大事にし、本人や家族 にとって何が大切か一緒に考え、心と心が通いあえる看護を 提供します。
営業時間		平日：8時30分～17時30分 休日：土・日・祝日（必要に応じて対応）			
7 熱海市	あすか訪問看護ステーション			緊急時対応	対応する
				ターミナルケア	対応する
	設置主体 有限会社 あすかライフサービス			訪問看護員 常勤換算	看護師4.0人
	所在地 〒413-0102 熱海市下多賀804-2			サービス地域	熱海市(状況により伊東・函南一部)
TEL		0557-67-7111	FAX	0557-67-7112	特色 あらゆる状況に対応できる経験豊富なスタッフ が、在宅療養をしっかり支えます。
営業時間		月～金：9時～17時 土曜：9時～13時 休日：日曜、年末年始12/30～1/3			
8 熱海市	訪問看護ステーションゆらくす			緊急時対応	対応する
				ターミナルケア	対応する
	設置主体 株式会社湯らくす			訪問看護員 常勤換算	看護師3.5人
	所在地 〒413-0041 熱海市青葉町3-11			サービス地域	熱海市・湯河原町・真鶴町
TEL		0557-83-2800	FAX	0557-83-2801	特色 医療ニーズの高い人への対応と介護支援サポートな ど、包括的な看護の提供を致します。
営業時間		月～土：8時30分～17時30分 休日：日曜日 時間外は緊急時対応			

9 熱海市	K's訪問看護ステーション			緊急時対応	対応する	
				ターミナルケア	対応する	
	設置主体	医療法人社団恵仁会			訪問看護員 常勤換算	看護師3.0人
	所在地	〒413-0021 熱海市清水町3-23 ラグゼシア 1 階			サービス地域	伊東・熱海・函南・湯河原
TEL	0557-52-3568	FAX	0557-52-4113	特色	利用者の方に寄り添った丁寧なサービスを、平日・土日問わず提供します。併せて平日・土日問わず、医師と電話相談可能な体制を有しています。	
営業時間	月～金：9時～18時 土・日曜：9時～12時30分 休日：祝日・年末年始					
10 伊豆市	訪問看護ステーションなかいず （サテライト花時計）			緊急時対応	対応する	
				ターミナルケア	対応する	
	設置主体	静岡県厚生農業協同組合連合会			訪問看護員 常勤換算	看護師3.0人 PT3.0人 OT1.0人
	所在地	〒410-2502 伊豆市上白岩1000			サービス地域	伊豆市・伊豆の国市（田原野・田中山・長者原・浮橋除く）、沼津市戸田、西伊豆町宇久須、安良里
TEL	0558-83-1738	FAX	0558-75-7002	特色	看護師とPT・OTが連携して在宅療養を支援します。難病・小児・精神・ターミナルケアなど全般的に対応させていただきます。西伊豆方面は、サテライト花時計で対応しています。	
営業時間	平日：8時30分～17時 土曜：8時30分～12時30分 休日：第2・4・5土曜、日曜・祝日・年末年始					
11 伊豆市	訪問看護ステーション伊豆日赤			緊急時対応	対応する	
				ターミナルケア	対応する	
	設置主体	日本赤十字社			訪問看護員 常勤換算	看護師6.0人 PT0.5人
	所在地	〒410-2413 伊豆市小立野100-2			サービス地域	伊豆市（土肥地区除く）伊豆の国市大仁地区（田中山・浮橋・長者原・立花台地区除く）
TEL	090-7615-0103	FAX	0558-72-2884	特色	医療ニーズの高い方もサポートします。24時間体制でご相談に応じます。	
営業時間	月～土：8時30分～17時 休日：日曜・祝日・12/29～1/3					
12 伊東市	農協共済中伊豆リハビリテーションセンター 訪問看護ステーションそよかぜ			緊急時対応	対応する	
				ターミナルケア	対応する	
	設置主体	社会福祉法人農協共済中伊豆リハビリテーションセンター			訪問看護員 常勤換算	看護師7.0人 PT 5.0人 OT3.0人 ST 0.5人
	所在地	〒414-0055 伊東市岡1349-3			サービス地域	伊東市・熱海市・東伊豆町
TEL	0557-36-1530	FAX	0557-32-3323	特色	ご自宅で安心して療養生活が過ごせるように、訪問看護・リハビリを提供しています。同施設内に訪問介護、通所介護、居宅支援、障害サービスがあり、総合的に連携してサービス提供を行っています。	
営業時間	月～金：8時25分～17時10分 休日：土曜・日曜・祝日・年末年始（緊急対応は常時対応）					
13 伊東市	株式会社 訪問看護ステーション・ナースの森			緊急時対応	対応する	
				ターミナルケア	対応する	
	設置主体	株式会社 訪問看護ステーション・ナースの森			訪問看護員 常勤換算	看護師10.0人 PT0.5人 OT1.0人
	所在地	〒414-0023 伊東市渚町5-38			サービス地域	伊東市・熱海市・湯河原町・真鶴町
TEL	0557-36-3115	FAX	0557-36-3116	特色	・経管栄養等の医療処置対応 ・小児、精神疾患対応 ・訪問リハビリ・嚥下訓練等介護予防を強化 ・看護師・リハビリ専門職に夜チームケア医療の提供 ・看多機と連携し、医療・介護の提供で在宅生活を支えます。	
営業時間	月～金曜日：8時30分～17時30分					
14 伊東市	伊豆高原訪問看護ステーション			緊急時対応	対応する	
				ターミナルケア	対応する	
	設置主体	株式会社 メディカル・スターツ			訪問看護員 常勤換算	看護師5.7人 PT1.0人 OT2.8人
	所在地	〒413-0232 伊東市八幡野1417-1			サービス地域	伊東市・東伊豆町・河津町
TEL	0557-55-2532	FAX	0557-55-3305	特色	利用者様とその家族をサポートすることをモットーに、看護は夜間休日进行問わず24時間体制を取り、安心して在宅生活が送れるよう対応しています。リハビリは、他職とも積極的に連携を図り、ADLや活動性の向上を目標に取り組んでいます。	
営業時間	平日・土曜：8時50分～17時25分 日曜（緊急のみ）					

15 伊東市	訪問看護ステーションりえぞん			緊急時対応	対応する
設置主体	株式会社 Liaison Plus			ターミナルケア	対応する
所在地	〒413-0231 伊東市富戸1095-185 大室高原11-233			訪問看護員 常勤換算	看護師3.2人
TEL	0557-35-9123	FAX	0557-35-9124	サービス地域	伊東市・東伊豆町・河津町
営業時間	平日・祝日：8時30分～17時 休日：土曜・日曜・年末年始（必要に応じて可）			特色	住み慣れた自宅で、利用者様の意に添い、安全・安心を心掛け看護致します。 （東伊豆町にサテライト有）
16 伊東市	訪問看護ステーション・エコー				
設置主体	合同会社 エコー			ターミナルケア	対応する
所在地	〒413-0231 伊東市富戸1301-41 伊豆まさき整形外科2階			訪問看護員 常勤換算	看護師3.5人
TEL	0557-55-7223	FAX	0557-55-7224	サービス地域	伊東市
営業時間	月～金曜日：8時30分～17時 休日：土・日・祝日・12/30～1/3（必要に応じて可）			特色	利用者様との信頼関係を大切に、心に響くケアをお届けします。様々な分野で経験を積んだ看護師が安全・安心を心がけて在宅生活を支援させていただきます。
17 伊東市	訪問看護ステーションはな				
設置主体	株式会社シーディエム			ターミナルケア	対応する
所在地	〒414-0045 伊東市玖須美元和田727-1001 サンミナミC			訪問看護員 常勤換算	看護師5.6人
TEL	0557-35-9070	FAX	0557-35-9073	サービス地域	伊東市・東伊豆町（相談可）
営業時間	月～金：8時30分～17時30分（祝日も営業） 休日：土・日・12/30～1/3（毎日訪問等必要に応じ対応）			特色	訪問看護ステーションはなは「住み慣れた場所で自分らしく生きること」をお手伝いさせていただきます。予防的健康管理、医療処置、お看取りのケア、がん（治療中・末期問わず）ケア、精神科訪問看護、介護支援サポートなどの直接的なケア、主治医との連携や退院調整なども支援致します。
18 伊東市	うさぎ薬局訪問看護ステーション				
設置主体	株式会社うさぎ薬局			ターミナルケア	対応する
所在地	〒414-0055 伊東市岡216-24			訪問看護員 常勤換算	看護師6.7人 OT1.0人
TEL	0557-52-6301	FAX	0557-52-6302	サービス地域	伊東市・熱海市
営業時間	8時30分～17時30分 24時間緊急対応			特色	同法人内に薬局、ケアマネ、ヘルパー、福祉用具、看護、リハビリがあり、多職種連携がとれていますので、安心してお任せ下さい。正看護師のみで質の高い看護を提供しています。リハビリも訪問経験が長く、満足していただける自信があります。
19 伊東市	訪問看護ステーションかどの				
設置主体	有限会社チダ電装			ターミナルケア	対応しない
所在地	〒414-0045 伊東市玖須美元和田722-332			訪問看護員 常勤換算	看護師2.7人
TEL	0557-44-6613	FAX	0557-44-6614	サービス地域	熱海・伊東・東伊豆・河津
営業時間	月～金：8時30分～17時30分 休日：土・日			特色	精神科の訪問看護を行っています。家族へのかかわりを大切にして、安心安定した生活が送れるよう支援しています。
20 賀茂郡	ゆうあい訪問看護ステーション				
設置主体	医療法人社団 健育会			ターミナルケア	対応する
所在地	〒410-3514 賀茂郡西伊豆町仁科138-2			訪問看護員 常勤換算	看護師2.5人
TEL	0558-52-5111	FAX	0558-52-5115	サービス地域	西伊豆町・松崎町
営業時間	平日：9時～17時40分 隔週土曜9時～12時20分 休日：隔週土曜日・日曜・祝日・12/30～1/3			特色	住み慣れた地域・在宅での療養ができるよう全力でサポート致します。

21 賀茂郡	訪問看護ステーション南伊豆			緊急時対応	対応する	
				ターミナルケア	対応する	
	設置主体	医療法人社団 辰五会			訪問看護員 常勤換算	看護師3.0人
	所在地	〒415-0151 賀茂郡南伊豆町青市848			サービス地域	下田市・賀茂郡
TEL	0558-62-7001	FAX	0558-62-1717	特色	病気や障害をもちながらも住み慣れたご自宅で安心して生活できるよう、24時間体制でサポート致します。	
営業時間	平日：9時～17時 休日：土曜・日曜・祝日（必要に応じて可）					
22 賀茂郡	福老訪問看護ステーション			緊急時対応	対応する	
				ターミナルケア	対応する	
	設置主体	株式会社 三愛			訪問看護員 常勤換算	看護師2.5人
	所在地	〒415-0302 賀茂郡南伊豆町上賀茂583-4			サービス地域	南伊豆・下田市・松崎町（雲見、石部、岩地、岩科南側、岩科北側）
TEL	0558-62-1706	FAX	0558-62-1707	特色	利用者様、ご家族様に寄り添い、ご希望にそい、安心して自宅での療養生活を送っていただけるよう努力しています。	
営業時間	8時～17時 土日も営業 時間外・年末年始：必要に応じ対応					
23 賀茂郡	（あいさいか） 愛菜花訪問看護ステーション			緊急時対応	対応する	
				ターミナルケア	対応する	
	設置主体	合同会社 愛菜花			訪問看護員 常勤換算	看護師2.6人
	所在地	〒413-0411 賀茂郡東伊豆町稲取1406-1			サービス地域	東伊豆町・河津町
TEL	0557-52-6039	FAX	0557-52-6068	特色	居宅介護支援事業所を併設しているため、ケアマネジャーと看護師の連携により、利用者とその家族が安心して日常生活を送れるようにサービスを提供しています。	
営業時間	月～金：8時30分～17時30分 休日：土曜・日曜・祝日・年末年始（必要に応じて対応）					
24 賀茂郡	訪問看護ステーション どりいむ			緊急時対応	対応する	
				ターミナルケア	対応する	
	設置主体	株式会社 エムワイ			訪問看護員 常勤換算	看護師3.3人
	所在地	〒413-0302 賀茂郡東伊豆町奈良本797-3			サービス地域	伊東市・東伊豆・河津町・下田市
TEL	0557-23-2217	FAX	0557-23-2218	特色	24時間電話対応し、必要に応じて訪問します。できる限り2人で訪問します。	
営業時間	9時～17時30分 休日なし					
25 下田市	訪問看護ステーション紡ぎ			緊急時対応	対応する	
				ターミナルケア	対応する	
	設置主体	株式会社かい			訪問看護員 常勤換算	看護師3.0人
	所在地	〒415-0011 下田市河内77-1 こばりアパート7A			サービス地域	下田市・河津町・南伊豆町
TEL	0558-22-1887	FAX	0558-22-1888	特色	自宅で安心して看取りができるよう積極的に取り組んでいます。また、精神科看護も力を入れています。	
営業時間	平日：8時30分～17時30分 休日：土曜・日曜・祝日（必要に応じて可）					
26 下田市	研真会訪問看護ステーション上の山			緊急時対応	対応する	
				ターミナルケア	対応する	
	設置主体	医療法人社団研真会上の山鎮目クリニック			訪問看護員 常勤換算	看護師3.0人 PT0.7人 OT1.0人
	所在地	〒415-0013 下田市柿崎432-1			サービス地域	下田市・河津町・南伊豆町（三坂地区・南崎地区・三浜地区を除く）東伊豆町（要相談）
TEL	0558-36-3010	FAX	0558-23-8821	特色	病気になっても住み慣れたご自宅で、ご本人とご家族が安心して療養生活を送れるようにその方の状態に合わせた看護やリハビリを致します。看護師・理学療法士・作業療法士がご自宅へ訪問します。静岡県医療・介護情報システム対応。精神科訪問看護も行います。	
営業時間	月～土：8時30分～17時30分 サービス提供時間：9時～17時 休日：日曜・祝日・8/13～8/15・12/30～1/3					



沼津市・三島市・駿東郡

1 沼津市	訪問看護ステーションぬまづ			緊急時対応		対応する	
				ターミナルケア		対応する	
	設置主体			医療法人社団 真養会		訪問看護員 常勤換算	看護師7.1人 PT 1.0人 ST0.2人
	所在地			〒410-0004 沼津市本田町6-13 本田町ビル201			
TEL		055-926-0108	FAX	055-926-0222	特色	「明るく、楽しく、優しく」をモットーに、27年間地域の皆様の健康や生活を支えてきました。スタッフ1人1人が持つ「なぜ?」「どうして?」に皆で考え、日々進化した看護やリハビリを提供できるよう努力しています。	
営業時間		月～金：8時30分～17時30分 休日：土・日・祝日・12/29～1/3					
2 沼津市	訪問看護ステーションはまゆう			緊急時対応		対応する	
				ターミナルケア		対応する	
	設置主体			医療法人社団 真養会		訪問看護員 常勤換算	看護師4.3人 PT 1.0人 ST0.2人
	所在地			〒410-0821 沼津市大平1117-1			
TEL		055-932-6539	FAX	055-934-1566	特色	リンパ郭清の手術後の浮腫や、循環不全による浮腫に対し、アロマオイルを使用してリンパドレナージュ、トリートメントを行っています。医療依存度の高い方も対応できます。	
営業時間		月～金：8時30分～17時30分 休日：土曜・日曜・祝日					

3 沼津市	聖隷訪問看護ステーション千本			緊急時対応	対応する	
				ターミナルケア	対応する	
	設置主体	一般財団法人 芙蓉協会			訪問看護員 常勤換算	看護師16.5人 PT 2.0人 OT 1.0人
	所在地	〒410-8555 沼津市本字下一丁田898-1			サービス地域	沼津市・清水町
TEL	055-952-1020	FAX	055-952-1021	特色	看護師やリハスタッフが呼吸療法士資格3人、緩和ケア認定看護師1人、居宅、看護小規模多機能事業をもち、総合的なケアを提供します。	
営業時間	8時30分～17時30分 土日、祝日も営業					
4 沼津市	訪問看護ステーションうしづせ			緊急時対応	対応する	
				ターミナルケア	対応する	
	設置主体	公益財団法人 復康会			訪問看護員 常勤換算	看護師6.0人 OT 1.0人
	所在地	〒410-0813 沼津市上香貫蔓陀ヶ原2510-22			サービス地域	沼津市・清水町
TEL	055-931-3900	FAX	055-931-3399	特色	地域の方々に信頼され、愛される事業所を目指して頑張っています。	
営業時間	月～土曜：8時30分～17時（祝日も通常通り営業） 休日：日曜（必要に応じて対応）					
5 沼津市	白鳥訪問看護ステーション			緊急時対応	対応する	
				ターミナルケア	対応する	
	設置主体	有限会社 沼津ケアセンター白鳥			訪問看護員 常勤換算	看護師3.0人
	所在地	〒410-0003 沼津市新沢田町7-33			サービス地域	沼津市・三島市・清水町・長泉町
TEL	055-929-7020	FAX	055-929-7026	特色	状態観察、カテーテル管理、排便コントロール、入浴介助、薬剤管理、ストマ管理など、高齢者を主に訪問させて頂いております。今後は小児など幅を広げていきたいと考えております。	
営業時間	平日：8時30分～17時30分 休日：土・日・祝日					
6 沼津市	在宅リハビリ訪問看護ステーション春			緊急時対応	対応する	
				ターミナルケア	対応する	
	設置主体	有限会社オネストファーム			訪問看護員 常勤換算	看護師2.6人 PT1.2人 OT 1.0人
	所在地	〒410-0011 沼津市岡宮375-13 パステル緑ヶ丘1F			サービス地域	沼津市・清水町・長泉町・三島市の一部
TEL	055-924-3400	FAX	055-924-3900	特色	小規模な事業所ですが、親切・丁寧をモットーにリハビリ職員と看護師間の連携を大事にしながら業務に取り組んでいます。	
営業時間	月～金：9時～17時 休日：土曜・日曜・祝日、12/29～1/3					
7 沼津市	ケアル訪問看護リハビリステーション			緊急時対応	対応する	
				ターミナルケア	対応する	
	設置主体	株式会社デイベンロイ			訪問看護員 常勤換算	看護師8.1人 PT 5.3人 OT 5.5人 ST 1.0人
	所在地	〒410-0302 沼津市東椎路1640-10			サービス地域	沼津市・清水町
TEL	055-941-6105	FAX	055-941-5104	特色	年齢層、疾患を問わず対応しています。（小児・精神を含む障害者・難病等）おひとりおひとりの人生と向き合い、真の思いを支えるケアを目指しています。	
営業時間	月～金：8時30分～17時30分 休日：土・日・12/31～1/3					
8 沼津市	東部訪問看護リハビリステーションテレサ			緊急時対応	対応する	
				ターミナルケア	対応する	
	設置主体	合同会社テレサ			訪問看護員 常勤換算	看護師3.0人 PT 2.2人 OT 0.4人
	所在地	〒410-0311 沼津市原町中2-15-2			サービス地域	沼津市・富士市
TEL	055-969-2008	FAX	055-969-2028	特色	地域の皆様のご自宅での生活が安心して送れるよう、身近などんな小さなことにも誠実に、笑顔でサポートいたします。	
営業時間	月～金：8時30分～16時30分 休日：土曜・日曜・12/29～1/3（休日対応は要相談）					

9 沼津市	訪問看護ステーション椎路			緊急時対応	対応する	
				ターミナルケア	対応する	
	設置主体	有限会社 ケイコム			訪問看護員 常勤換算	看護師2.5人 PT1.0人 OT1.0人
	所在地	〒410-0302 沼津市東椎路821-1			サービス地域	沼津市
TEL	055-955-7467	FAX	055-955-7502	特色	主治医・ケアマネジャー・その他の在宅サービスとの連携を大切にしています。利用者様、ご家族様のおもいを受けとめ、安心して在宅生活が続けていけるよう支援していきます。	
営業時間	月～金：9時～18時 休日：土曜・日曜・祝日					
10 沼津市	訪問看護ステーションさん・さぽーと			緊急時対応	対応する	
				ターミナルケア	対応する	
	設置主体	株式会社サン・サポート			訪問看護員 常勤換算	看護師2.5人
	所在地	〒410-0011 沼津市岡宮991-30			サービス地域	沼津市・三島・清水町・長泉町・裾野
TEL	055-941-9885	FAX	055-944-9466	特色	「共に心から家族のように」皆様の毎日が充実したものになるようお手伝い致します。	
営業時間	月～金：8時30分～17時30分 休日：土・日曜・年末年始（12/31～1/3）					
11 沼津市	訪問看護ステーション咲			緊急時対応	対応する	
				ターミナルケア	対応する	
	設置主体	株式会社 マウントフィールド			訪問看護員 常勤換算	看護師5.2人 PT1.0人
	所在地	〒410-0022 沼津市大岡1728-2 グレースヴィラ102			サービス地域	沼津（内浦・西浦・戸田を除く）・三島・長泉町・清水町・函南町・裾野
TEL	055-994-9300	FAX	055-955-8245	特色	医療・介護の知識を生かしながら、24時間365日対応します。優しく丁寧に支援します。他職種との連携を大切にします。精神訪看やリハビリも積極的に取り組んでいます。	
営業時間	月～金：9時～18時 休日：土曜・日曜・祝日（休日対応は相談可）					
12 沼津市	えんじえる訪問看護リハビリステーション			緊急時対応	対応する	
				ターミナルケア	対応する	
	設置主体	株式会社 影山鉄工所			訪問看護員 常勤換算	看護師3.7人 PT 1.7人 OT2.1人
	所在地	〒410-0867 沼津市本字白銀町489-5			サービス地域	沼津市・清水町・長泉町・三島市
TEL	055-943-6757	FAX	055-943-6759	特色	看護とリハビリで連携をとり、専門知識や技術とチームワークの良さで利用者様やご家族の在宅療養生活を支援いたします。	
営業時間	月～金：8時30分～17時30分 土曜は訪問可、日曜・祝日は訪問要相談					
13 沼津市	訪問看護ステーションふじみ			緊急時対応	対応しない	
				ターミナルケア	対応しない	
	設置主体	公益財団法人 復康会			訪問看護員 常勤換算	看護師10.0人 OT0.02人
	所在地	〒410-0811 沼津市中瀬町24-1			サービス地域	沼津・三島・清水町・長泉町・函南町・裾野・御殿場・伊東・熱海・伊豆の国市・伊豆市・湯河原の一部
TEL	055-931-5223	FAX	055-934-0707	特色	伊東市にゆかわ支所があります。精神に疾患を持つ方を対象に、利用者様がその人らしく地域で生活できるよう支援させていただきます。	
営業時間	月～土：8時30分～17時 休日：日曜・祝日・年末年始					
14 沼津市	ゆいまる訪問看護ステーション			緊急時対応	対応する	
				ターミナルケア	対応する	
	設置主体	ゆいまる株式会社			訪問看護員 常勤換算	看護師3.7人 OT0.9人
	所在地	〒410-0807 沼津市錦町655-1 コーポ錦102号			サービス地域	沼津市、清水町、三島市、裾野市の一部、長泉町、函南町の一部
TEL	055-955-8519	FAX	055-955-8529	特色	大好きな家で最期までその方の希望がかなう様に援助していきます。ご家族を含め他職種との連携も密にとっています。	
営業時間	月～金：8時30分～16時45分、土：8時30分～12時45分 休日：日・祝日、12/31～1/3					

15 沼津市	さくら訪問看護リハビリステーション			緊急時対応	対応する	
				ターミナルケア	対応する	
	設置主体	株式会社　メディケアイースト			訪問看護員 常勤換算	看護師2.6人　PT1.0人
	所在地	〒410-0822 沼津市下香貫藤井原1660-1　B203			サービス地域	沼津市・三島市・伊豆の国市・函南町・清水町 伊豆市（土肥除く）
TEL	055-943-7701	FAX	055-943-7721	特色	住み慣れた場所で、笑顔で過ごせる安心した暮らしの実現のため、個々の目標、生活ニーズに合わせた看護を他職種とも連携を図りながら、サービス提供を致します。	
営業時間	月～金：8時30分～17時 休日：土曜・日曜・祝日・年末年始（12/30～1/3）					
16 沼津市	訪問看護ステーションふくろう			緊急時対応	対応する	
				ターミナルケア	対応する	
	設置主体	合同会社TOMO			訪問看護員 常勤換算	看護師2.5人
	所在地	〒410-0007 沼津市西沢田684-9			サービス地域	沼津市・三島市
TEL	055-913-5280	FAX	055-913-5310	特色	小児から高齢者まで対応します。地域密着型で、ご家族の要望に合わせた柔軟な対応をさせていただきます。	
営業時間	月～金：9時～18時 土・日・祝は相談にて					
17 沼津市	はるか訪問看護ステーション			緊急時対応	電話対応のみ	
				ターミナルケア	対応する	
	設置主体	NPO法人　はるか			訪問看護員 常勤換算	看護師2.5人　ST2.0人
	所在地	〒410-0822　沼津市下香貫藤井原1621-2 クリエール藤井原1号室			サービス地域	沼津市・清水町
TEL	055-939-8215	FAX	055-939-8216	特色	看護師と言語聴覚士等が連携してサービス提供を行います。看護師の多くが療育者であることを強みとして、心を込めて支援します。	
営業時間	月～金：9時～16時30分 休日：12/31～1/3					
18 沼津市	スローライフ訪問看護ステーション			緊急時対応		
				ターミナルケア		
	設置主体	株式会社　スローライフ			訪問看護員 常勤換算	
	所在地	〒410-0022 沼津市大岡3882番地			サービス地域	
TEL	055-941-5665	FAX	055-941-7624	特色		
営業時間						
19 三島市	三島市医師会訪問看護ステーション			緊急時対応	対応する	
				ターミナルケア	対応する	
	設置主体	一般社団法人　三島市医師会			訪問看護員 常勤換算	看護師8.9人　PT0.2人
	所在地	〒411-0841 三島市南本町4番31号			サービス地域	三島市内
TEL	055-973-1174	FAX	055-973-1090	特色	医師会の医師及び近隣の総合病院と連携して訪問しています。利用者の移行に添って、安心して生活が送れるよう支援しています。	
営業時間	月～金：9時～17時30分 休日：土曜・日曜・祝日・8/15～17、12/29～1/3					
20 三島市	訪問看護ステーションほほえみ			緊急時対応	対応する	
				ターミナルケア	対応する	
	設置主体	医療法人社団　静岡健生会			訪問看護員 常勤換算	看護師6.1人　PT　0.6人
	所在地	〒411-0817 三島市八反畑127-1　ベルメゾン21　2-A			サービス地域	三島市・清水町（畑中）
TEL	055-981-6653	FAX	055-981-6657	特色	急性期病院からの難病や小児などの困難事例の依頼にも即時受け入れできる体制を整えています。法人内に地域包括病棟や往診部門を有し、綿密な連携でその人らしさを重視した在宅療養と自宅でのお看取りを支援しております。	
営業時間	平日：8時30分～16時45分、土曜：8時30分～12時45分 休日：日曜・祝日・12/30～1/4					

21 三島市	訪問看護ステーション梅名の里	緊急時対応	対応する
		ターミナルケア	対応する
設置主体	社会福祉法人 静和会	訪問看護員 常勤換算	看護師6.4人
所在地	〒411-0816 三島市梅名579-8	サービス地域	三島市・函南町・清水町・長泉町・伊豆の国市（旧菰山地区）
TEL	055-984-3535	FAX	055-984-3536
営業時間	月～金：9時～17時 休日：土曜・日曜・祝日・年末年始（休日は必要に応じてサービスを提供します）	特色	「質の高い看護」を目標に掲げて、根拠ある看護を実践しています。技術や知識の向上とともに、利用者様がご自宅で自分らしく生活できるよう、思いに寄り添うことも大切にしています。
22 三島市	総合介護事業所 瑞	緊急時対応	対応する
		ターミナルケア	対応する
設置主体	株式会社 赤川	訪問看護員 常勤換算	看護師4.5人
所在地	〒411-0801 三島市谷田1037-35	サービス地域	三島市・函南町・伊豆の国市・沼津市・清水町
TEL	055-981-6577	FAX	055-981-6578
営業時間	9時～18時 年中無休	特色	住み慣れた我が家で療養していただくお手伝いをいたします。
23 三島市	訪問看護ステーション木の实 （御殿場サテライト）	緊急時対応	対応する
		ターミナルケア	対応する
設置主体	株式会社 3rd Island		看護師8.9人 PT 7.6人 OT 2.8人
所在地	〒411-0044 三島市徳倉3丁目24-3 ロイヤルパレス徳倉102	サービス地域	伊豆の国市・函南・三島市・裾野市・長泉町・御殿場市
TEL	055-980-4800	FAX	055-980-4801
営業時間	月～金：8時30分～17時30分 休日：土曜・日曜・祝日	特色	成人はもちろんのこと、新生児室から退院してきている小児の訪問もしています。リハビリに力を入れており、看護との連携により、より良い在宅生活を送れるよう支援しています。
24 三島市	ウエルズ訪問看護ステーション	緊急時対応	対応する
		ターミナルケア	対応する
設置主体	社会福祉法人 ウエルネスケア	訪問看護員 常勤換算	看護師8.0人 PT1.0人
所在地	〒411-0822 三島市松本294-3	サービス地域	三島・函南町・沼津市・清水町・長泉町・伊豆の国市・裾野市
TEL	055-943-5346	FAX	055-943-5104
営業時間	月～金：8時30分～17時30分 土曜：8時30分～12時30分 休日：日曜・12/30～1/3	特色	在宅での難病、ターミナルケアを往診医と連携して行っています。定期巡回ヘルパーとも情報交換しながら主治医やケアマネとも連携して、その方に合った看護を提供しています。
25 三島市	訪問看護ステーションまりん	緊急時対応	対応する
		ターミナルケア	対応する
設置主体	合同会社 真凜	訪問看護員 常勤換算	看護師4.7人 PT1.0人 OT1.0人
所在地	〒411-0801 三島市谷田175-8 コートリバーサイド102号	サービス地域	三島市・沼津市（戸田除く）裾野市・伊豆の国市・清水町・長泉町・函南町
TEL	055-900-8337	FAX	055-900-8338
営業時間	月～金：9時～17時 休日：土曜・日曜・祝日・12/30～1/3	特色	訪問診療医と医療連携しており、緊急時の対応も迅速に行っています。看護師・リハビリスタッフは、経験豊富であり、皮膚・排泄ケア認定看護師も在籍しています。各種医療機器も導入していて、重症者への対応も可能です。
26 駿東郡	訪問看護ステーションふしみ	緊急時対応	対応する
		ターミナルケア	対応する
設置主体	医療法人社団 静岡健生会	訪問看護員 常勤換算	看護師5.9人 PT 0.6人
所在地	〒411-0907 駿東郡清水町伏見25-6 フレグランス水口102	サービス地域	清水町・沼津市・長泉町
TEL	055-973-5580	FAX	055-973-5822
営業時間	平日：8時30分～16時45分 土曜：8時30分～12時45分 休日：日曜・祝日・12/30～1/4	特色	在宅看取り、医療機器管理、リハビリ、介護相談など、療養生活全般にわたり、利用者と家族に寄り添って、安心して生活できるよう支援しています。

27 駿東郡	訪問看護ステーションエム			緊急時対応	対応する
				ターミナルケア	対応する
	設置主体	医療法人社団 幸徳会	訪問看護員 常勤換算	看護師3.1人	
	所在地	〒411-0917 駿東郡清水町徳倉1004	サービス地域	清水町・沼津市・長泉町	
TEL	055-933-0333	FAX	055-941-5670	特色	病気や障害があっても、自分の町ですっと生活するために、退院後から終末期まで、24時間体制で看護ケアを提供致します。
営業時間	月～金：8時30分～17時30分 休日：土曜・日曜・祝日・その他法人が定める休日				
28 駿東郡	農協共済中伊豆リハビリテーションセンター 訪問看護ステーションあおぞら			緊急時対応	対応する
				ターミナルケア	対応する
	設置主体	社会福祉法人 農協共済中伊豆リハビリテーションセンター	訪問看護員 常勤換算	看護師8.3人 PT 4.0人 OT 4.0人 ST 0.2人	
	所在地	〒411-0943 駿東郡長泉町下土狩1293-1 JA南駿下土狩支店3階	サービス地域	伊豆市・伊豆の国市・函南・清水町・三島市・沼津市・裾野市・長泉町・沼津市一部地域	
TEL	055-986-8046	FAX	055-986-8101	特色	看護師・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が小児・難病・ターミナル・精神、すべての方々を対象に在宅ケアを提供致します。伊豆の国市にサテライト有。
営業時間	平日：8時25分～17時10分 休日：土曜・日曜・祝日・12/29～1/3				
29 駿東郡	訪問看護ステーションみなみ			緊急時対応	対応する
				ターミナルケア	対応する
	設置主体	合同会社 みなみ	訪問看護員 常勤換算	看護師3.8名	
	所在地	〒411-0932 駿東郡長泉町南一色344-1 エステートピア土屋B棟101号	サービス地域	長泉町、沼津、清水町、裾野市、三島市	
TEL	055-941-6864	FAX	055-941-6865	特色	迅速に対応し、必要な時に必要なケアを提供します。小児・難病・ターミナルケアの経験も多いです。
営業時間	月～土：8時45分～17時45分 休日：日・祭日、12/29～1/3 （24時間対応可）				
30 駿東郡	訪問看護ステーション桜づつみ			緊急時対応	対応する
				ターミナルケア	対応する
	設置主体	合同会社 桜堤	訪問看護員 常勤換算	看護師4.6人 PT2.5人	
	所在地	〒411-0942 駿東郡長泉町中土狩557-321 日幸マンション202	サービス地域	長泉町・清水町・裾野市・三島市・沼津市	
TEL	055-943-6548	FAX	055-980-5392	特色	病院やかかりつけ医の先生方とICT等を活用し、細目に連絡を取り、医療ニーズの高い方、難病の方々も住み慣れたご自宅で、ご利用者様・ご家族をサポートし、安心して在宅生活を過ごせるよう看護師、リハスタッフがご支援いたします。
営業時間	月～土：8時30分～17時 緊急時等は休日においても訪問します				
31 駿東郡	ケアーズ 訪問看護リハビリステーション駿東			緊急時対応	対応する
				ターミナルケア	対応する
	設置主体	有限会社 木村商事	訪問看護員 常勤換算	看護師4.1人 PT 2.8人 OT 1.8人	
	所在地	〒411-0932 駿東郡長泉町南一色382-1 Mビル1F 東103	サービス地域	長泉町・清水町・沼津市・三島市・裾野市	
TEL	055-955-7648	FAX	055-955-7649	特色	明るい心で、利用者様と接することを心がけています。看護とリハビリ、お互いに連携しながら必要なケアを行っていきます。
営業時間	月～金：9時～18時 休日：土曜・日曜・祝日・12/30～1/3				
32 駿東郡	マ・メゾン花水木 訪問看護リハビリステーション			緊急時対応	応相談
				ターミナルケア	応相談
	設置主体	株式会社 フイユ	訪問看護員 常勤換算	看護師4.4人 PT2.3人 OT 4.8人	
	所在地	〒411-0933 駿東郡長泉町納米里55-5 ディアス納米里202	サービス地域	長泉町・裾野市・三島市・沼津市・清水町・函南町	
TEL	055-941-5020	FAX	055-980-5331	特色	ご利用者様の生活習慣に重点をおいた看護を提供します。病状に対してもアセスメント・アプローチを行いながらも、ご利用者様一人一人の声に耳を傾け、ご利用者様が感じる小さな悩み事にも気軽に相談できる関係作りを目指します。
営業時間	月～土：9時～18時 休日：日曜・祝日・年末年始（12/29～1/3）				

33 駿東郡	訪問看護ステーションあやめ清水町			緊急時対応		
				ターミナルケア		
設置主体	株式会社 ファーストナース			訪問看護委員		
所在地	〒4110906 駿東郡清水町八幡139			常勤換算		
				サービス地域		
TEL	055-983-2988	FAX	055-976-8377	特色		
営業時間						

富士市・富士宮市・御殿場市・裾野市・駿東郡（小山町）



1 富士市	訪問看護ステーション喜			緊急時対応	対応する
				ターミナルケア	対応する
設置主体	医療法人社団 喜生会			訪問看護員 常勤換算	看護師8.0人 PT 4.0人
所在地	〒419-0201 富士市厚原370				
TEL	0545-67-2022	FAX	0545-71-2112	特色	住み慣れた家庭に看護師が、24時間365日訪問させて頂きます。また、理学療法士と連携して、快適な療養生活が送れるよう、看護・リハビリの両面からサービスを提供させて頂きます。
営業時間	営業日：365日 営業時間：8時45分～17時15分				
2 富士市	共立蒲原総合病院 訪問看護ステーション（サテライト富士）			緊急時対応	対応する
				ターミナルケア	対応する
設置主体	共立蒲原総合病院組合			訪問看護員 常勤換算	看護師9.1人 PT 2.0人
所在地	〒421-3306 富士市中之郷2500-1				
TEL	0545-81-2730	FAX	0545-81-2730	特色	小児から高齢者の方が、病気や障害を持ちながらも在宅で安心して過ごせるように支援しています。利用者やご家族にご意向に寄り添い丁寧な対応を心がけています。病院や他施設とも連携を図り在宅療養を支援します。
営業時間	平日：8時15分～17時 休日：土曜・日曜・祝日・12/29～1/3				
3 富士市	訪問看護ステーション百葉			緊急時対応	対応する
				ターミナルケア	対応する
設置主体	医療法人財団 百葉の会			訪問看護員 常勤換算	看護師6.2人 PT 0.3人
所在地	〒417-0801 富士市大淵405-25				
TEL	0545-36-2584	FAX	0545-36-2594	特色	「自分の家で自分らしく」住み慣れたご自宅で、ご本人・ご家族が安心して過ごせるようサポートします。小児から高齢者の方、介護予防からターミナルの方、医療依存度の高い方への支援をしております。
営業時間	8時30分～17時				

4 富士市	訪問看護ステーションケアメイト			緊急時対応	対応する
				ターミナルケア	対応する
設置主体	医療法人社団 秀峰会			訪問看護員 常勤換算	看護師5.1人、OT1.0人
所在地	〒416-0903 富士市松本357-1			サービス地域	富士市・富士宮市
TEL	0545-66-3622	FAX	0545-66-3623	特色	併設の川村病院や市内開業医と連携し、地域に密着した医療を提供します。新設した緩和ケア病棟とも連携をとりながら、ターミナルにも対応し、利用者やご家族の気持ちに寄り添うかかわりを大切にしています。
営業時間	月～金：8時30分～17時30分 ただし、国民の祝日・年末年始を除く				
5 富士市	訪問看護ステーションけいあい			緊急時対応	対応する
				ターミナルケア	対応する
設置主体	一般財団法人 恵愛会			訪問看護員 常勤換算	看護師10.9人 PT 1.0人 OT 0.8人
所在地	〒417-0051 富士市吉原二丁目12番3号			サービス地域	富士市全域
TEL	0545-54-2320	FAX	0545-54-2321	特色	乳児から高齢者まで幅広い年齢層と難病やがん末期、様々な疾患に対応しています。24時間の連絡体制をとり、住み慣れた自宅で安心して生活できるよう支援します。
営業時間	月～金：8時30分～17時				
6 富士市	富士整形外科病院 訪問看護ステーション			緊急時対応	応相談
				ターミナルケア	必要時相談の上対応
設置主体	医療法人社団 英志会			訪問看護員 常勤換算	看護師4.0人 PT 0.9人 OT 0.9人
所在地	〒417-0045 富士市錦町1-4-23			サービス地域	富士市・富士宮市
TEL	0545-53-0832	FAX	0545-53-8622	特色	患者様に寄り添い、笑顔で会話をを行い、フットケア（足浴、爪切り）から医療まで、幅広く訪問看護に取り組んでいます。
営業時間	月～土曜：8時～17時 祝祭日・年末年始（12/30～1/3）を除く				
7 富士市	訪問看護ステーションかみや			緊急時対応	対応する
				ターミナルケア	対応する
設置主体	一般財団法人 恵愛会			訪問看護員 常勤換算	看護師5.0人 PT 1.0人
所在地	〒417-0821 富士市神谷592-3			サービス地域	富士市全域・沼津市西部
TEL	0545-39-0808	FAX	0545-39-0810	特色	乳児から高齢者まで幅広い年齢層、難病やターミナル等様々な疾患に対応しています。理学療法士によるリハビリも対応しています。
営業時間	平日：8時30分～17時 休日：土曜・日曜・祝日（状況により対応）・年末年始				
8 富士市	訪問看護ステーションふじ			緊急時対応	対応する
				ターミナルケア	対応する
設置主体	医療法人社団 紫苑会			訪問看護員 常勤換算	看護師4.2人 PT 1.5人 OT 0.5人
所在地	〒419-0205 富士市天間1640-1			サービス地域	富士・富士宮
TEL	0545-73-1914	FAX	0545-73-1917	特色	当事業所は富士いきいき病院内にあり、訪問診療と連携して、在宅生活を支援しています。また、療法師による支援は、リハビリだけでなく在宅生活に必要な住宅改修や福祉用具の相談、介護指導なども行います。
営業時間	平日：8時30分～17時30分 休日：土・日・祝日・年末年始				
9 富士市	訪問看護ステーションかもめ			緊急時対応	対応する
				ターミナルケア	対応する
設置主体	CAS 株式会社			訪問看護員 常勤換算	看護師10.8人
所在地	〒416-0955 富士市川成新町250			サービス地域	富士市内
TEL	0545-65-0262	FAX	0545-62-9616	特色	利用者のおよそ半数の方は、神経難病の特定疾患を罹患。身体面でのケアを行うとともに、指導やメンタルフォローを行い、在宅で安心できる療養生活を支援しています。リハビリやターミナルケアにも力を入れています。
営業時間	8時15分～17時15分				

10 富士市	訪問看護ステーションよろこび宮島			緊急時対応	対応する
設置主体	株式会社 エフ・エム・シー			ターミナルケア	対応する
所在地	〒416-0945 富士市宮島85-10			訪問看護員 常勤換算	看護師4.8人
TEL	0545-32-8088	FAX	0545-32-8087	サービス地域	富士全域
営業時間	9時～18時 休日：なし			特色	看護小規模多機能型居宅介護も併設しております。 365日24時間を対応させていただいており、その人が その人らしく安心して生活できるよう支援してまいり ます。
11 富士市	訪問看護ステーション都富くによし			緊急時対応	対応する
設置主体	有限会社 田中屋産業			ターミナルケア	対応する
所在地	〒419-0201 富士市厚原566-1			訪問看護員 常勤換算	看護師5.7人 PT 5.6人 OT 0.6人
TEL	0545-32-8580	FAX	0545-32-8581	サービス地域	富士・富士宮市
営業時間	月～金・祝日：8時～17時30分 休日：土・日・12/30～1/3			特色	看護師・理学療法士・作業療法士による訪問を行い、 小児から高齢者まで幅広い年齢層の方達に支援を行 い、安心して在宅にて生活していけるように取り組ん でおります。
12 富士市	訪問看護ステーションかえで			緊急時対応	対応する
設置主体	株式会社 アルセ			ターミナルケア	対応する
所在地	〒417-0061 富士市伝法2525-1			訪問看護員 常勤換算	看護師3.4人
TEL	0545-52-7088	FAX	0545-52-7087	サービス地域	富士市・富士宮市
営業時間	8時30分～17時30分 休日：土・日・祝日・12/29～1/3			特色	24時間体制でご利用者様・ご家族が安心して在宅生活 が送れるようお手伝いさせていただきます。薬局と福祉用 具とも連携を取り、サービスの向上を目指します。
13 富士市	訪問看護ステーションあい			緊急時対応	対応する
設置主体	株式会社 あい			ターミナルケア	対応する
所在地	〒416-0933 富士市中丸882-1			訪問看護員 常勤換算	看護師3.1人
TEL	0545-62-6123	FAX	0545-62-6113	サービス地域	富士市全域
営業時間	8時30分～17時 休日：土・日・祝日・年末年始12/29～1/3			特色	小児から高齢者まで含み、予防的なケアニーズのある方、医 療ニーズの高い方、慢性疾患のある方、終末期にある方な ど、様々な健康レベルにある方に対応し、在宅で安心して暮 らせるよう支援しています。
14 富士市	訪問看護ステーションおおふじ			緊急時対応	対応しない
設置主体	医療法人財団 新六会			ターミナルケア	対応しない
所在地	〒417-0809 富士市中野249-2			訪問看護員 常勤換算	看護師4.4人 OT1.0人
TEL	0545-67-0064	FAX	0545-67-0068	サービス地域	富士・富士宮・御殿場（富士岡地区・原里地区）
営業時間	月～土：8時30分～17時 休日：日曜・祝日・12/30～1/3			特色	精神科訪問看護に特化しており、利用者の視点に 立ち、共に考え安心して信頼される看護を提供 し、自宅での生活が継続できるようにサポートし ます。
15 富士市	訪問看護ステーションこはる			緊急時対応	対応する
設置主体	株式会社 佐野建材			ターミナルケア	対応する
所在地	〒417-0061 富士市伝法1549-1			訪問看護員 常勤換算	看護師2.8人 PT2.0人 OT2.0人
TEL	0545-30-6075	FAX	0545-30-8555	サービス地域	富士市・富士宮市全域
営業時間	月～金：8時30分～17時30分 休日：土・日・祝日			特色	24時間365日緊急対応しております。精神科、小 児（重症心身障害児）の訪問も受付しておりま す。

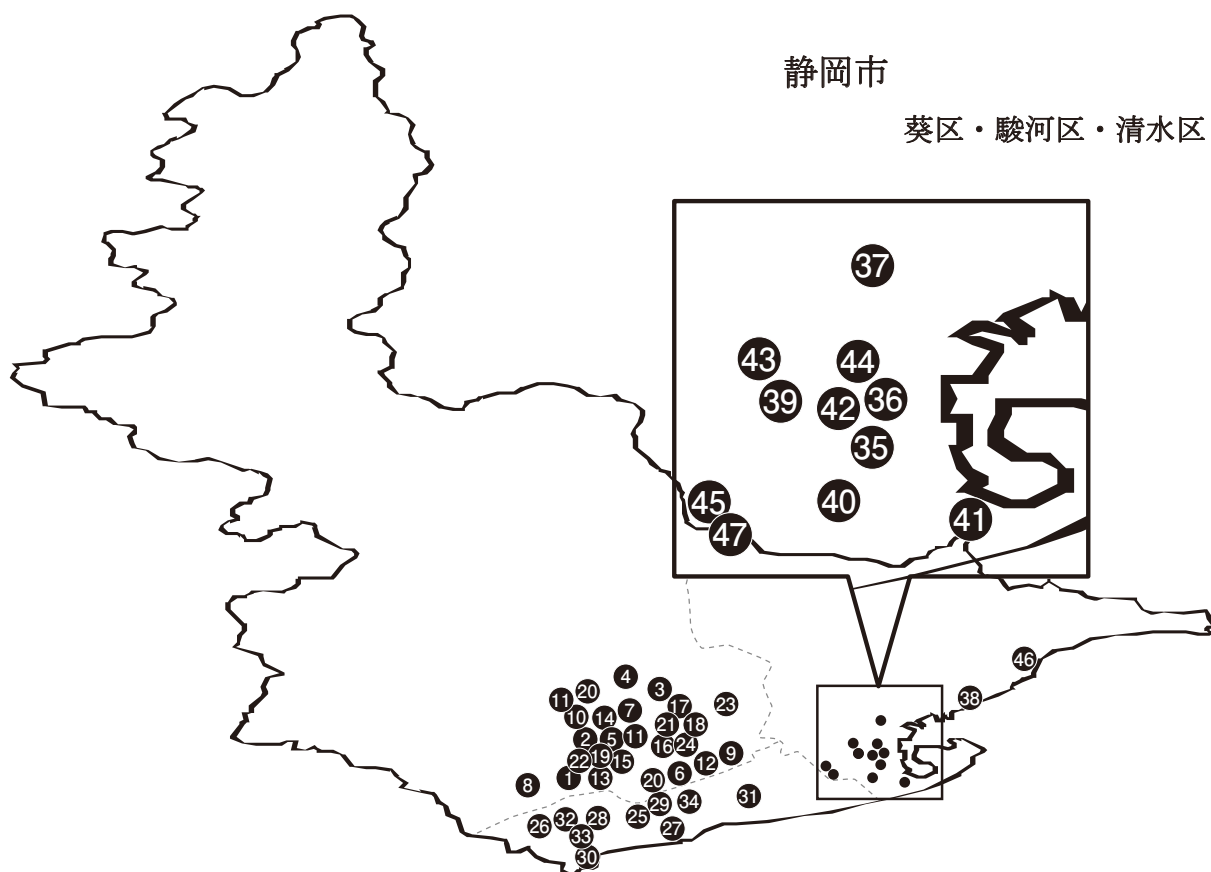
16 富士市	訪問看護ステーション菜桜			緊急時対応	対応する	
				ターミナルケア	対応しない	
	設置主体	合同会社 asterisk柚			訪問看護員 常勤換算	看護職(保健師-助産師-看護師)3.0人 PT0.2人
	所在地	〒416-0945 富士市宮島1062番地の8			サービス地域	富士市・富士宮市
TEL	0545-67-5503	FAX	なし	特色	助産所から始まった訪問看護です。産後うつや精神疾患をお持ちの方の妊娠、産後、子育て期、NICUを退院したお子様へのケアを得意とします。発達障害、不登校の方への訪問も行っています。	
営業時間	月～金：9時～17時 休日：土・日・祝日					
17 富士市	訪問看護ステーションなないろ			緊急時対応	対応する	
				ターミナルケア	対応する	
	設置主体	合同会社 彩り			訪問看護員 常勤換算	看護師3.0人
	所在地	〒417-0061 富士市伝法710-14			サービス地域	富士市全域
TEL	0545-67-6600	FAX	0545-67-6601	特色	令和2年4月に開設しました。小規模事業所ですが、「あなたらしさに寄り添う看護」を目指します。より豊かで色とりどりな人生を過ごすことができるよう支援させていただきます。	
営業時間	月～金：8時30分～17時 休日：土・日・祝日・12/29～1/3					
18 富士市	訪問看護ステーションしおん			緊急時対応	対応しない	
				ターミナルケア	対応しない	
	設置主体	有限会社 フィジカルセラピー中村			訪問看護員 常勤換算	看護師2.5人 PT 1.0人
	所在地	〒419-0202 富士市久沢2-8-39			サービス地域	富士・富士宮・静岡市
TEL	0545-72-4822	FAX	0545-72-4781	特色		
営業時間	水・日を除く月～土：8時30分～17時30分 水・日：定休日					
19 富士宮市	東静岡訪問看護ステーション			緊急時対応	対応する	
				ターミナルケア	対応する	
	設置主体	医療法人社団 一就会			訪問看護員 常勤換算	看護師4.0人 PT1.0人
	所在地	〒418-0026 富士宮市西小泉町14-9			サービス地域	富士宮市・富士市
TEL	0544-23-1914	FAX	0544-28-0654	特色	神経難病に特化しています。ご自宅で安全に自分らしく最後まで過ごせるよう、ご家族様をサポートしながら支援させていただきます。	
営業時間	月～金：8時30分～17時30分 土曜：8時30分～12時30分					
20 富士宮市	看護リハビリケアステーションひより			緊急時対応	対応する	
				ターミナルケア	対応する	
	設置主体	社会福祉法人 ふらら			訪問看護員 常勤換算	看護師15.4人 PT1.0人 OT 0.8人
	所在地	〒418-0111 富士宮市山宮2051-1			サービス地域	富士宮市
TEL	0544-66-3917	FAX	0544-66-3916	特色	小児から高齢者まで、住み慣れた地域で、我が家でその人らしく安心して在宅生活が送れるよう、他職種と連携しながら、ご本人・ご家族の思いに寄り添った看護やリハビリをご支援致します。看護小規模多機能型居宅介護併設	
営業時間	8時30分～17時30分 24時間対応 休日なし					
21 富士宮市	訪問看護ステーション心音			緊急時対応	対応する	
				ターミナルケア	対応する	
	設置主体	有限会社 ベネフィットサービス			訪問看護員 常勤換算	看護師4.1人
	所在地	〒418-0061 富士宮市北町15番7号			サービス地域	富士宮市・富士市
TEL	0544-29-7411	FAX	0544-29-7413	特色	看護小規模多機能居宅介護です。利用者様の「その人らしさ」を実現できるように協力していきます。	
営業時間	月～金：9時～14時					

22 御殿場市	訪問看護ステーションごてんば			緊急時対応	対応する	
				ターミナルケア	対応する	
	設置主体	公益社団法人 有隣厚生会			訪問看護員 常勤換算	看護師8.7人 PT 0.7人
	所在地	〒412-0043 御殿場市新橋1586-1			サービス地域	御殿場市・小山町・裾野市・箱根町（仙石原地区）
TEL	0550-83-1132	FAX	0550-83-1243	特色	「その人らしさを大切にする看護」を理念とし、小児から高齢者まで、各種医療処置対応、在宅看取りまで幅広い訪問を行っています。	
営業時間	月～金：8時30分～17時30分 休日：土曜・日曜・祝日・年末年始12/30～1/3					
23 御殿場市	一般財団法人 神山復生会 訪問看護ステーションマリア			緊急時対応	対応する	
				ターミナルケア	対応する	
	設置主体	一般財団法人神山復生会			訪問看護員 常勤換算	看護師4.0人
	所在地	〒412-0033 御殿場市神山1910-8			サービス地域	御殿場市・小山町・裾野市
TEL	0550-87-3861	FAX	0550-87-3865	特色	今から130年前に一人のハンセン病患者と出会ったフランス人宣教師により設立されたカトリック病院である神山復生病院を母体とした訪問看護ステーションです。病院理念である「一人ひとりの命を大切に」を心に留め、在宅療養生活を支援し、緩和ケア、在宅看取りなど、お一人おひとりに寄り添った丁寧で暖かいケアを提供しています。	
営業時間	月～金：8時30分～17時30分 休日：土曜・日曜・祝日・12/30～1/3					
24 裾野市	裾野訪問看護ステーション			緊急時対応	対応する	
				ターミナルケア	対応する	
	設置主体	医療法人社団 真仁会			訪問看護員 常勤換算	看護師4.7人
	所在地	〒410-1111 裾野市久根537番地の2			サービス地域	裾野市・長泉町・御殿場市・三島市・沼津市
TEL	055-995-3000	FAX	055-995-3001	特色	利用者様・ご家族に寄り添い、真心こめた丁寧なケアを心掛け、在宅で安心して療養生活できるようサポートします。24時間緊急対応を行い、ターミナルケアにも力を入れています。多職種の方々とも連絡を密に行い、連携を大切にしています。	
営業時間	平日：9時～17時30分 土曜：9時～12時30分 休日：日曜・祝日・年末年始12/30～1/3（緊急対応可）					
25 裾野市	ヤザキケアセンター紙ふうせん 訪問看護ステーション			緊急時対応	対応する	
				ターミナルケア	対応する	
	設置主体	矢崎総業株式会社			訪問看護員 常勤換算	看護師3.5人 PT0.2人 OT0.2人
	所在地	〒410-1194 裾野市御宿1500			サービス地域	裾野市・御殿場市・長泉町
TEL	055-965-3015	FAX	055-965-0634	特色	医師・関係機関と連携をとりながら、ご利用者様の思いを大切に、やさしくあたたかく包み込むような看護を目指します。	
営業時間	月～土：8時30分～17時30分 休日：日曜日・年末年始					
26 裾野市	訪問看護ステーションすその日赤			緊急時対応	対応する	
				ターミナルケア	対応する	
	設置主体	日本赤十字社			訪問看護員 常勤換算	看護師3.0人
	所在地	〒410-1118 裾野市佐野713			サービス地域	裾野市・三島市・沼津市・御殿場市・長泉町・清水町
TEL	055-993-5070	FAX	055-993-5071	特色	理念：私たちは利用者に寄り添い、その人の思いを尊重した看護やリハビリを実践します。主治医をはじめとする医療機関や地域の保健・福祉サービス機関と連携し、自他での生活が継続できるように支援します。	
営業時間	月～金：8時45分～16時55分 1・3・5土曜：8時45分～12時45分 休日：第2・4土曜日・日曜日・祝日・年末年始・開院記念日（7/1）					
27 駿東郡	訪問看護ステーション大きな木			緊急時対応	対応する	
				ターミナルケア	対応する	
	設置主体	株式会社 縁			訪問看護委員 常勤換算	看護師2.5人
	所在地	〒410-1312 駿東郡小山町菅沼753-4			サービス地域	小山町・御殿場市
TEL	0550-70-3316	FAX	0550-70-3306	特色	小児から高齢者までを対象にしています。精神科訪問看護にも力を入れています。男性看護師を有し、力が必要な利用者様の対応も可能です。	
営業時間	月～金：8時30分～17時30分 休日：土日・祝日・年末年始（12/30～1/3）					

静岡市

葵区・駿河区・清水区

中
部



1 静岡葵区	訪問看護ステーションふれあい			緊急時対応	対応する	
				ターミナルケア	対応する	
	設置主体	医療法人社団 静岡健生会			訪問看護員 常勤換算	看護師4.6人 PT 1.0人
	所在地	〒420-0068 静岡市葵区田町5丁目22番地			サービス地域	静岡市（葵区・駿河区）
TEL	054-271-8775	FAX	054-271-8795	特色	平成6年11月に開設以来、長年に渡り地域の各医療機関、介護事業所と連携し、訪問看護を担ってきました。安心してお任せ下さい。	
営業時間	月～金：8時30分～16時30分 土曜：8時30分～12時30分 休日：日曜・祝日・年末年始（12/29～1/3）必要に応じて対応可					
2 静岡葵区	訪問看護ステーション茶町			緊急時対応	対応する	
				ターミナルケア	対応する	
	設置主体	静岡県厚生農業協同組合連合会			訪問看護員 常勤換算	看護師4.8人 PT 3.2人
	所在地	〒420-0005 静岡市葵区北番町66-1			サービス地域	静岡市（葵区・駿河区）
TEL	054-652-4611	FAX	054-652-4612	特色	訪問看護師と理学療法士の確かな技術と温かな心で、在宅療養者様とご家族を支えます。	
営業時間	平日：8時30分～17時 土曜：8時30分～12時30分 休日：第2・4・5土曜・日曜・祝日・開設記念日・12/29～1/3					
3 静岡葵区	訪問看護ステーションマザー			緊急時対応	対応する	
				ターミナルケア	対応する	
	設置主体	医療法人社団 博慈会			訪問看護員 常勤換算	看護師3.7人 PT0.1人 OT0.1人
	所在地	〒420-0963 静岡市葵区赤松8-16			サービス地域	静岡市内（概ね事業所から半径10km以内とする）
TEL	054-200-5060	FAX	054-209-7007	特色	病院や在宅で経験を積んだ看護師が、心を込めて丁寧に対応します。理学療法士・作業療法士によるリハビリも行います。寄り添う心を大切に地域の皆様のご相談所、サポーター的存在でありたいと思います。	
営業時間	平日：8時30分～17時30分 休日：土曜・日曜・祝日・12/30～1/3					

4 静岡葵区	訪問看護ステーションあみ			緊急時対応	対応する
設置主体	医療法人社団 松英会			ターミナルケア	対応する
所在地	〒421-2109 静岡市葵区福田ヶ谷73-2			訪問看護員 常勤換算	看護師5.8人 PT 1.0人
				サービス地域	静岡市葵区
TEL	054-206-1555	FAX	054-206-1700	特色	利用者は小児から高齢者まで幅広く、看護師と理学療法士で連携し、専門職として医療的ケア、リハビリなど在宅支援を行っています。ご家族、ご利用者様のご希望に沿った在宅療養が送れるように他事業所とも連携しながら訪問看護を提供しています。
営業時間	平日：8時30分～17時30分 休日：土曜・日曜・祝日・12/30～1/3 随時緊急対応可				
5 静岡葵区	静岡市社会福祉協議会 訪問看護ステーションしずおか			緊急時対応	対応する
設置主体	社会福祉法人 静岡市社会福祉協議会			ターミナルケア	対応する
所在地	〒420-0854 静岡市葵区城内町1番1号			訪問看護員 常勤換算	看護師27.5人 PT 3.9人 OT 3.9人 ST1.5人
				サービス地域	静岡市内
TEL	054-250-0301	FAX	054-273-8161	特色	経験豊富な訪問看護師が中心にPT・OT・STの専門的な立場から共働で在宅療養を支えます。小児から認知症、神経難病、がん末期などの利用者様に、本人家族の思いを尊重し、寄り添う看護を提供します。
営業時間	平日：8時30分～17時30分 休日：土曜・日曜・祝日・12/29～1/3				
6 静岡葵区	訪問看護ステーションガイア			緊急時対応	対応する
設置主体	医療法人社団 アール・アンド・オー			ターミナルケア	対応する
所在地	〒420-0821 静岡市葵区柚木90-1 MSビル1階			訪問看護員 常勤換算	看護師3.0人 PT0.4人 OT0.1人 ST0.1人
				サービス地域	静岡市内
TEL	054-267-1065	FAX	054-267-1066	特色	小さなステーションですが、在宅サポートに誠意をもって対応させていただきます。セラピストによるリハビリも積極的に提供しています。
営業時間	平日：9時～18時 休日：土曜・日曜・祝日				
7 静岡葵区	訪問看護ステーション大岩			緊急時対応	対応する
設置主体	合同会社 ヴィオ			ターミナルケア	対応する
所在地	〒420-0886 静岡市葵区大岩2丁目46-9-102			訪問看護員 常勤換算	看護師3.7人
				サービス地域	静岡市
TEL	054-245-6655	FAX	054-245-6633	特色	迅速な対応に努めています。質の高い在宅生活を送るために必要ならば、可能な限り土日祝日も対応相談します。
営業時間	平日：8時30分～17時30分 休日：土曜・日曜・祝日・12/29～1/3				
8 静岡葵区	まはえの訪問看護リハビリステーション			緊急時対応	対応する
設置主体	有限会社 まはえ			ターミナルケア	対応する
所在地	〒421-1213 静岡市葵区山崎2丁目3-11			訪問看護員 常勤換算	看護師6.6人 PT 6.9人 OT 2.0人
				サービス地域	静岡市（葵区・駿河区）
TEL	054-297-3033	FAX	054-297-3034	特色	事業所理念の「ゆいまるの心（助け合いの意）」で、地域から信頼されるステーションを目指しています。より良いケアの提供を心掛け、ご利用者様・ご家族様の希望に沿った生活が送れるよう頑張っています。
営業時間	平日：8時30分～17時30分 休日：土曜・日曜・祝日・年末年始（12/31～1/3）				
9 静岡葵区	かなで訪問看護リハビリステーション			緊急時対応	対応する
設置主体	合同会社iDoor			ターミナルケア	対応する
所在地	〒420-0816 静岡市葵区沓谷6-14-5 ブルーハイム沓谷1A			訪問看護員 常勤換算	看護師2.8人 PT 3.0人 OT2.0人
				サービス地域	事業所から5km圏内（応相談）
TEL	054-277-9357	FAX	054-277-9361	特色	看護師と理学療法士・作業療法士が連携して、利用者様の安全で安楽な在宅生活が継続できるよう支援させて頂いています。呼吸療法認定士が在籍しており、循環・呼吸器疾患を対象に専門的なリハビリテーションプログラムの提供に努めています。
営業時間	平日：8時30分～17時30分 休日：土曜・日曜・祝日・年末年始				

10 静岡葵区	ひなたぼっこ水道町訪問看護ステーション			緊急時対応	対応する
設置主体	株式会社 フォーユー			ターミナルケア	対応する（要相談）
所在地	〒420-0008 静岡市葵区水道町159-2			訪問看護員 常勤換算	看護師3.5人
TEL	054-269-6001	FAX	054-269-6006	サービス地域	静岡市全域
営業時間	平日：8時30分～17時30分 休日：土曜・日曜			特色	看護小規模多機能と併設しています。病院とも連携を取り、退院後から本人・ご家族様の意向に添うような訪問を心掛けています。訪看単独でのご利用の方も多数いらっしゃいます。要支援、月1回の訪問、小児・精神もお受け致します。
11 静岡葵区	はなうたの看護 しずはた			緊急時対応	対応する
設置主体	株式会社 はなうた			ターミナルケア	対応する
所在地	〒420-0949 静岡市葵区与一3丁目4番52号			訪問看護員 常勤換算	看護師4.2人 OT0.6人
TEL	054-266-5706	FAX	054-266-3063	サービス地域	静岡市葵区・駿河区（但し井川・梅ヶ島・大川・大河内・清沢・玉川除く）
営業時間	月～土：9時～17時 休日：日曜			特色	ご利用者様・ご家族様の思いを大切に、その方らしさを大事にできるよう支援します。また、スタッフ同士もコミュニケーションを通じ情報交換しながら毎日笑顔で働いています。
12 静岡葵区	訪問看護ステーションスマイルリラ			緊急時対応	対応する
設置主体	医療法人社団 リラ			ターミナルケア	対応する
所在地	〒420-0813 静岡市葵区長沼647			訪問看護員 常勤換算	看護師4.4人 OT 5.0人 PSW 1.0名
TEL	054-261-3714	FAX	054-261-3714	サービス地域	静岡市内（藤枝市、焼津市方面）（要相談）
営業時間	平日：8時30分～17時 休日：土曜・日曜・祝日			特色	精神科訪問看護に特化しており、看護師、作業療法士、精神保健福祉士が、それぞれ専門性を生かし、その方らしい生活が実現できるようお手伝いさせていただきます。
13 静岡葵区	つどいのおか訪問看護ステーション			緊急時対応	対応する
設置主体	医療法人社団 盈進会			ターミナルケア	対応する
所在地	〒420-0066 静岡市葵区本通西町39 つどいのおかクリニック4階			訪問看護員 常勤換算	看護師6.2人 PT1.5人
TEL	054-269-5031	FAX	054-269-5032	サービス地域	静岡市葵区・駿河区（中山間地域除く）
営業時間	月～土：8時30分～17時30分 休日：日曜・GW（5/3～5/5）・年末年始（12/30～1/3）			特色	地域の他職種と連携し、在宅で「その人らしい暮らし」をサポートするためにPTと連携し、ケアを提供しています。皮膚排泄ケア認定看護師も在籍しており、トラブルに迅速に対応します。
14 静岡葵区	訪問看護ステーションあんど			緊急時対応	対応する
設置主体	認定NPO法人 生き生きネットワーク			ターミナルケア	対応する
所在地	〒420-0882 静岡市葵区安東一丁目23-10 2階			訪問看護員 常勤換算	看護師2.6人 PT0.2人
TEL	054-340-0123	FAX	054-209-5700	サービス地域	静岡市 ※要相談
営業時間	月～金：8時30分～17時30分			特色	利用者さんに安心して頂けるように、スピーディな対応と、心に寄り添った温かい看護を提供していくように心がけています。
15 静岡葵区	訪問看護ステーションハーティ			緊急時対応	対応する
設置主体	医療法人社団静岡循環器クリニック			ターミナルケア	対応する
所在地	〒420-0867 静岡市葵区馬場町14番地			訪問看護員 常勤換算	看護師3.5人 PT1.0人
TEL	054-273-4570	FAX	054-273-4571	サービス地域	静岡市
営業時間	月～金：9時～17時 休日：土曜・日曜・祝日・年末年始			特色	利用者様、ご家族様に寄り添った関わりができるよう心がけています。看護師・理学療法士が連携し、皆様の療養生活をお手伝いします。

16 静岡葵区	訪問看護ステーションクオーレ	緊急時対応	対応する
		ターミナルケア	対応する
設置主体	有限会社ANIMO	訪問看護員 常勤換算	看護師2.75人 PT0.5人
所在地	〒420-0803 静岡市葵区千代田1丁目9-28-101号	サービス地域	静岡市（山間部は要相談）
TEL	054-395-7087	FAX	054-395-7088
営業時間	平日：8時30分～17時30分 土曜：8時30分～12時30分（重度者） 休日：土曜午後・日曜・年末年始	特色	ご利用者様、ご家族様の「どうしたら自分の暮らしが守れるか」を一緒に考え、サポート致します。他職種連携を大切に、安心して生活ができるよう支援していきます。
17 静岡葵区	アクタガワ 訪問看護ステーション千代田	緊急時対応	対応する
		ターミナルケア	対応する
設置主体	株式会社アクタガワ	訪問看護員 常勤換算	看護師2.5人
所在地	〒420-0803 静岡市葵区千代田6丁目14-4	サービス地域	静岡市（玉川・井川・梅ヶ島・清沢地区を除く）
TEL	054-207-7733	FAX	054-265-1518
営業時間	月～土：8時30分～17時30分 休日：日曜日・12/29～1/3	特色	住み慣れたご自宅での療養生活をサポートします。
18 静岡葵区	ケアーズ静岡沓谷 訪問看護リハビリステーション	緊急時対応	対応する
		ターミナルケア	対応する
設置主体	株式会社 カメリアケア	訪問看護員 常勤換算	看護師3.0人 PT3.0人 OT1.0人
所在地	〒420-0816 静岡市葵区葵区沓谷5-1-7	サービス地域	葵区・駿河区・清水区
TEL	054-659-0272	FAX	054-659-0273
営業時間	月～金・祝日：8時30分～17時30分 休日：土曜・日曜日	特色	日常生活を営む上で、大切なことは何かを常に考え、専門スタッフ間の連携を密に取り、生活レベルの維持・向上をしています。
19 静岡葵区	しずおか日赤訪問看護ステーション	緊急時対応	対応する
		ターミナルケア	対応する
設置主体	日本赤十字社	訪問看護員 常勤換算	看護師5.9人 PT0.8人
所在地	〒420-0032 静岡市葵区両替町1丁目7-5	サービス地域	静岡市内
TEL	054-254-4500	FAX	054-254-4358
営業時間	平日：8時30分～17時 休日：土・日・祝日・5/1・12/29～1/3	特色	患者さんの最も身近な存在として、その人らしさを大切にしたいケアを提供します。地域の医師、医療機関と連携し、医療処置の高い方や精神科・産婦人科・リハビリ（PT・看護師）など、幅広い分野で訪問看護を行います。
20 静岡葵区	かごうえ訪問看護	緊急時対応	対応する
		ターミナルケア	対応する
設置主体	医療法人社団 大龍会	訪問看護員 常勤換算	看護師3.0人
所在地	〒420-0873 静岡市葵区籠上14-33	サービス地域	静岡市内（旧六ヶ村除く）
TEL	054-271-2117	FAX	054-271-5330
営業時間	平日：8時30分～17時30分 休日：土曜・日曜・祝日・年末年始（12/30～1/3）	特色	令和元年10月に開設、診療所併設のステーションです。地域との関わりを大切に心のこもった「かごうえの看護」を提供します。小児・神経難病・重度の褥瘡・がん末期の利用者様への支援や、看護師によるリハビリにも力を入れています。
21 静岡葵区	訪問看護ステーション竜南	緊急時対応	対応する
		ターミナルケア	対応する
設置主体	セントケア静岡株式会社	訪問看護員 常勤換算	看護師3.8人
所在地	〒420-0804 静岡市葵区竜南一丁目1番36号	サービス地域	静岡市葵区・駿河区・清水区
TEL	054-200-5017	FAX	054-200-1018
営業時間	月～金・祝日：9時～18時	特色	・住み慣れたお家で、安心して生活していただける様、お客様・ご家族様の支援をさせていただきます。 ・地域・医療連携を大切にしています。

22	訪問看護ステーション まごころの家*番町	緊急時対応	対応する（要相談）
静岡葵区		ターミナルケア	対応する
設置主体		訪問看護員 常勤換算	看護師2.8人 PT3.0人 OT1.0人
所在地		サービス地域	静岡市
TEL	054-260-5571 FAX 054-260-5572	特色	小規模多機能居宅介護に併設されている訪問看護ステーションです。看護・リハビリはもちろん、同グループ内にヘルパー・デイサービス・レンタル・特養などがあり、幅広い対応が可能です。
営業時間	月～金（祝日も営業）：8時30分～17時30分 休日：土・日・年末年始（12/31～1/3）		
23	看護クラーク 静岡葵	緊急時対応	対応する
静岡葵区		ターミナルケア	対応する
設置主体		訪問看護員 常勤換算	看護師10.0人
所在地		サービス地域	静岡市葵区
TEL	054-267-5100 FAX 054-267-5101	特色	癌末期・神経難病に特化しています。
営業時間	月～金・祝日：9時～18時 休日：土・日・年末年始（12/31～1/3）		
24	訪問看護ステーションこかげ	緊急時対応	対応する
静岡葵区		ターミナルケア	対応する
設置主体		訪問看護員 常勤換算	看護師3.5人
所在地		サービス地域	静岡市内
TEL	054-245-6626 FAX 054-245-6625	特色	看護小規模多機能居宅介護に併設している訪問看護です。一日でも長く在宅で生活できるように、ご本人、ご家族に寄り添いながら支援します。
営業時間	月～金：8：30～17：30 休日：土曜・日曜日		
25	静岡済生会訪問看護ステーションおしか （サテライトみかど台）	緊急時対応	対応する
静岡駿河区		ターミナルケア	対応する
設置主体		訪問看護員 常勤換算	看護師15.5人 PT3.3人 OT2.6人
所在地		サービス地域	静岡市内（旧六ヶ村除く）
TEL	054-289-5100 FAX 054-289-5101	特色	済生会の訪問看護の基盤を生かし「生活」と保健・医療・福祉をつなぎ、子供から高齢者まで、又医療依存度の高い方から要支援のリハビリ等、安心して在宅生活が送れるよう支援します。サテライトみかど台を持ち、清水区にも対応します。
営業時間	平日：8時30分～17時 休日：土・日・祝日・年末年始（12/29～1/3）		
26	訪問看護ステーション丸子の里 （サテライト城東）	緊急時対応	対応する
静岡駿河区		ターミナルケア	対応する
設置主体		訪問看護員 常勤換算	看護師7.7人 PT1.0人 OT1.0人
所在地		サービス地域	静岡市
TEL	054-257-7221 FAX 054-257-7226	特色	「自宅で安心して生活したい」 「自分でできることはやりたい」 住み慣れた地域で、“その人らしく”生活できるを基本に、専門家の目で見守り、サポートしていきます。
営業時間	平日：9時～17時 休日：土曜・日曜・祝日・年末年始		
27	訪問看護ステーション萩	緊急時対応	対応する
静岡駿河区		ターミナルケア	対応する
設置主体		訪問看護員 常勤換算	看護師5.2人
所在地		サービス地域	静岡市内（山間部を除く）
TEL	054-236-1133 FAX 054-236-1988	特色	利用者様、ご家族様の希望をできる限り叶えられるようやさしく笑顔で柔軟な対応を心掛けています。予防から看取りまでご支援させていただきます。
営業時間	平日：8時30分～17時30分 休日：土曜・日曜・祝日・12/29～1/3		

28 静岡駿河区	訪問看護ステーションー休			緊急時対応	対応する
設置主体	医療法人社団 恵勇会			ターミナルケア	対応する
所在地	〒422-8064 静岡市駿河区新川2丁目4番31号			訪問看護員 常勤換算	看護師5.1人 PT 2.3人
				サービス地域	静岡市葵区・駿河区（山間部を除く）
TEL	054-287-5520	FAX	054-203-6352	特色	利用者様やご家族の価値観を重んじ、医療者としての知識と経験をもとに療養生活を支援します。
営業時間	平日：8時30分～17時30分 休日：土・日・祝日・年末年始（12/30～1/3）				
29 静岡駿河区	曲金訪問看護ステーション			緊急時対応	対応する
設置主体	カム・オフィス 有限会社			ターミナルケア	対応する
所在地	〒422-8006 静岡市駿河区曲金6-13-14			訪問看護員 常勤換算	看護師7.0人 PT1.8人
				サービス地域	静岡市内 主に駿河区
TEL	054-203-7282	FAX	054-203-7281	特色	小児から高齢者すべての方が対象です。難病患者様の支援にも力を入れています。理学療法士による訪問リハビリの支援もしております。
営業時間	平日：8時30分～17時30分 休日：土曜・日曜・祝日（状態により対応）				
30 静岡駿河区	訪問看護ステーションあしたば			緊急時対応	対応する
設置主体	株式会社 福興			ターミナルケア	対応する
所在地	〒422-8046 静岡市駿河区中島1684-15			訪問看護員 常勤換算	看護師2.8人 PT1.0人
				サービス地域	静岡市（山間部を除く）
TEL	054-203-3012	FAX	054-203-3002	特色	住み慣れた我が家で安心して生活が送れるようお手伝いします。看護師・リハビリスタッフと連携し、利用者様に合ったサービスを提供していきます。
営業時間	月～金：9時～17時 休日：土曜・日曜・祝日・年末年始				
31 静岡駿河区	訪問看護ステーションあおむし			緊急時対応	対応する
設置主体	株式会社あおむし			ターミナルケア	対応する
所在地	〒422-8017 静岡市駿河区大谷405			訪問看護員 常勤換算	看護師4.8人 PT 1.2人 OT1.0人
				サービス地域	静岡市全域
TEL	054-295-9096	FAX	054-295-9097	特色	小児の訪問看護を中心に行っています。ご利用者様をはじめ、介護にあたられるご家族の皆様の気持ちに寄り添いながらケアを行っていきます。
営業時間	平日：8時30分～17時30分 休日：土曜・日曜・祝日・年末年始（12/29～1/3）				
32 静岡駿河区	ハートピアの森 リハビリ訪問看護ステーション			緊急時対応	対応する
設置主体	株式会社リハケアーズ			ターミナルケア	対応する
所在地	〒421-0102 静岡市駿河区手越420-3			訪問看護員 常勤換算	看護師4.2人 PT 5.0人 OT 2.3人 ST0.8人
				サービス地域	静岡市葵区・駿河区、焼津市一部（他は要相談）
TEL	054-256-6880	FAX	054-256-6881	特色	愛のある仲間が集う場所がハートピアです。風通しの良い職場を目指し、看護師、理学・作業療法士、言語聴覚士が個性のある良質なケア・リハビリテーションの提供ができるよう体制を整えています。幸せ・笑顔を創造し、地域社会への貢献を実現します。
営業時間	平日：8時15分～17時15分 休日：土曜・日曜・祝日・年末年始（12/30～1/3）				
33 静岡駿河区	訪問看護ステーションふるさとの家			緊急時対応	対応する
設置主体	株式会社ホームズ			ターミナルケア	対応する
所在地	〒421-0115 静岡市駿河区みずほ5丁目3-1			訪問看護員 常勤換算	看護師2.5人
				サービス地域	静岡市葵区・駿河区
TEL	054-270-5227	FAX	054-270-5337	特色	同一建物内に看護小規模多機能型居宅を併設しており、外部からのショートステイもご利用頂けます。
営業時間	平日：8時30分～17時30分 休日：土曜・日曜・祝日・年末年始（12/29～1/3）				

34 静岡駿河区	訪問看護 しんあい			緊急時対応	対応する
設置主体	株式会社 しんあい			ターミナルケア	対応する
所在地	〒422-8005 静岡市駿河区池田767番地 1			訪問看護員 常勤換算	看護師4.5人 PT 1.5人 OT 1.0人
TEL	054-263-0577	FAX	054-263-0578	サービス地域	静岡市
営業時間	月～金：8時30分～17時30分 休日：土曜・日曜・年末年始（12/29～1/3）			特色	看護師、PT・OTと連携をもちながら、その人らしい生活ができるように、ご利用者・ご家族の気持ちに寄り添い、暮らしをご支援いたします。
35 静岡清水区	訪問看護ステーション清水			緊急時対応	対応する
設置主体	公益社団法人 静岡県看護協会			ターミナルケア	対応する
所在地	〒424-0842 静岡市清水区春日1丁目2番12号 春日マンション1F			訪問看護員 常勤換算	看護師6.3人
TEL	054-355-1511	FAX	054-355-1515	サービス地域	静岡市
営業時間	月～金：9時～17時 休日：土曜・日曜・祝日・年末年始（12/29～1/3）			特色	病院や地域との連携を図り、予防から看取りまで、又医療依存度の高い方も安心して在宅で過ごせるよう支援します。皮膚排泄ケア認定看護師による訪問や相談ができ、専門性あるケアの提供ができます。
36 静岡清水区	訪問看護ステーション駿河			緊急時対応	対応する
設置主体	医療法人社団 医真会			ターミナルケア	対応する
所在地	〒424-0831 静岡市清水区入江2丁目2番23号の2			訪問看護員 常勤換算	看護師7.0人 PT 3.9人
TEL	054-363-1190	FAX	054-363-4160	サービス地域	静岡市内
営業時間	月～土：9時00分～17時00分 休日：日曜・祝日・年末年始			特色	平成9年開設。小児から高齢者、軽症から医療依存度の高い方、がん末期の方や看取り等、どんなケースにも対応致します。経験豊富な看護師とPTが連携し、利用者様の望む生き方に寄り添いサポートします。
37 静岡清水区	訪問看護ステーションいはら			緊急時対応	対応する
設置主体	静岡県厚生農業協同組合連合会			ターミナルケア	対応する
所在地	〒424-0114 静岡市清水区庵原町578-1			訪問看護員 常勤換算	看護師12.4人 PT 3.0人
TEL	054-366-3196	FAX	054-366-8106	サービス地域	静岡市清水区
営業時間	平日：8時30分～17時 土曜：8時30分～12時30分 休日：第2、4、5土曜・日曜・祝日・開院記念日・12/30～1/3			特色	人工呼吸器装着の方、カテーテル管理の必要な方、悪性腫瘍で病院を退院される方など、医療の高い方から認知症の方、軽症の方まで、症状・年齢を問わず、在宅で療養される方ならどなたでもご利用できます。
38 静岡清水区	訪問看護ステーションきよみ			緊急時対応	対応する
設置主体	静岡県厚生農業協同組合連合会			ターミナルケア	対応する
所在地	〒424-0203 静岡市清水区興津東町1829			訪問看護員 常勤換算	看護師4.4人 PT 2.4人 ST 0.2人
TEL	054-360-4101	FAX	054-360-4872	サービス地域	静岡市清水区
営業時間	平日：8時30分～17時 土曜：8時30分～12時30分 休日：第2、4、5土曜・日曜・祝日・開院記念日・12/30～1/3			特色	おひとりおひとりを大切にしたいケアサービスを提供し、保健・医療・福祉と連携して、地域の人々が安心して暮らせるようお手伝いします。
39 静岡清水区	訪問看護ステーションもも			緊急時対応	対応する
設置主体	株式会社 アース			ターミナルケア	対応する
所在地	〒424-0873 静岡市清水区有東坂3-5			訪問看護員 常勤換算	看護師5.7人 PT4.0人 OT1.0人 ST1.0人
TEL	054-344-1880	FAX	054-344-1881	サービス地域	静岡市内（主に清水区）
営業時間	月～金・祝日：8時30分～17時30分 休日：土・日曜			特色	デイ・看護小規模多機能・グループホームなどを兼ね備えており、複合的かつ包括的に住み慣れた場所での暮らしを最期までサポートしています。専門的で高度なリハビリを提供しています。

40 静岡清水区	訪問看護ステーションエイム			緊急時対応		対応する						
				ターミナルケア		対応する						
	設置主体			株式会社 エーアイエム		訪問看護員 常勤換算		看護師5.5人 PT 2.0人 OT 1.8人				
	所在地			〒424-0865 静岡市清水区北矢部780-2								
TEL			054-355-0086		FAX		054-376-4034		サービス地域		静岡市(主に清水区)	
営業時間			月～金・祝日：9時～17時 休日：土曜・日曜・年末年始（土・日曜応相談）									
41 静岡清水区	さくらんぼ訪問看護ステーション			緊急時対応		対応する						
				ターミナルケア		対応する						
	設置主体			株式会社くらしサポート		訪問看護員 常勤換算		看護師5.4人				
	所在地			〒424-0904 静岡市清水区駒越中1丁目17-18								
TEL			054-376-6418		FAX		054-376-6930		サービス地域		静岡市清水区	
営業時間			平日：8時30分～17時15分 休日：土・日曜・祝日・年末年始（12/29～1/3）									
42 静岡清水区	訪問看護ステーションれん			緊急時対応		対応する						
				ターミナルケア		対応する						
	設置主体			合同会社 蓮		訪問看護員 常勤換算		看護師4.0人 PT 1.0人				
	所在地			〒424-0858 静岡市清水区大沢町12-8								
TEL			054-368-4168		FAX		054-368-4184		サービス地域		静岡市清水区	
営業時間			平日・祝日：9時～17時 休日：土曜・日曜・年末年始									
43 静岡清水区	訪問看護ステーション有度の里			緊急時対応		対応する						
				ターミナルケア		対応する						
	設置主体			社会福祉法人 恵和会		訪問看護員 常勤換算		看護師6.5人 PT2.0人				
	所在地			〒424-0841 静岡市清水区追分1丁目7-18								
TEL			054-376-6611		FAX		054-376-6614		サービス地域		静岡市全域	
営業時間			平日：8時～17時 休日：土曜・日曜・祝日・年末年始									
44 静岡清水区	訪問看護ステーションいちご			緊急時対応		対応する						
				ターミナルケア		対応する						
	設置主体			ACTrust 株式会社		訪問看護員 常勤換算		看護師5.0人				
	所在地			〒424-0852 静岡市清水区神田町1番34号								
TEL			054-376-5215		FAX		054-376-5216		サービス地域		静岡市（主に清水区）	
営業時間			平日：8時30分～17時30分 休日：土曜・日曜・祝日・年末年始									
45 静岡清水区	訪問看護ステーションほたるしずおか			緊急時対応		対応する						
				ターミナルケア		対応する						
	設置主体			株式会社 ジェネラス		訪問看護員 常勤換算		看護師4.9人 PT 2.8人 OT 2.0人 ST1.0人				
	所在地			〒424-0888 静岡市清水区中之郷一丁目1-18								
TEL			054-344-3631		FAX		054-344-3635		サービス地域		静岡市全域（一部交通費あり）	
営業時間			月～金：8時30分～17時30分（24時間対応のご利用者様を除く） 休日：土曜・日曜・祝日									
				特色		・看護師、PT、OT、STと多職種でご利用者様とご家族様を支援します。 ・ご利用者様、ご家族様のお気持ちに寄り沿いながら、迅速な対応をさせていただきます。						

46	訪問看護ステーショングランツ			緊急時対応		応相談	
静岡清水区				ターミナルケア		応相談	
設置主体	株式会社 アブレイズ			訪問看護員 常勤換算		看護師3.4人 PT1.2人	
所在地	〒421-3215 静岡市清水区蒲原神沢317-1			サービス地域		静岡市清水区蒲原・由比・興津一部・富士市・富士宮一部	
T E L	054-389-0250	F A X	054-389-0251	特色	リハビリを得意とする訪問看護ステーションです。病院から退院し、社会復帰を目標とする方、ご自宅での入浴や家事の動作など、ご希望に合わせて重点的に訓練をプランニングできます。重心や指定難病の方の受け入れ、他ステーションとの併用も可能です。		
営業時間	月～金・祝日：8時30分～17時30分 休日：土・日曜・夏季休暇（8/13～8/15）・年末年始（12/30～1/3）						
47	ぱるす訪問看護ステーション			緊急時対応		対応する	
静岡清水区				ターミナルケア		対応する	
設置主体	株式会社とやま介護			訪問看護員 常勤換算		看護師6.3人 PT1.5人 OT1.0人	
所在地	〒424-0887 静岡市清水区谷田21-21			サービス地域		静岡市	
T E L	054-349-1080	F A X	054-349-1081	特色	看護小規模多機能を併設しており包括的、個別的なケアに取り組んでいます。看護師・理学療法士・作業療法士が連携し、サポートしています。		
営業時間	月～金：8時30分～17時30分 休日：土曜・日曜・祝日						



焼津市・藤枝市
島田市・牧之原市
川根本町

1 焼津市	焼津訪問看護ステーション			緊急時対応	対応する	
				ターミナルケア	対応する	
	設置主体	医療法人社団 正心会			訪問看護員 常勤換算	看護師5.9人 PT 1.3人 OT 0.3人
	所在地	〒425-0031 焼津市小川新町5-2-3				
TEL	054-625-0323	FAX	054-625-0322	特色	赤ちゃんからお年寄りまで、安心して家で生活できるよう、病気の予防から看取りまでご支援します。訪問リハビリあり、医療処置や難病の人、化学療法を受けている人、がん末期、精神疾患の方も安心できるよう支援します。緊急時は24時間体制で伺います。	
営業時間	月～金：8時30分～17時30分 休日：土曜・日曜・祝日・年末年始					
2 焼津市	焼津市医師会訪問看護ステーション			緊急時対応	対応する	
				ターミナルケア	対応する	
	設置主体	一般社団法人 焼津市医師会			訪問看護員 常勤換算	看護師4.7人 PT 2.4人 OT 0.3人
	所在地	〒425-0036 焼津市西小川5丁目6-3				
TEL	054-620-8278	FAX	054-620-8304	特色	焼津市医師会訪問看護ステーションは、焼津市内全域を対象に、医師会立ならではの地域に根差した訪問看護を展開しています。令和元年度からは、精神科医療の訪問看護にも取り組み、質の高い訪問看護の提供を行います。	
営業時間	月～金：9時～17時30分 土曜：9時～12時 休日：日曜・祝日・8/13～8/15・12/29～1/3					

3	焼津北訪問看護・介護ステーション				緊急時対応	対応する
焼津市					ターミナルケア	対応する
設置主体	医療法人社団 駿甲会				訪問看護員 常勤換算	看護師5.0人 PT 3.0人 OT 1.0人
所在地	〒421-0216 焼津市相川577-1				サービス地域	焼津市・藤枝市
TEL	054-664-0011	FAX	054-625-8564		特色	焼津・藤枝市の広域を対象にサービスを実施しています。看護師のみでなく、理学療法士等リハ専門職も充実しています。建物内に居宅事業所・老健・通所が併設しています。
営業時間	月～金：8時30分～17時30分 休日：土曜・日曜・祝日・お盆・年末年始					
4	ニチケアセンター焼津 訪問看護ステーション				緊急時対応	対応する
焼津市					ターミナルケア	対応する
設置主体	株式会社ニチイ学館				訪問看護員 常勤換算	看護師2.6人
所在地	〒425-0043 焼津市西小川3-4-5				サービス地域	焼津市・藤枝市
TEL	054-620-8506	FAX	054-620-8503		特色	ご本人とご家族の気持ちを大切にしながら、安心して在宅生活が送れるように関わらせていただきます。同建物内に居宅支援、訪問介護、通所介護の事業所の併設あり、きめ細かいサービスが可能です。
営業時間	平日：9時～18時 休日：土曜・日曜・12/30～1/3					
5	訪問看護ステーション「池ちゃん家」				緊急時対応	対応する
焼津市					ターミナルケア	対応する
設置主体	有限会社 池ちゃん家・ドリームケア				訪問看護員 常勤換算	看護師3.3人
所在地	〒425-0077 焼津市五ヶ堀之内530-3				サービス地域	焼津市・藤枝市
TEL	054-620-5556	FAX	054-620-5524		特色	西焼津看護多機能ホーム「池ちゃん家」を併設し、一体的に運営しています。
営業時間	月～金：8時30分～17時 休日：土曜・日曜・年末年始					
6	志太訪問看護ステーション				緊急時対応	対応する
藤枝市					ターミナルケア	対応する
設置主体	医療法人 志太会				訪問看護員 常勤換算	看護師3.0人
所在地	〒421-1131 藤枝市岡部町内谷60-2				サービス地域	藤枝市
TEL	054-667-3730	FAX	054-667-3740		特色	本人・家族が安心して家で過ごせるよう、24時間緊急対応体制で支援しています。ご本人の意思を尊重し、ご家族の良き相談相手になれるよう心がけています。
営業時間	平日：8時30分～17時30分 休日：土曜・日曜・祝日・年末年始					
7	訪問看護ステーションふじえだ				緊急時対応	対応する
藤枝市					ターミナルケア	対応する
設置主体	社会福祉法人 藤枝市社会福祉協議会				訪問看護員 常勤換算	看護師4.1人
所在地	〒426-0075 藤枝市瀬戸新屋83-6				サービス地域	藤枝市
TEL	054-643-3524	FAX	054-643-3544		特色	経験豊富な看護師が適切な看護を丁寧に提供します。24時間緊急連絡体制で、夜間・休日の緊急時の相談・対応も可能です。
営業時間	月～金：8時30分～17時15分 休日：土曜・日曜・祝日・年末年始					
8	あい訪問看護ステーション				緊急時対応	対応する
藤枝市					ターミナルケア	対応する
設置主体	株式会社 和気・アイアイ				訪問看護員 常勤換算	看護師3.0人
所在地	〒426-0075 藤枝市瀬戸新屋254-3				サービス地域	藤枝市・焼津市一部
TEL	054-639-5500	FAX	054-644-0205		特色	「高齢者の方にとって気持ちのいい場所で、気持ちのいい時間を提供する」を基本理念に 1.心安らぎ、喜びを感じていただく 2.ADL、健康の保持・増進を目指す 3.個性を尊重し、一緒に考える 以上の点を念頭に置き、お客様に最高のサービスを提供します。
営業時間	月～金：9時～17時 休日：土曜・日曜・祝日・年末年始					

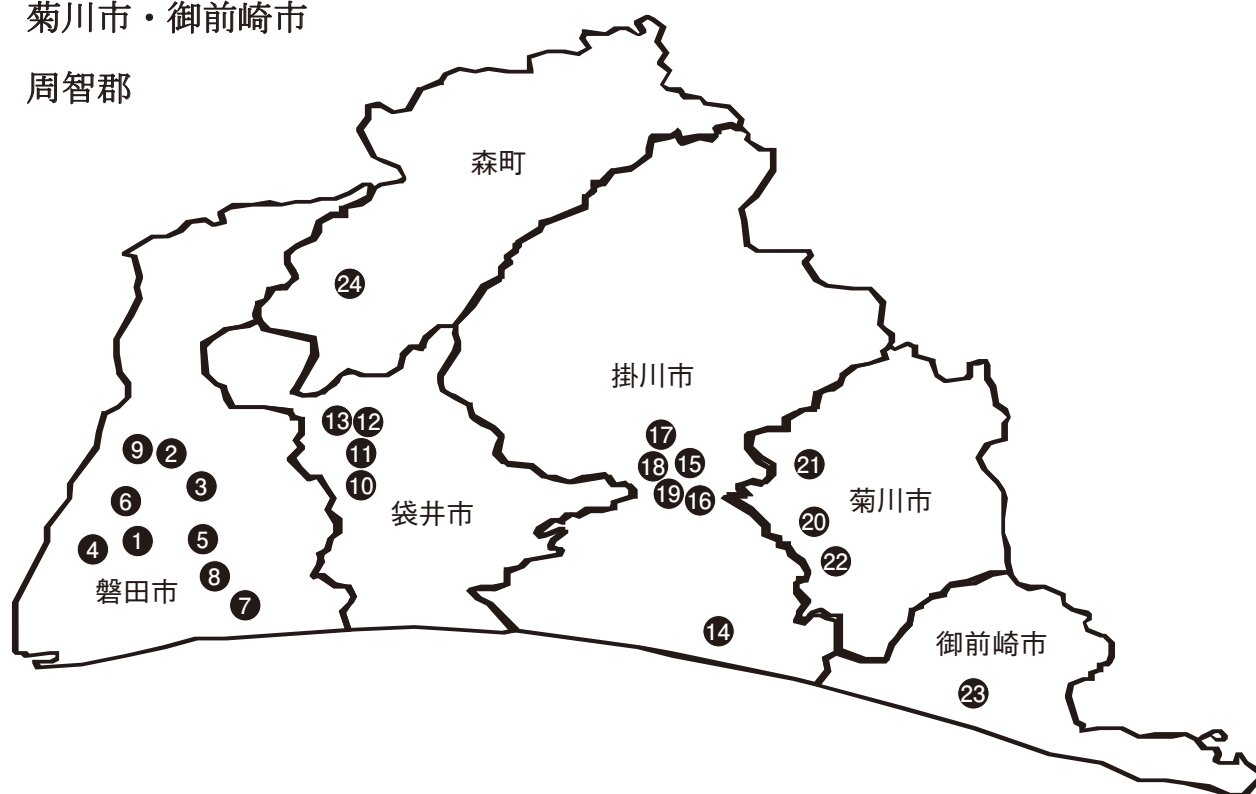
9 藤枝市	訪問看護ステーションフォレスト藤枝			緊急時対応	対応する
				ターミナルケア	対応する
	設置主体 医療法人社団 凜和会			訪問看護員 常勤換算	看護師6.7人
	所在地 〒426-0033 藤枝市小石川町2-8-13			サービス地域	藤枝市・焼津市・島田市
	TEL	054-647-3833	FAX	054-647-3831	特色 地域で安心して療養できるよう本人・ご家族の意向を大切にしていきます。リハビリ、高齢者、認知症、ターミナルケア、がん看護にも力を入れていますので、ぜひご相談下さい。
10 藤枝市	訪問看護ステーション・スポット			緊急時対応	対応する
				ターミナルケア	対応する
	設置主体 株式会社訪問看護ステーション・スポット			訪問看護員 常勤換算	看護師4.5人 PT1.0人
	所在地 〒426-0011 藤枝市平島114-11			サービス地域	焼津市・藤枝市・島田市
	TEL	054-646-0367	FAX	054-689-1841	特色 利用者・ご家族が在宅で安心して過ごせるよう、医師・関係機関と連携を取り、一人一人に寄り添ったサービスを目指し、皆様のお手伝いをさせて頂いております。24時間お気軽にご相談下さい。
11 藤枝市	訪問看護リハビリステーションもも藤枝			緊急時対応	対応する
				ターミナルケア	対応する
	設置主体 株式会社 アース			訪問看護員 常勤換算	看護師4.5人 OT1.0人
	所在地 〒426-0023 藤枝市茶町4丁目18-5			サービス地域	藤枝市・島田市・焼津市
	TEL	054-625-9180	FAX	054-625-9181	特色 在宅でも安心して生活が送れるように、他職種と連携を図り、支援していきます。祝日も稼働しています。
12 藤枝市	フェリス訪問看護リハビリステーション			緊急時対応	対応する
				ターミナルケア	対応する
	設置主体 株式会社 Felice			訪問看護員 常勤換算	看護師2.5人 PT1.0人
	所在地 〒426-0061 藤枝市田沼1-4-30 サザンKビル3F-D			サービス地域	藤枝市・焼津市・島田市
	TEL	054-631-5577	FAX	054-637-5611	特色 地域に密着した利用者様とご家族様主体の看護を心掛けサービスを提供しています。理学療法士と連携して、より質の高いサービスを目指しています。
13 島田市	島田市訪問看護ステーション			緊急時対応	対応する
				ターミナルケア	対応する
	設置主体 島田市			訪問看護員 常勤換算	看護師8.2人
	所在地 〒427-0007 島田市野田1200-5			サービス地域	島田市
	TEL	0547-34-3284	FAX	0547-54-5235	特色 予防から看取りまで24時間365日、ご本人はもちろん家族を含めた支援をしています。休日においても、計画的な訪問を行います。
14 島田市	訪問看護ステーションアポロン			緊急時対応	対応する
				ターミナルケア	対応する
	設置主体 医療法人社団 健祉会			訪問看護員 常勤換算	看護師3.1人 PT 1.0人 OT 1.0人
	所在地 〒427-0034 島田市伊太2170-1			サービス地域	島田市
	TEL	0547-37-7042	FAX	0547-37-7144	特色 PT、OTと協働した看護の提供ができます。本人・家族が安心した療養生活が送られるよう支援していきます。

15 島田市	訪問看護ステーションルピナス島田			緊急時対応	対応する
設置主体	株式会社リンメール			ターミナルケア	対応する
所在地	〒427-0035 島田市向谷元町1110-4			訪問看護員 常勤換算	看護師7.5人
TEL	0547-32-9285	FAX	0547-32-9286	サービス地域	島田市・川根本町
営業時間	月～金：9時～17時 休日：土曜・日曜・祝日・12/29～1/3			特色	在宅で療養される方が安心・安楽に過ごせるよう看護を提供します。24時間オンコールで緊急対応します。
16 島田市	アクア島田 訪問看護			緊急時対応	
設置主体	株式会社スタッフシュウエイ			ターミナルケア	
所在地	〒427-0022 島田市本通6丁目7819-1			訪問看護員 常勤換算	
TEL	0547-39-4080	FAX	0547-39-4070	サービス地域	
営業時間				特色	
17 牧之原市	訪問看護ステーション榛南			緊急時対応	対応する
設置主体	株式会社 オール看護榛南			ターミナルケア	対応する
所在地	〒421-0421 牧之原市細江3205-1			訪問看護員 常勤換算	看護師3.0人
TEL	0548-24-0113	FAX	0548-24-0114	サービス地域	牧之原市・御前崎市・島田市・菊川市・吉田町
営業時間	月～金（祝日営業）：8時30分～17時30分 休日：土曜・日曜 24時間緊急時対応あり			特色	小児～高齢者まで多様なニーズに対応したサービス提供を行っております。看護師経験が長いスタッフが揃っておりますので、看護のことなら安心してご相談下さい。
18 牧之原市	訪問看護ステーションわかば			緊急時対応	対応する
設置主体	医療法人 沖縄徳洲会			ターミナルケア	対応する
所在地	〒421-0421 牧之原市細江2887-1			訪問看護員 常勤換算	看護師5.6人 PT1.0人
TEL	0548-22-9692	FAX	0548-22-9726	サービス地域	牧之原市・吉田町・御前崎市・島田市・焼津市
営業時間	月～土：8時30分～17時 祝日・年末年始関係なく、年中無休・24時間体制			特色	生涯我が家で過ごす幸せを訪問看護がサポート致します。住み慣れた我が家で過ごしたい、家族のそばで暮らしたい方、病気や障害があってもその人らしく生活できるように支援していきます。
19 榛原郡	川根本町訪問看護ステーション			緊急時対応	対応する
設置主体	川根本町			ターミナルケア	対応する
所在地	〒428-0313 榛原郡川根本町上長尾627番地			訪問看護員 常勤換算	看護師2.5人
TEL	0547-56-2225	FAX	0547-56-1117	サービス地域	川根本町内
営業時間	月～金（祝日除く）：8時15分～17時 サービス提供時間：9時～16時			特色	住み慣れた川根本町での療養生活を実現するための支援を目標とし、介護予防から医療依存度の高い方の支援、介護者の支援まで行います。

磐田市・袋井市・掛川市

菊川市・御前崎市

周智郡



西部

1 磐田市	訪問看護ステーションいわた			緊急時対応		対応する	
				ターミナルケア		対応する	
	設置主体			訪問看護員 常勤換算		看護師10.0人 PT 1.4人	
	所在地			サービス地域		磐田市	
TEL			0538-21-0822	FAX	0538-21-0823	特色	安心して在宅で過ごせる様、病院や地域と連携をはかり、予防的支援から看取りまでを支えます。経験豊かな看護師が、医療・介護相談やお身体の状態に合った看護を致します。
営業時間			平日：9時～17時				
2 磐田市	訪問看護ステーションとよだ			緊急時対応		対応する	
				ターミナルケア		対応する	
	設置主体			訪問看護員 常勤換算		看護師7.0人 OT 1.7人	
	所在地			サービス地域		磐田市全域・袋井市全域・浜松市東区一部	
TEL			0538-84-7337	FAX	0538-84-7336	特色	利用者様・ご家族様が安心して暮らせるように、個性を重視したケアや関わりをじっくり行います。24時間体制で希望に沿った在宅療養及び終末期の生活を支援します。同法人に訪問診療を行う医師や病院があり、緊急対応も可能です。
営業時間			月～土曜：9時～17時 休日：日曜日・12/29～1/3				
3 磐田市	訪問看護ステーション富士見			緊急時対応		対応する	
				ターミナルケア		対応する	
	設置主体			訪問看護員 常勤換算		看護師4.3人	
	所在地			サービス地域		磐田市	
TEL			0538-39-1060	FAX	0538-21-5812	特色	一人ひとりの利用者様の思いを尊重し、優しく温かな看護を致します。病院・地域と連携し、お客様が安心して在宅生活を送れるように支援します。
営業時間			月～金・祝日：9時～17時30分 休日：土曜・日曜				

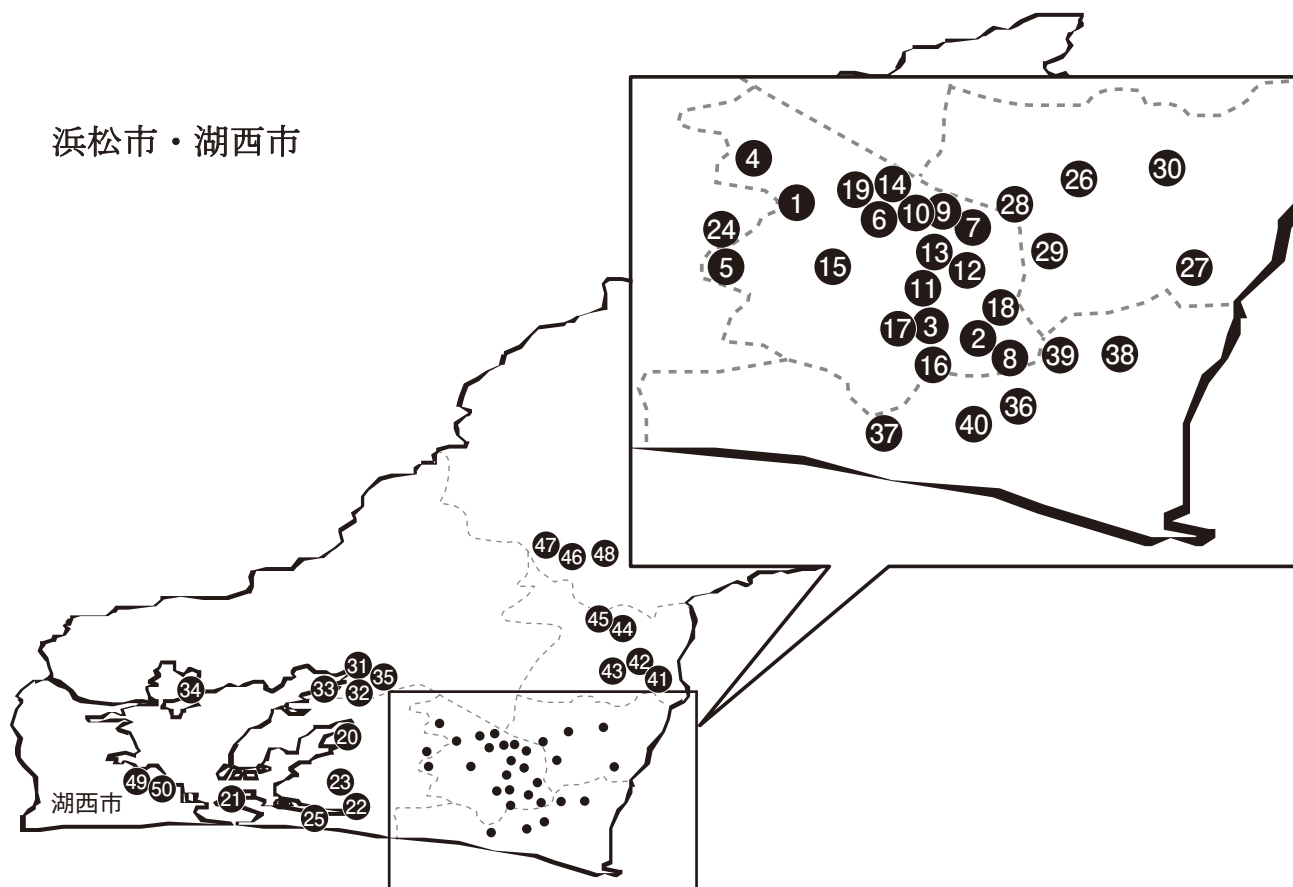
4 磐田市	訪問看護ステーション齋藤			緊急時対応	対応する	
				ターミナルケア	対応する	
	設置主体	有限会社 齋藤居宅介護支援事業所			訪問看護員 常勤換算	看護師2.5人 PT1.0人 ST1.0人
	所在地	〒438-0202 磐田市高木180-5			サービス地域	磐田市・袋井市・浜松市南区
TEL	0538-84-7100	FAX	0538-67-1701	特色	アットホームな事業所です。居宅支援、ヘルパー派遣の事業所と併設なので、連携した支援が可能。PT・STも所属しており、充実したリハビリも行えます。	
営業時間	月～金：9時～17時					
5 磐田市	訪問看護ステーションすずかけ			緊急時対応	対応しない	
				ターミナルケア	対応しない	
	設置主体	医療法人 弘遠会			訪問看護員 常勤換算	看護師6.5人 PT2.0人 OT・ST（必要時）
	所在地	〒438-0043 磐田市大原2042-4			サービス地域	磐田市全域・袋井市一部
TEL	0538-86-6555	FAX	0538-86-6556	特色	すずかけヘルスケアホスピタルに併設のステーションです。看護師の生活支援と療法士によるリハビリが可能です。質の高い支援で療養を支えます。	
営業時間	稼働時間：9時～16時30分 休日：日曜日・12/30～1/3（変動あり）					
6 磐田市	訪問看護リハビリステーション リューレント磐田			緊急時対応	対応する	
				ターミナルケア	対応する	
	設置主体	株式会社 平成			訪問看護員 常勤換算	看護師3.0人 PT 3.0人 OT 3.0人 ST3.0人
	所在地	〒438-0077 磐田市国府台62-2			サービス地域	磐田市全域 他応相談
TEL	0538-32-0024	FAX	0538-32-0088	特色	風通しの良い、笑いのたえない明るいステーションです。リハビリ職が多く、1人のお客様を訪看、訪リハが連携して介入しています。また最期を自宅で迎えたいというお客様に、寄り添いサポートしています。	
営業時間	月～金：8時30分～17時30分 必要時随時対応					
7 磐田市	訪問看護ステーション和合			緊急時対応	対応する	
				ターミナルケア	対応する	
	設置主体	特定非営利活動法人 和合			訪問看護員 常勤換算	看護師3.5人
	所在地	〒437-1202 磐田市豊浜267-1			サービス地域	磐田市（旧豊岡村除く）袋井市（旧浅羽町）
TEL	0538-58-3331	FAX	0538-67-8004	特色	安心して穏やかにご自宅で過ごして頂けるように、利用者様・ご家族様を支援させていただきます。小規模デイサービスを併設しています。また、看護師兼セラピストが、アロマセラピー（芳香療法）を取り入れています。	
営業時間	月～金：9時～16時30分 休日：土曜・日曜・祝日・8/13～15・12/30～1/4					
8 磐田市	訪問看護ステーションすずらん			緊急時対応	対応する	
				ターミナルケア	対応する	
	設置主体	（株）シナジー			訪問看護員 常勤換算	看護師2.5人
	所在地	〒438-0071 磐田市今之浦2丁目6-11 ビジネスプラザ今之浦2B			サービス地域	磐田市・袋井市（一部）他応相談
TEL	0538-30-6665	FAX	0538-30-6696	特色	長年の病院勤務で培った経験・知識・技術を基に、自宅で療養を希望される方が、安心して生活できるようにサポートします。医療ニーズの高い方、ターミナルケアにも力を入れています。	
営業時間	月～金：9時～17時30分 休日：土曜・日曜・祝日・8/13～16・12/29～1/3（休日対応相談）					
9 磐田市	聖隷訪問看護ステーション富丘			緊急時対応	対応する	
				ターミナルケア	対応する	
	設置主体	社会福祉法人聖隷福祉事業団			訪問看護員 常勤換算	看護師2.5人 PT1.0人
	所在地	〒438-0803 磐田市富丘677-1			サービス地域	磐田市・袋井市（一部）
TEL	0538-31-6677	FAX	0538-31-6678	特色	磐田市に令和2年4月1日に開設しました。こども園と児童発達支援事業所と訪問看護との複合施設になります。小児から高齢者まで、安心して療養生活ができるよう支援します。毎日子どもたちの声を聞きながら、元気に訪問しています。	
営業時間	月～土：8時30分～17時 休日：日曜・12/29～1/3					

10 袋井市	ウェルライフ地域リハ`リテーショ`・看護センター			緊急時対応	対応する	
				ターミナルケア	対応する	
	設置主体	有限会社 ウェルライフ			訪問看護員 常勤換算	看護師6.0人 PT3.5人 OT 3.6人
	所在地	〒437-0022 袋井市方丈3丁目2-3			サービス地域	袋井市・磐田市・掛川市・森町・菊川市・浜松市
TEL	0538-44-8508	FAX	0538-44-8788	特色	現在17年目のステーションです。看護とリハビリテーションを支援状態から提供し、介護度が変化しても対応できています。	
営業時間	平日：8時30分～17時 休日：土曜・日曜・祝日・年末年始					
11 袋井市	トータルケアひかり			緊急時対応	対応する	
				ターミナルケア	対応する	
	設置主体	医療法人社団 英明会			訪問看護員 常勤換算	看護師6.5人 PT 2.0人
	所在地	〒437-0063 袋井市田町1-1-15			サービス地域	袋井市
TEL	0538-45-1315	FAX	0538-45-1215	特色	0歳～100歳超えの方を対象に、住み慣れた家で、その人らしく、持てる力と共存しながら生活する援助を、看護師・療法師が両方の視点で支援します。その方の生き方に共感でき、寄り添える医療者であるよう、出会いを大切にさせていただきます。	
営業時間	月～金：8時30分～17時30分 休日：土曜・日曜・祝日・年末年始					
12 袋井市	指定訪問看護ステーションとうか			緊急時対応	対応する	
				ターミナルケア	対応する	
	設置主体	医療法人社団 英明会			訪問看護員 常勤換算	看護師3.2人
	所在地	〒437-001 袋井市久能2516-2			サービス地域	袋井市
TEL	0538-45-3388	FAX	0538-45-3389	特色	看多機に併設されている訪問看護ステーションです。顔が見える関係を大切にしています。医療ニーズの高い方の急なショートステイにも対応しています。	
営業時間	月～金：8時30分～17時30分 休日：土曜・日曜・祝日・年末年始（12/30～1/3）					
13 袋井市	訪問看護ステーションルピナス袋井			緊急時対応	対応する	
				ターミナルケア	対応する	
	設置主体	（株）リンメール			訪問看護員 常勤換算	看護師4.7人
	所在地	〒437-001 袋井市久能1701-1			サービス地域	袋井市・森町・磐田市
TEL	0538-31-8271	FAX	0538-31-8272	特色	経験豊富なスタッフが、住み慣れた地域で、その人らしく安心して穏やかな日々を過ごせるよう支援します。	
営業時間	月～金：9時～17時 休日：土曜・日曜・祝日・年末年始（12/29～1/3）					
14 掛川市	訪問看護ステーション大東			緊急時対応	対応する	
				ターミナルケア	対応する	
	設置主体	公益社団法人 静岡県看護協会			訪問看護員 常勤換算	看護師9.7人 PT 0.6人
	所在地	〒437-1491 掛川市三俣620番地 掛川市南部大東地域健康医療支援センター内			サービス地域	掛川市・御前崎市浜岡地区・菊川市
TEL	0537-72-6627	FAX	0537-72-6628	特色	掛川市地域包括ケアシステム大東ふくしあ内にあります。地域からの依頼を“断らない”をモットーに「住み慣れた我が家で安心して暮らしたい」を応援します。豊富な知識や経験を持つ看護師・理学療法士が地域の多職種連携を大事に活動しています。アットホームな職場で働く仲間たちがお伺いします。	
営業時間	平日：9時～17時 利用者の状況により、営業時間でない時間帯に指定訪問看護を必要とされる場合は、随時相談					
15 掛川市	訪問看護ステーション掛川			緊急時対応	対応する	
				ターミナルケア	対応する	
	設置主体	公益社団法人 静岡県看護協会			訪問看護員 常勤換算	看護師9.9人 PT0.8人
	所在地	〒436-0083 掛川市藺ヶ谷881-1 掛川市東部地域健康医療支援センター内			サービス地域	掛川市・御前崎市浜岡地区・菊川市
TEL	0537-62-2755	FAX	0537-62-2756	特色	医療依存度の高いケース、小児・精神・リハビリの必要なケース等幅広く訪問します。掛川市の地域包括ケアシステムふくしあ内にあり、複雑なケースにも連携しながら対応します。市民への啓発等公益活動にも力を入れています。	
営業時間	月～金：9時～17時 休日：土曜・日曜・祝日・12/29～1/3					

16 掛川市	ケアステーション明日香			緊急時対応	対応する	
				ターミナルケア	対応する	
	設置主体	医療法人社団 綾和会			訪問看護員 常勤換算	看護師5.0人 PT 6.0人
	所在地	〒436-0030 掛川市杉谷南1-1-30				
TEL	0537-62-3115	FAX	0537-62-3117	特色	おひとりおひとりが、ご自宅で穏やかにすごせるよう「寄り添える看護」を目指しています。また、在宅でのリハビリに対応します。	
営業時間	月～土曜：8時30分～17時 休日：日曜・祝日・年末年始					
17 掛川市	訪問看護ステーションルピナス			緊急時対応	対応する	
				ターミナルケア	対応する	
	設置主体	株式会社 リンメール			訪問看護員 常勤換算	看護師7.5人
	所在地	〒436-0043 掛川市大池2931-1				
TEL	0537-28-8276	FAX	0537-28-8074	特色	在宅で療養される方が安心・安楽に過ごせるよう看護を提供します。24時間オンコールで、緊急対応します。	
営業時間	月～金：9時～17時 休日：土曜・日曜・祝日・年末年始（12/29～1/3）					
18 掛川市	訪問看護ステーションどりいむ			緊急時対応	対応する	
				ターミナルケア	対応する	
	設置主体	株式会社 ロト			訪問看護員 常勤換算	看護師2.6人
	所在地	〒436-0043 掛川市大池2998-1 2F				
TEL	0537-64-7431	FAX	0537-64-7432	特色	「すべての人がいきいきと暮らせる夢を一緒に叶えよう」を理念として、ご自宅での生活をサポートします。	
営業時間	月～土：8時30分～17時 休日：日曜・年末年始					
19 掛川市	訪問看護ステーションあやめ掛川			緊急時対応	電話対応のみ（9時～18時）	
				ターミナルケア	営業時間内のみ対応	
	設置主体	（株）ファーストナース			訪問看護員 常勤換算	看護師3.0人
	所在地	〒436-0045 掛川市小鷹町194 MTビル203				
TEL	0537-61-1105	FAX	0537-22-7551	特色	精神科に特化した訪問看護ステーション。週2回以上の訪問の方に限り、精神科の外来通院を月に1回無料で同行サービスがあります。訪問交通費無料、自立支援申請手続き無料のお手伝い（医療保険のみの対応）地域に根差した皆さまの「こころ」に寄り添います。	
営業時間	月～土・祝日：9時～18時（早朝訪問・夜間訪問あり） 休日：日曜日・12/31～1/3					
20 菊川市	訪問看護ステーション小笠			緊急時対応	対応する	
				ターミナルケア	対応する	
	設置主体	株式会社 オール看護小笠			訪問看護員 常勤換算	看護師6.0人
	所在地	〒437-1521 菊川市上平川293				
TEL	0537-75-0123	FAX	0537-75-0124	特色	開設19年の歴史と経験豊富な看護師が、幅広い利用者様にサービスを提供しております。定期的な勉強会やミーティングを開催し、共通した看護と資質向上を目標に、利用者様・ご家族様からの信頼確保に努めております。	
営業時間	月～金（祝日営業、但し12/31～1/3は除く）：8時30分～17時30分 緊急時は365日24時間対応					
21 菊川市	きくがわ訪問看護ステーション			緊急時対応	対応する	
				ターミナルケア	対応する	
	設置主体	社会福祉法人菊川社会福祉協議会			訪問看護員 常勤換算	看護師5.6人
	所在地	〒439-0019 菊川市半済1865				
TEL	0537-37-1114	FAX	0537-37-1115	特色	社協の基本理念「安心していきいき暮らせるまちづくり」を念頭に「皆様に満足して頂ける仕事をする」ことをモットーに24時間体制で在宅療養者・ご家族を支援します。安心と笑顔を届けます。	
営業時間	月～金：9時～17時 休日：土曜・日曜・12/29～1/3					

22 菊川市	静岡県厚生農業協同組合連合会 訪問看護ステーション夢咲			緊急時対応	対応する	
				ターミナルケア	対応する	
	設置主体	静岡県厚生農業協同組合連合会			訪問看護員 常勤換算	看護師4.3人 OT1.0人
	所在地	〒437-1514 菊川市下平川6265			サービス地域	掛川市(旧大須賀町・大東町)菊川市・御前崎市(旧浜岡町)
TEL	0537-73-1320	FAX	0537-75-0660	特色	菊川市のJA遠州夢咲本店敷地内に事務所があり、「温かな看護」をモットーに訪問看護を行っています。また、訪問リハビリも行っています。	
営業時間	平日：8時30分～17時 土曜：8時30分～12時30分 休日：第2・4・5土曜・日曜・祝日・年末年始・開院記念日					
23 御前崎市	訪問看護ステーションはまおか			緊急時対応	対応する	
				ターミナルケア	対応する	
	設置主体	御前崎市			訪問看護員 常勤換算	看護師6.6人
	所在地	〒437-1688 御前崎市池新田2070			サービス地域	御前崎市・掛川市（旧大東）・菊川市（旧小笠）・牧之原市
TEL	0537-86-8876	FAX	0537-85-7436	特色	市立御前崎総合病院に併設し連携しやすい環境です。0歳児から人生の最終段階を迎える地域の方々それぞれの生き方やライフスタイルを尊重し、在宅療養生活が継続できるように医療・ケアを提供します。	
営業時間	月～金：8時15分～17時 休日：土曜・日曜・祝日					
24 周智郡	森町訪問看護ステーション			緊急時対応	対応する	
				ターミナルケア	対応する	
	設置主体	森町			訪問看護員 常勤換算	看護師8.12人 PT 1.0人 OT 1.0人
	所在地	〒437-0214 周智郡森町草ヶ谷391-1			サービス地域	森町・近隣地域
TEL	0538-85-3862	FAX	0538-85-2208	特色	公立森町病院、家庭医療クリニックと併設しており、利用者様やご家族様が住み慣れた地域で「その人らしく最期まで」をモットーに安心して生活できるように支援しています。	
営業時間	平日：9時～17時 休日：土曜・日曜・祭日・年末年始					

浜松市・湖西市



西部

1 浜松中区	訪問看護ステーション住吉			緊急時対応	対応する	
				ターミナルケア	対応する	
	設置主体	社会福祉法人 聖隷福祉事業団			訪問看護員 常勤換算	看護師15.3人 PT 2.6人 OT 0.5人
	所在地	〒433-8125 浜松市中区和合町555番地			サービス地域	浜松市中区・西区
TEL	053-475-0033	FAX	053-474-0033	特色	小児から高齢者、予防的関わりから在宅看取り、難病やがんの末期、人工呼吸器など医療依存度の高い方など、看護・リハビリが必要な方が住み慣れた地域でいきいきと望む暮らしができるように支援しています。	
営業時間	月～土：8時30分～17時 休日：日曜日・年末年始(12/29～1/3)					
2 浜松中区	訪問看護ステーションあすなろ			緊急時対応	対応する	
				ターミナルケア	対応する	
	設置主体	医療法人社団 静岡健生会			訪問看護員 常勤換算	看護師8.8人 PT1.5人
	所在地	〒430-0807 浜松市中区佐藤一丁目22-22			サービス地域	浜松市中区・南区・東区、その他相談
TEL	053-465-5662	FAX	053-465-5664	特色	往診可能な診療所とデイケア・居宅介護支援事業所が併設しています。訪問リハビリにも力を入れており、看護師と連携しながら身体機能の維持回復に努めます。また、小児の訪問も積極的に受け入れており、頑張る子供たちやその家族を支えます。	
営業時間	月～金：8時30分～16時45分 土曜：8時45分～12時45分					
3 浜松中区	訪問看護ステーションときわ			緊急時対応	対応する	
				ターミナルケア	対応する	
	設置主体	静岡県厚生農業協同組合連合会			訪問看護員 常勤換算	看護師4.0人
	所在地	〒430-0929 浜松市中区中央一丁目1番1号			サービス地域	浜松市中区・南区・東区、他地区要相談
TEL	053-401-0100	FAX	053-401-0104	特色	「皆に笑顔を届けたい」の理念を大切に掲げ、支援させて頂いています。安心した在宅生活を送ることができるよう、あたたかなサービスを提供しています。	
営業時間	月～金：8時30分～17時 土曜（第1・3）：8時30分～12時30分 休日：第2・4・5土曜・日曜・祝日・12/30～1/3・開院記念日					

4 浜松中区	訪問看護ステーション高丘			緊急時対応	対応する
設置主体	社会福祉法人 聖隷福祉事業団			ターミナルケア	対応する
所在地	〒433-8117 浜松市中区高丘東4丁目43番11号			訪問看護員 常勤換算	看護師9.5人 PT 5.8人
TEL	053-414-0800	FAX	053-430-1166	サービス地域	浜松市中区・一部西区
営業時間	月～土曜：8時30分～17時 休日：日曜・12/29～1/3			特色	小児から高齢者、医療保険・介護保険・精神と幅広く対応します。リハビリスタッフの配置を厚くして、リハビリ目的の利用者様に柔軟に対応することができます。
5 浜松中区	訪問看護ステーション富塚			緊急時対応	対応する
設置主体	セントケア静岡 株式会社			ターミナルケア	対応する
所在地	〒432-8002 浜松市中区富塚町2961-15			訪問看護員 常勤換算	看護師5.8人
TEL	053-476-5111	FAX	053-476-1862	サービス地域	浜松市（天竜区・浜北区・北区除く）
営業時間	月～金：9時～18時 休日：土曜・日曜・12/31～1/3			特色	男性スタッフ1名、女性スタッフ9名で訪問しています。お客様の年齢・性別・個性に合わせて、スタッフ全員で相談しながら、良いケアができるように頑張っています。
6 浜松中区	訪問看護ステーション住吉第二			緊急時対応	対応する
設置主体	社会福祉法人 聖隷福祉事業団			ターミナルケア	対応する
所在地	〒430-0906 浜松市中区住吉二丁目24-4			訪問看護員 常勤換算	看護師7.3人 PT 2.0人
TEL	053-479-0001	FAX	053-416-1235	サービス地域	浜松市東区（国1バイパスより中央）・浜松市中区（住吉以南）
営業時間	月～土：8時30分～17時 休日：日曜・年末年始（12/29～1/3）			特色	医療保険での利用者が多いステーションです。利用者さんのしたい生活を支援できるよう、スタッフ1人1人がスキルアップに励んでいます。
7 浜松中区	訪問看護ステーション遠州上島			緊急時対応	対応する
設置主体	株式会社 アイケア			ターミナルケア	対応する
所在地	〒433-8122 浜松市中区上島5-12-1			訪問看護員 常勤換算	看護師5.3人 PT1.0人 OT 1.0人
TEL	053-471-3311	FAX	053-475-8888	サービス地域	浜松市内全域
営業時間	8時30分～17時30分（365日）			特色	医療保険・介護保険共に対応し、土・日・祝日も対応しています。看護師・リハビリと連携を取りながら、ケアを実践していきます。定期巡回・随時対応型サービスと一体型訪問看護も行っています。
8 浜松中区	訪問看護ステーション中島			緊急時対応	対応する
設置主体	社会福祉法人 七恵会			ターミナルケア	対応する
所在地	〒430-0856 浜松市中区中島2-7-1			訪問看護員 常勤換算	看護師4.7人
TEL	053-411-0019	FAX	053-411-5522	サービス地域	浜松市（中区・東区・南区）
営業時間	月～金・祝日：8時30分～17時30分 休日：土曜・日曜			特色	高齢者はじめ、癌末期、障害者や精神疾患の方を積極的に訪問しています。また、同一敷地内のサービス付き高齢者住宅と連携し、定期巡回型訪問看護も行っています。住み慣れた地域で、その人らしく安心して生活が送れるよう、優しい手と温かい心でサポートしています。
9 浜松中区	訪問看護ステーション上島			緊急時対応	対応する
設置主体	有限会社 マザーズナーシングケア			ターミナルケア	対応する
所在地	〒433-8122 浜松市中区上島7-13-18			訪問看護員 常勤換算	看護師3.8人
TEL	053-474-1302	FAX	053-474-1339	サービス地域	浜松市中区・東区
営業時間	月～土・祝日：8時～18時 休日：日曜・年末年始（12/30～1/3）			特色	「私たちは一人ひとりが安心して在宅生活を送れるよう支援します」という経営理念に基づき、利用者様の療養生活が安定して過ごせるよう、経験豊かな看護師が対応します。

10 浜松中区	坂の上訪問看護ステーションあずきもち			緊急時対応	対応する
設置主体	医療法人社団 心			ターミナルケア	対応する
所在地	〒433-8113 浜松市中区小豆餅4丁目4-20			訪問看護員 常勤換算	看護師3.8人 OT0.1人 ST0.1人
TEL	053-416-1640	FAX	053-416-2001	特色	診療に対応している坂の上ファミリークリニックに併設されています。重症者や医療依存度が高い方でも受け入れ可能です。診療所の訪問看護と並行して病状・ケア等により機能を使われています。
営業時間	月～土・祝日：8時30分～17時30分 24時間対応可 休日：日曜・年末年始				
11 浜松中区	平安の森訪問看護ステーション元浜			緊急時対応	対応する
設置主体	医療法人社団 あずま会			ターミナルケア	対応する
所在地	〒430-0942 浜松市中区元浜町356			訪問看護員 常勤換算	看護師4.0人 PT2.0人 OT2.0人
TEL	053-401-0012	FAX	053-401-0013	サービス地域	浜松市南区・中区・東区・北区
営業時間	月～土・祝日：8時30分～17時 休日：日曜日・年末年始			特色	看護師・リハビリスタッフと連携を図り、安心して穏やかな在宅生活が送れるよう、予防～看取りまで24時間対応で支援していきます。
12 浜松中区	訪問看護ステーション曳馬			緊急時対応	対応する
設置主体	セントケア静岡 株式会社			ターミナルケア	対応する
所在地	〒430-0901 浜松市中区曳馬2丁目4-13			訪問看護員 常勤換算	看護師3.5人
TEL	053-466-1020	FAX	053-466-1022	サービス地域	浜松市（中区・東区・南区・北区一部）
営業時間	月～金・祝日：9時～18時 休日：土曜・日曜日（状態により訪問相談可）			特色	・ご本人・ご家族が住み慣れた場所で心地よく療養ができるよう支援しています。 ・地域医療連携を大切にしています。
13 浜松中区	四ツ池訪問看護ステーション			緊急時対応	対応する
設置主体	NPO法人 ライフシポー			ターミナルケア	対応する
所在地	〒433-8122 浜松市中区上島6-25-22 三国ビル2F			訪問看護員 常勤換算	看護師3.5人
TEL	053-412-1678	FAX	053-474-7717	サービス地域	浜松市（天竜区・北区一部以外）
営業時間	月～金：8時30分～17時30分 休日：土曜・日曜・祝日 必要に応じ対応可			特色	小規模ステーションですので、小回りの利く、柔軟な対応が可。原則担当制。私の看護師といわれるよう心掛けています。
14 浜松中区	訪問看護ステーション小豆餅			緊急時対応	対応する
設置主体	株式会社メンタルアクション浜松			ターミナルケア	対応しない
所在地	〒433-8113 浜松市中区小豆餅2丁目9-13			訪問看護員 常勤換算	看護師6.0人
TEL	053-488-4402	FAX	053-488-4403	サービス地域	浜松市中区・東区・南区・西区・北区・浜北区、湖西市、磐田市の一部
営業時間	平日：8時30分～17時30分 休日：土曜・日曜・祝日			特色	精神疾患を抱えている方に特化した訪問看護支援を行っています。
15 浜松中区	櫻乃苑 浜松富塚			緊急時対応	対応する
設置主体	株式会社 知創			ターミナルケア	対応する
所在地	〒432-8002 浜松市中区富塚町1040-3			訪問看護員 常勤換算	看護師5.1人 PT 0.4人
TEL	053-475-0939	FAX	053-475-0940	サービス地域	浜松市中区
営業時間	8時30分～17時30分 休日なし			特色	病状が安定期にある利用者について、看護師・理学療法士がそのお宅を訪問して、療養上の世話や必要な診療の補助を行うことにより、安心して生活が送られるよう支援しています。

16 浜松中区	訪問看護ステーションデューン浜松早馬			緊急時対応	対応しない
設置主体	株式会社 N・フィールド			ターミナルケア	対応しない
所在地	〒430-0916 浜松市中区早馬町3-1 天池館3階			訪問看護員 常勤換算	看護師4.0人
TEL	053-457-0301	FAX	053-457-0302	サービス地域	浜松市内（天竜区除く）
営業時間	月～土：9時～18時 休日：祝日・年末年始(12/29～1/3)			特色	精神科疾患に特化した訪問看護ステーションです。利用者様が家庭や住み慣れた地域で安心・安全で快適な生活が送れるように支援させていただきます。
17 浜松中区	常盤町訪問看護ステーションよつば			緊急時対応	対応する
設置主体	株式会社 SWITCH			ターミナルケア	対応する
所在地	〒430-0917 浜松市中区常盤町138-13 トキワメゾン103			訪問看護員 常勤換算	看護師3.5人
TEL	053-543-7119	FAX	053-523-7854	サービス地域	浜松市全域（天竜区除く）
営業時間	平日：8時30分～17時30分 休日：土曜・日曜・年末年始（12/30～1/3）			特色	乳児～高齢者、介護予防～終末期までのあらゆる年齢層で、様々な疾患を抱えながら在宅療養されている方と、そのご家族様を支えています。
18 浜松中区	訪問看護ステーションあいのこころさとう			緊急時対応	対応する
設置主体	株式会社 あいのこころ			ターミナルケア	対応する
所在地	〒432-8036 浜松市中区佐藤1-17-5			訪問看護員 常勤換算	看護師2.5人
TEL	053-569-1115	FAX	053-569-1116	サービス地域	浜松市（中区・東区・西区・南区・北区・浜北区）、磐田市（旧竜洋町・旧豊田町）
営業時間	8時30分～17時30分			特色	寄り添う気持ちを大切に24時間ご家族と共に、安心して生活できる看護を！
19 浜松中区	訪問看護ステーションあやめ幸			緊急時対応	対応しない
設置主体	株式会社 ファーストナース			ターミナルケア	対応しない
所在地	〒433-8012 浜松市中区幸2丁目52-7			訪問看護員 常勤換算	看護師3.6人 相談員2人
TEL	053-412-0580	FAX	053-479-3710	サービス地域	浜松市南区（天竜川より西）・西区（弁天まで）・東区・中区
営業時間	平日：9時～17時 休日：日曜日・年末年始(12/31～1/3)			特色	精神科特化型訪問看護。日々利用者様、そのご家族の笑顔が増えることを願って、西に東に走っています。
20 浜松西区	伊佐見訪問看護ステーション			緊急時対応	対応する
設置主体	医療法人社団 和恵会			ターミナルケア	対応する
所在地	〒431-1111 浜松市西区伊佐地町8156番地			訪問看護員 常勤換算	看護師10.8人 OT 2.0人
TEL	053-486-3883	FAX	053-484-3338	サービス地域	浜松市西区、中区（萩丘地区）、北区（三方原地区）、湖西市（新居地区）
営業時間	月～土曜：8時30分～17時 休日：日曜・祝日・12/31～1/3			特色	平成9年に開設し、多くのご利用者様に対応してきました。親切・丁寧・平等を基本理念とし、在宅で安心して生活していただけるよう支援させていただきます。
21 浜松西区	訪問看護ステーションまいさか			緊急時対応	対応する
設置主体	医療法人社団 山仁会			ターミナルケア	対応する
所在地	〒431-0212 浜松市西区舞阪町長十新田98-1			訪問看護員 常勤換算	看護師5.0人 PT2.0人
TEL	053-596-1116	FAX	053-596-1666	サービス地域	浜松市西区全域（距離により交通費あり）
営業時間	月～金：9時～17時			特色	精神科訪問看護の指定があります。最近の医療体制の中、医療依存度の高い状況であっても、在宅での生活をせざるを得ない本人・家族も多く、緩和ケア・手間のかかる医療援助を必要とされるケースが多々あり、本人・家族の不安が少しでも和らぎ、安心して在宅での生活ができるように看護の力で心ある支援に努めています。

22 浜松西区	訪問看護ステーション入野	緊急時対応	対応する
		ターミナルケア	対応する
設置主体	医療法人社団 和恵会	訪問看護員 常勤換算	看護師4.8人 PT1.0人 OT1.0人
所在地	〒432-8061 浜松市西区入野町6417番地	サービス地域	浜松市中区（中央・西・泉居・城北・萩丘・富塚・佐鳴台地区）、西区（入野・神久呂・篠原・雄踏地区）、南区（新津・可美地区）
TEL	053-440-3000	FAX	053-440-1551
営業時間	月～土曜：8時30分～17時 休日：日曜・祝日・12/31～1/3	特色	24時間365日の対応ができる体制で在宅療養を支援していき ます。住み慣れた環境で、”その人らしく療養生活”が送れ るように支援していきます。
23 浜松西区	訪問看護ステーション大平台	緊急時対応	対応する
		ターミナルケア	対応する
設置主体	社会福祉法人 三幸会	訪問看護員 常勤換算	看護師3.5人
所在地	〒432-8068 浜松市西区大平台一丁目34番30号	サービス地域	浜松市（中区・西区・南区）の一部
TEL	053-486-1136	FAX	053-485-5428
営業時間	月～金（祝日）：8時30分～17時30分 休日：年末年始（12/31～1/2）	特色	小規模の事業所ですが、職員間の情報共有がとれ、在宅での経験 豊富な看護師が揃っています。精神科訪問看護療養員の対応もあり ます。医療依存度の高い利用者様や終末期の緩和ケアも行ってい ます。利用者様・家族が安心して在宅で過ごせるように支援し ていきます。
24 浜松西区	訪問看護ステーション西山	緊急時対応	対応する
		ターミナルケア	対応する
設置主体	医療法人社団 一穂会	訪問看護員 常勤換算	看護師3.0人 PT1.0人
所在地	〒432-8001 浜松市西区西山町500	サービス地域	浜松市（中区・西区）の一部
TEL	053-485-5515	FAX	053-485-7811
営業時間	月～土：8時30分～17時 休日：日曜・年末年始（12/30～1/3）	特色	利用者様・ご家族様の気持ちに寄り添い、和やかな雰 囲気を心がけ、丁寧なケアを行います。
25 浜松西区	訪問看護ステーション篠原	緊急時対応	対応する
		ターミナルケア	対応する
設置主体	HELIOS 株式会社	訪問看護員 常勤換算	看護師3.9人 PT2.0人 OT1.0人
所在地	〒431-0201 浜松市西区篠原町1144-18	サービス地域	浜松市西区
TEL	053-445-0077	FAX	053-445-0030
営業時間	月～土：8時30分～17時30分	特色	住宅型有料老人ホーム「フローレンス」に併設し、看護 師とリハビリスタッフが訪問を行っております。健康管 理や生活の支援、ターミナルケアも行っております。
26 浜松東区	訪問看護ステーション大瀬	緊急時対応	対応する
		ターミナルケア	対応する
設置主体	医療法人社団 盛翔会	訪問看護員 常勤換算	看護師4.0人
所在地	〒431-3113 浜松市東区大瀬町1558番地	サービス地域	浜松市東区・浜北区の一部
TEL	053-431-4450	FAX	053-431-4451
営業時間	月～金：8時30分～17時 休日：土曜・日曜・年末年始（12/29～1/3）	特色	新規依頼・ご相談には迅速に対応しています。チーム ワークのとれた連携で、緊急時も安心して頂けるよう 対応に心掛けています。ターミナルケア・グリーフケ アに力を入れています。
27 浜松東区	訪問看護ステーション安間	緊急時対応	対応する
		ターミナルケア	対応する
設置主体	社会福祉法人 八生会	訪問看護員 常勤換算	看護師4.8人
所在地	〒435-0012 浜松市東区安間町55-8	サービス地域	浜松市東区・中区・南区・磐田市一部
TEL	053-421-3096	FAX	053-423-1263
営業時間	月～金：8時30分～17時30分 休日：土曜・日曜・年末年始（12/29～1/3）	特色	一人一人の生き方を尊重し、寄り添う看護をしていま す。5年以上勤務している職員が5人おり、地域包括支援 センター、居宅、特養、デイサービス、ショートステイ も同法人内にあり、連携が取り易くなっています。

28 浜松東区	訪問看護ステーション有玉			緊急時対応	対応する
設置主体	株式会社 リリーズ			ターミナルケア	対応する
所在地	〒431-3122 浜松市東区有玉南町2421-3			訪問看護員 常勤換算	看護師2.6人 PT1.0人
TEL	053-412-5535	FAX	053-412-5530	サービス地域	浜松市中区・東区・南区・北区・浜北区
営業時間	月～金：8時30分～17時30分 土・日も対応可			特色	多職種と連携し、かつての自立した生活に少しでも近づけるために、お一人おひとりの思いを形にできるよう、適切な看護を提供しています。
29 浜松東区	訪問看護ステーション上西			緊急時対応	対応する
設置主体	おおぞらプランニング株式会社			ターミナルケア	対応する
所在地	〒435-0043 浜松市東区上西町62-8 西南			訪問看護員 常勤換算	看護師4.5人 PT1.0人
TEL	053-465-8860	FAX	053-465-8865	サービス地域	浜松市中区・東区・南区・浜北区（一部）
営業時間	月～金：8時30分～17時30分 休日：土曜・日曜・年末年始(12/29～1/3)			特色	小児～高齢者まで、その人らしさを支える看護を提供します。特定行為研修を終えた看護師も在籍しており、より専門的なケアを行うことができます。
30 浜松東区	訪問看護ステーション笠井			緊急時対応	対応する
設置主体	株式会社プレジール			ターミナルケア	対応する
所在地	〒431-3104 浜松市東区貴平町562			訪問看護員 常勤換算	看護師5.8人 PT2.5人 OT0.3人
TEL	053-443-8555	FAX	053-443-8556	サービス地域	浜松市東区・中区・南区・浜北区・磐田市竜洋・豊田・豊岡
営業時間	月～金：8時30分～17時30分 休日：土曜・日曜・年末年始(12/29～1/3)			特色	ご本人やご家族の意思、ライフスタイルを尊重し、QOL・DOLを考え、安心して療養生活を送っていただけるよう、看護師・リハビリスタッフをサポートしています。
31 浜松北区	訪問看護ステーション細江			緊急時対応	対応する
設置主体	社会福祉法人 聖隷福祉事業団			ターミナルケア	対応する
所在地	〒431-1304 浜松市北区細江町中川7220-1			訪問看護員 常勤換算	看護師13.71人 PT1.0人 OT1.3人
TEL	053-439-1133	FAX	053-414-5100	サービス地域	浜松市北区・西区一部
営業時間	月～土曜：8時30分～17時 休日：日曜日・年末年始(12/28～1/3)			特色	小児、ターミナル、精神疾患など、あらゆる疾患に対応します。聖隷三方原病院と密に連携し、住み慣れた地域で安心して暮らしたいと願う方々の「活きる」を支えます。
32 浜松北区	訪問看護ステーション三方原			緊急時対応	対応する
設置主体	社会福祉法人 聖隷福祉事業団			ターミナルケア	対応する
所在地	〒433-8105 浜松市北区三方原町509-1			訪問看護員 常勤換算	看護師11.8人 PT 1.8人 OT1.0人
TEL	053-482-9013	FAX	053-420-2525	サービス地域	浜松市中区・東区・北区・西区・浜北区
営業時間	月～土曜：8時30分～17時 祝日営業 休日：日曜日・年末年始(12/29～1/3)			特色	医療的ケア児等の小児・神経難病、ターミナル等、様々な疾患の方へ対応しています。住み慣れた環境で過ごすことができるよう、寄り添っていきます。
33 浜松北区	訪問看護ステーション不動平			緊急時対応	対応する
設置主体	株式会社 ぽっけ			ターミナルケア	対応しない
所在地	〒431-1304 浜松市北区細江町中川7172-100			訪問看護員 常勤換算	看護師6.8人 OT 3.0人
TEL	053-523-0055	FAX	053-523-0015	サービス地域	浜松市全域（天竜区は要相談）
営業時間	月～金：8時30分～17時30分 休日：土曜・日曜・祝日			特色	開設から13年の精神科に特化したステーション。多職種が連携し、地域で生き生きと「その人らしく」自由に生活していくことを可能な限り支援します。興味、関心を引き出す支援、緊急時の集中連日訪問、服薬アドヒアランス維持・向上支援、就労に関する相談、相談支援事業所、ヘルパー事業所などの福祉機関、病院・薬局などの医療機関・行政機関との連携した支援、年1回地域交流のためフリーマーケット開催

34	ウエルネス	緊急時対応	対応する
浜松北区	浜名湖訪問看護ステーションつづき	ターミナルケア	対応する
設置主体	株式会社ウエルネスパートナー	訪問看護員 常勤換算	看護師2.8人
所在地	〒431-1402 浜松市北区三ヶ日町都筑541-1	サービス地域	浜松市三ヶ日町
TEL	053-489-3365	FAX	053-526-1265
営業時間	日～土：8時30分～17時30分	特色	ウエルネス浜名湖（住宅型有料老人ホーム）に併設された事業所です。ご利用者様が生き生きと安心して暮らせるように、サポートさせていただきます。
35	訪問看護ステーションあやめ三幸	緊急時対応	対応しない
浜松北区		ターミナルケア	対応しない
設置主体	株式会社ファーストナース	訪問看護員 常勤換算	看護師4.0人
所在地	〒433-8101 浜松市北区三幸町433-1	サービス地域	浜松市北区・浜北区・天竜区の一部
TEL	053-430-6861	FAX	053-438-6301
営業時間	日～土：9時～18時（祝日も営業） 休日：日曜・12/30～1/3	特色	精神科に特化した訪問看護ステーション。精神科の外来通院を月1回無料で同行サービス有（週2回以上の利用者に限る）。訪問の交通費無料。申請等無料お手伝い有。
36	訪問看護ステーション浅田	緊急時対応	対応する
浜松南区		ターミナルケア	対応する
設置主体	社会福祉法人 聖隷福祉事業団	訪問看護員 常勤換算	看護師9.6人 PT1.0人 OT1.0人
所在地	〒430-0815 浜松市南区都盛町193-1	サービス地域	浜松市南区全域、中区・東区の一部、磐田市南部地区
TEL	053-441-8868	FAX	053-441-8867
営業時間	月～土：8時30分～17時 休日：12/29～1/3（希望する利用者には24時間対応制度あり）	特色	訪問看護を必要とする方に迅速丁寧に対応します。0歳～高齢の方まで、難病、精神障害、がん・非がんのターミナル期等々、あらゆる状態の方に訪問します。
37	訪問看護ステーション白脇	緊急時対応	対応する
浜松南区		ターミナルケア	対応する
設置主体	医療法人社団 和恵会	訪問看護員 常勤換算	看護師3.3人 PT1.5人
所在地	〒432-8053 浜松市南区法枝町248-3	サービス地域	浜松市（中央・東・西・駅南・江西・江東）南区（白脇・新津・五島・河輪・芳川・飯田・可美地区）東区（和田・中ノ町地区）
TEL	053-444-3030	FAX	053-444-3005
営業時間	月～土：8時30分～17時 休日：日曜・祝日・12/31～1/3	特色	在宅支援のため、理学療法士と共に、介護アドバイスをしたり、様々な状態にあわせて対応しています。必要時、医師・ケアマネジャーとも連携を図り、チームサポートに努めています。
38	ニチケアセンター南浜松 訪問看護ステーション	緊急時対応	対応する
浜松南区		ターミナルケア	対応する
設置主体	株式会社ニチイ学館	訪問看護員 常勤換算	看護師4.8人
所在地	〒435-0038 浜松市南区三和町776-1	サービス地域	浜松市中区、東区、南区
TEL	053-468-6811	FAX	053-468-0823
営業時間	月～金：9時～18時 休日：土曜・日曜・祝日・12/30～1/3 必要に応じて対応	特色	お客様の意思及び人格を尊重し、常にお客様の立場に立ったサービス提供に努めます。また、地域や他のサービスとの連携に努めます。
39	訪問看護ステーション頭陀寺	緊急時対応	対応する
浜松南区		ターミナルケア	対応する
設置主体	有限会社 田中屋産業	訪問看護員 常勤換算	看護師6.8人 PT 7.5人 OT 9.3人
所在地	〒430-0817 浜松市南区頭陀寺町332-8	サービス地域	浜松市（天竜区を除く）・磐田市と湖西市の一部
TEL	053-468-1350	FAX	053-468-1351
営業時間	平日・土曜（一部）・祝日：8時30分～17時30分 休日：土曜・日曜・年末年始	特色	看護師・理学療法士・作業療法士がご利用者のニーズに合わせて訪問させて頂いています。ご利用者様の療養生活を支援するとともに、介護者の負担軽減にも努めてまいります。

40 浜松南区	訪問看護ステーションしろわ			緊急時対応	対応する
設置主体	株式会社 オルトア			ターミナルケア	対応する（加算しない）
所在地	〒430-0846 浜松市南区白羽町612-1			訪問看護員 常勤換算	看護師4.5人 PT 1.0人
TEL	053-442-7233	FAX	053-444-2664	サービス地域	浜松市南区・西区・中区・東区
営業時間	月～金・祭日：8時30分～17時30分 休日：土曜・日曜・GW・年末年始			特色	高齢者のO ₂ 量を多く取り入れるために、呼吸筋リハビリを施行。スタッフ全員が一丸となり、安心・安全に在宅生活が維持できるように関わっています。
41 浜松浜北区	訪問看護ステーション貴布祢			緊急時対応	対応する
設置主体	社会福祉法人 聖隷福祉事業団			ターミナルケア	対応する
所在地	〒434-0023 浜松市浜北区高菌208-2			訪問看護員 常勤換算	看護師10.9人 PT 2.3人
TEL	053-546-3388	FAX	053-546-3390	サービス地域	浜松市浜北区・東区
営業時間	月～土：8時30分～17時 休日：日曜日・年末年始（12/29～1/3）			特色	小児から高齢者まで幅広く訪問しています。特養、デイ、ショート、障害、就労支援、居宅、包括等複合施設の中にあり、情報共有・連携が行いやすい環境にあります。
42 浜松浜北区	日赤訪問看護ステーション			緊急時対応	対応する
設置主体	日本赤十字社静岡県支部			ターミナルケア	対応する
所在地	〒434-8533 浜松市浜北区小林1088-1（浜松赤十字病院内）			訪問看護員 常勤換算	看護師6.1人 PT1.0人
TEL	053-585-3676	FAX	053-585-3677	サービス地域	浜北区全域及び隣接する東区・天竜区・磐田市
営業時間	月～金：8時30分～17時 休日：土・日・祝日			特色	「自分らしく生きる」を支えますをモットーに、住み慣れた我が家で（最期まで）生活したいという利用者の思いに寄り添い、それを実現することを大切にしています。
43 浜松浜北区	生協訪問看護ステーションあおぞら			緊急時対応	対応する
設置主体	浜北医療生活協同組合			ターミナルケア	対応する
所在地	〒434-0034 浜松市浜北区高畑213-3			訪問看護員 常勤換算	看護師4.8人 PT1.0人 OT0.2人
TEL	053-586-8723	FAX	053-585-2708	サービス地域	浜松市（浜北区・東区・中区・北区）
営業時間	平日：8時30分～16時45分 土曜：8時30分～12時45分 休日：日曜・祝日・年末年始			特色	利用者さん、ご家族の思いを大切に、主治医・他の事業所と連携をとりながら、住み慣れた地域で、安心して過ごせるよう、優しくあたたかな看護・リハビリを提供しています。
44 浜松浜北区	訪問看護ステーションあんしん			緊急時対応	対応する
設置主体	医療法人社団 大法会			ターミナルケア	対応する
所在地	〒414-0012 浜松市浜北区中瀬3832-1			訪問看護員 常勤換算	看護師3.5人 PT 0.1人 OT 0.2人
TEL	053-588-3900	FAX	053-588-2513	サービス地域	浜松市（浜北区・東区・天竜区）・磐田市
営業時間	月～金：8時30分～17時 土曜：必要に応じ対応 休日：日曜・祝日・年末年始			特色	高齢者・認知症・精神科疾患を中心に、利用者が住み慣れた地域で生活ができるよう支援していきます。同法人との連携にて、理学療法士・作業療法士も必要に応じ対応していきます。
45 浜松浜北区	訪問看護ステーション北斗わかば			緊急時対応	対応する
設置主体	医療法人社団 三誠会			ターミナルケア	対応する
所在地	〒434-0015 浜松市浜北区豊保245-6			訪問看護員 常勤換算	看護師3.1人
TEL	053-588-3555	FAX	053-588-3551	サービス地域	浜北区全域・天竜区・北区・東区一部・磐田市豊岡地区の一部
営業時間	月～金：9時～17時 土曜（第1・3）：9時～12時 休日：土曜（第1・3は午後）・日曜・12/30～1/3			特色	病を抱えながら自宅で過ごされている方、そのご家族の思いに寄り添い、その方のニーズ。生活の場にあった看護の提供を行います。ご本人・ご家族が安心して自宅での生活を継続できるよう支援します。

46 浜松天竜区	訪問看護ステーション天竜			緊急時対応	対応する
設置主体	医療法人 弘遠会			ターミナルケア	対応する
所在地	〒431-3314 浜松市天竜区二俣町二俣2396-56			訪問看護員 常勤換算	看護師8.2人 PT 1.8人
TEL	053-925-0031	FAX	053-925-0030	特色	高齢者・小児・難病・精神疾患と幅広く対応しています。地域性を大切に、その人らしい生活が実現できるよう、ご本人・ご家族・関係者と共に考え、支援していきます。
営業時間	月～金：8時30分～17時30分 休日：土曜・日曜・祝日・12/30～1/3				
47 浜松天竜区	天竜厚生会訪問看護ステーション			緊急時対応	対応する
設置主体	社会福祉法人 天竜厚生会			ターミナルケア	対応する
所在地	〒431-3492 浜松市天竜区渡ヶ島221			訪問看護員 常勤換算	看護師3.1人 PT 1.0人
TEL	053-583-1362	FAX	053-583-1293	特色	サービス事業所の少ない北遠地域において、体調管理やリハビリ、筋力維持のための運動を行うことで、ご利用者様が少しでも住み慣れた地域社会や家庭において安定した療養生活を送れるようサービスを提供します。
営業時間	月～金：8時30分～17時30分 休日：土曜・日曜・祝日・年末年始				
48 浜松天竜区	櫻乃苑 浜松天竜			緊急時対応	対応する
設置主体	株式会社 知創			ターミナルケア	対応する
所在地	〒431-3314 浜松市天竜区二俣町二俣56-1			訪問看護員 常勤換算	看護師4.2人 PT 0.4人
TEL	053-925-0939	FAX	053-925-0938	特色	病状が安定期にある利用者について、看護師・理学療法士が、そのお宅を訪問して療養上の世話や必要な診療の補助を行うことにより、安心して生活が送れるように支援していきます。
営業時間	8時30分～17時30分 休日なし				
49 湖西市	訪問看護ステーションはまな			緊急時対応	対応する
設置主体	医療法人 宝美会			ターミナルケア	対応する
所在地	〒431-0423 湖西市新所岡崎梅田入会地字藤ヶ池15-70			訪問看護員 常勤換算	看護師4.4人 PT 1.5人
TEL	053-573-0333	FAX	053-573-0322	特色	病院併設のステーションです。在宅療養への移行や状態悪化、家庭事情等で入院・入所が必要な時も、シームレスなケアを提供できるよう心掛けています。地域の医療・介護の調整役として努めます。
営業時間	平日：9時～17時30分 木・土曜：9時～12時45分 休日：日・祝・木と土曜の午後・法人の定める休日				
50 湖西市	湖西市訪問看護ステーション			緊急時対応	対応する
設置主体	湖西市			ターミナルケア	対応する
所在地	〒431-0442 湖西市古見1044			訪問看護員 常勤換算	看護師4.4人 PT0.5人
TEL	053-574-2940	FAX	053-574-2941	特色	住み慣れた地域で安心して、その人らしく生活が送れるよう、小児から高齢者まで幅広く、どのような状態の方でも訪問させていただきます。
営業時間	平日：8時30分～17時15分 休日：土曜・日曜・祝日・12/29～1/3				



訪問看護活用ガイド

発行者 一般社団法人
静岡県訪問看護ステーション協議会
〒420-0839
静岡市葵区鷹匠 3 丁目 6 番 3 号
静岡県医師会館 4 階
TEL 054-297-3311
FAX 054-297-3312
E-mail sizuokahoumonst@cy.tnc.ne.jp